

租税特別措置法等の一部を改正する法律（案）

十三・一・十七（部長説明用）

（租税特別措置法の一部改正）

第一条 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九条の八」を「第九条の五」に、「第六十八条の六」を「第六十八条の七」に改める。

第二条第二項第三号及び第四号を次のように改める。

三 被合併法人 法人税法第二条第十一号に規定する被合併法人をいう。

四 合併法人 法人税法第二条第十二号に規定する合併法人をいう。

第二条第二項第十三号を同項第二十九号とし、同項第十二号を同項第二十八号とし、同項第十一号を同

項第二十七号とし、同項第十号中「第二条第二十六号」を「第二条第二十五号」に改め、同号を同項第二

十六号とし、同項第九号中「第二条第二十四号」を「第二条第二十三号」に改め、同号を同項第二十五号

とし、同項第八号中「第二条第二十三号」を「第二条第二十二号」に改め、同号を同項第二十四号とし、

同項第五号から第七号までを十六号ずつ繰り下げ、同項第四号の次に次の十六号を加える。

五 分割法人 法人税法第二条第十二号の二に規定する分割法人をいう。

一

第四十一条の十六を削<sup>る</sup>る。第四十一条の十五第二項の表中「第四十一条の十五第一項」を「第四十一条の十六第一項」に改め、同条を第四十一条の十六とする。

第四十一条の十四第三項の表の第八十五条第三項、第八十七條、第九十条第二号ハ、第九十四条第一項第三号及び第九十四条第一項第五号の項中「第四十一条の十四第一項」を「第四十一条の十五第一項」に改め、同表の別表第二の備考(一)(4)、別表第三の備考(一)(4)及び別表第四の備考(一)の項中「辨四十一條の十四辨一編」を「辨四十一條の十五辨一編」に改め、同条第四項中「辨四十一條の十四辨一編」を「辨四十一條の十五辨一編」に改め、同条を第四十一条の十五とし、第四十一条の十三の次に次の一条を加える。

(商品先物取引に係る雑所得等の課税の特例)

1.20.00  
▽

第四十一条の十四 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、平成十三年四月一日から平成十五

年三月三十一日までの期間

第三項及び第四項

（以下この条において「適用期間」という。）内に、商品取引所法（昭和二

（職権）

同条第七項の規定する商品市場において行われる

十五年法律第二百三十九号）第二条第六項に規定する先物取引（同条第八項第一号ホに掲げる取引を含

む。以下この条において「商品先物取引」という。）をし、かつ、当該商品先物取引の決済（当該商品

先物取引に係る商品の受渡しが行われることとなるものを除く。以下この条において「差金等決済」と

いう。）をした場合には、当該差金等決済に係る当該商品先物取引による事業所得及び雑所得について

は、所得税法第二十二条及び第八十九条並びに第六十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、

その年中の当該商品先物取引による事業所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより

計算した金額（以下この条において「商品先物取引に係る雑所得等の金額」という。）に対し、商品先

（課税）

物取引に係る雑所得等の金額（次項第三号の規定により読み替えられた同法第七十二条から第八十七条

までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この条において「商品先物取引に係る課税

雑所得等の金額」という。）の百分の二十に相当する金額に相当する所得税を課する。この場合におい

て、商品先物取引に係る雑所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同法その他所得税に

1.20  
▽

1.20  
▽

1.20  
▽

1.20  
▽

関する法令の規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の三までの規定の適用については、同項第三十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税特別措置法第四十一条の十四第一項（商品先物取引に係る雑所得等の課税の特例）に規定する商品先物取引に係る雑所得等の金額（以下「商品先物取引に係る雑所得等の金額」という。）とする。

二 所得税法第六十九条の規定の適用については、同条第一項「~~中~~事業所得の金額」とあるのは「事業所得の金額（租税特別措置法第四十一条の十四第一項（商品先物取引に係る雑所得等の課税の特例）に規定する差金等決済に係る同項に規定する商品先物取引による事業所得がないものとして計算した金額とする。）」と、「各種所得の金額」とあるのは「各種所得の金額（商品先物取引に係る雑所得等の金額を除く。）とする。

三 所得税法第七十一条から第八十七条までの規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、商品先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

四 所得税法第九十二条及び第九十五条の規定の適用については、同法第九十二条第一項中「前節（税率）」とあるのは「前節（税率）及び租税特別措置法第四十一条の十四第一項（商品先物取引に係る雑所得等の課税の特例）」と、「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び租税特別措置法第四十一条の十四第一項に規定する商品先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額」と、同条第二項中「課税総所得金額に係る所得税額」とあるのは「課税総所得金額に係る所得税額、同項に規定する商品先物取引に係る課税雑所得等の金額に係る所得税額」と、同法第九十五条中「その年分の所得税の額」とあるのは「その年分の所得税の額及び租税特別措置法第四十一条の十四第一項（商品先物取引に係る雑所得等の課税の特例）」の規定による所得税の額」とする。

五 前各号に定めるもののほか、所得税法第二編第五章の規定による申請又は申告に関する特例その他前項の規定の適用がある場合における所得税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

3 適用期間内に商品先物取引の差金等決済をする者（法人税法別表第一に掲げる法人その他の政令で定めるものを除く。）は、その差金等決済をする日までに、その差金等決済の都度、その者の氏名又は名



1.22  
▽  
1/31  
○

称及び住所（国内に住所を有しない者にあつては、財務省令で定める場所）~~とする。~~以下この条において

同じ。）を次の各号に掲げる場合の区分に依り当該各号に定める者（以下この条において「商品取引員

、その差金等決済に係る商品先物取引の

等」という。）に告知しなければならない。この場合において、当該商品先物取引の差金等決済をする

者は、当該商品取引員等にその者の住民票の写し、法人の登記簿の抄本その他の政令で定める書類を提

示しなければならぬものとし、当該商品取引員等は、当該告知された氏名又は名称及び住所を当該書

類により確認しなければならないものとする。

一 その商品先物取引の委託をする場合 <sup>した</sup> 当該商品先物取引の委託を受けた商品取引所法第二百二十六条

第三項に規定する商品取引員（以下この号において「商品取引員」という。）の営業所その他これに

準ずるもの（以下この号において「営業所等」という。）の長（~~当該商品取引員に当該商品先物取引~~

の委託の取次ぎをする場合にあつては、当該商品先物取引の委託の取次ぎを受けた商品取引員の営業

所等の長）

により当該商品取引員に当該商品先物取引の委託

二 前号に掲げる場合以外の場合 当該商品先物取引をする商品取引所法第二条第七項に規定する商品

市場を開設した同条第一項に規定する商品取引所の長

赤字... 職権

項及び次項

項から中五項まで

した

引き

4 商品取引員等は、適用期間内に居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が行つた商品先物取引について差金等決済があつた場合には、当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の各人別に、その者の氏名及び住所、当該差金等決済ごとの決済の方法、当該差金等決済に係る商品先物取引の種類、数量及び対価の額又は約定価格等（商品取引所法第三百三十六条の二十一の約定価格等をいう。）その他の財務省令で定める事項を記載した調書（次項及び第七項において「商品先物取引に関する調書」という。）を、その商品先物取引の差金等決済があつた日の属する月の翌月末日までに、当該商品取引員等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

5 商品取引員等は、政令で定めるところにより税務署長の承認を受けた場合には、前項の規定により調書に記載すべきものとされる事項を記載した磁気テープその他の財務省令で定める記録用の媒体（以下この項において「磁気テープ等」という。）の提出をもつて前項の規定による調書の提出に代えることができる。この場合における前項<sup>1.30</sup>次項及び第七項並びに第四十二条の三の規定の適用については、当該磁気テープ等は、商品先物取引に関する調書とみなす。

6 第二項及び前項に定めるもののほか、第三項の規定による告知の特例その他第一項、第三項及び第四

項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

7 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、商品先物取引に関する調書の提出に関する調査について必要があるときは、当該商品先物取引に関する調書を提出する義務がある者に質問し、又はその者の差金等決済に係る商品先物取引に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。

8 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、前項の規定による質問又は検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

9 第七項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第四十一条の十八第二項中「第四十一条の十八第一項」を「第四十一条の十九第一項」に改め、同条を第四十一条の十九とし、第四十一条の十七の次に次の一条を加える。

（認定特定非営利活動法人に寄附をした場合の寄附金控除の特例）

第四十一条の十八 個人が、第六十六条の十一の二第二項に規定する認定特定非営利活動法人に対し、当該認定特定非営利活動法人の行う特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第一項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの





附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次に掲げる規定 平成十三年三月三十一日

イ 第一条中租税特別措置法の目次の改正規定、同法第二条第二項の改正規定、同法第八条の五第一項

第一号の改正規定、同法第九条の四から第九条の八までの改正規定、同法第三十一条の二第二項第七

号の改正規定(同号口の改正規定を除く。)、条中二項オ七同項第十号及び第十一号の改正規定、同法第三十七条

の十第四項の改正規定、同法第四十条の五の改正規定、同法第四十二条の三の二第一項の改正規定(

「第九条の五第三項後段」を削る部分に限る。)、同法第五十二条の三の改正規定、同法第五十五

条から第五十六条の二までの改正規定、同法第五十六条の四の改正規定、同法第五十七条の改正規定

(「当該計算した金額」を「当該金額」に改め、「の百分の十三に相当する金額と当該超える部分の

金額の百分の二に相当する金額との合計額」を削る部分及び「百分の九」を「百分の八」に改める部

## 理由

最近における社会経済情勢等にかんがみ、住宅借入金等に係る所得税額控除制度の控除期間及び控除限度額の拡充等による新たな住宅ローン減税の実施、中小企業投資促進税制の延長等の投資の促進等に資する措置及び上場株式等に係る譲渡所得等の源泉分離選択課税を存続する経過措置の延長等の金融関係の措置を講ずるとともに、認定特定非営利活動法人に対する寄附金に係る特例及び贈与税の基礎控除の特例の創設、個人の土地等に係る長期譲渡所得に対する課税の特例制度における税率軽減の特例等の延長等の土地税制の改正、分割・合併等の企業の組織再編成に対応するための各種特別措置の整備等を行うほか、技術等海外取引に係る所得の特別控除制度の見直し等既存の特別措置の整理合理化を図り、あわせて交際費の損金不算入制度、住宅用家屋に係る所有権の保存登記等に対する登録免許税の特例等期限の到来する特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

《部長説明用》

租税特別措置法等の一部を改正する法律案新旧対照表

〔主 税 局〕

租税特別措置法等の一部を改正する法律案新旧対照表

改 正 案

現

行

(租税特別措置法の一部改正)

第一条 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正す  
る。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 所得税法の特例

第一節 利子所得及び配当所得(第三条―第九条の五)

第二節 不動産所得及び事業所得

第一款 特別税額控除及び減価償却の特例(第十条―第二十条)

第二款 準備金(第二十条の二―第二十条の六)

第三款 技術等海外取引に係る課税の特例(第二十一条)

第三款の二 鉱業所得の課税の特例(第二十二条―第二十四条)

第四款 農業所得の課税の特例(第二十五条)

第五款 その他の特例(第二十五条の二―第二十八条の四)

第二節 給与所得及び退職所得(第二十九条―第二十九条の六)

第四節 山林所得及び譲渡所得等

第一款 山林所得の課税の特例(第三十条・第三十条の二)

第二款 長期譲渡所得の課税の特例(第三十一条―第三十一条の四)

第三款 短期譲渡所得の課税の特例(第三十二条)

第四款 収用等の場合の譲渡所得の特別控除等(第三十三条―第三十三条の  
六)

第五款 特定事業の用地買収等の場合の譲渡所得の特別控除(第三十四条―  
第三十四条の三)

第六款 居住用財産の譲渡所得の特別控除(第三十五条)

第七款 譲渡所得の特別控除額の特例等(第三十六条)

第七款の二 居住用財産の買換えの場合等の長期譲渡所得の課税の特例(第  
三十六条の二―第三十六条の六)

第八款 特定の事業用資産の買換えの場合等の譲渡所得の課税の特例(第三  
十七条―第三十七条の九の二)

目次

第一章 同上

第二章 同上

第一節 利子所得及び配当所得(第三条―第九条の八)

第二節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第三款 同上

第三款の二 同上

第四款 同上

第五款 同上

第三節 同上

第四節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第三款 同上

第四款 同上

第五款 同上

第六款 同上

第七款 同上

第七款の二 同上

第八款 同上

(商品先物取引に係る雑所得等の課税の特例)

第四十一条の十四 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、平成十三年四月一日から平成十五年三月三十一日までの期間(第三項及び第四項において「適用期間」という。)内に、商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)第二条第六項に規定する先物取引(同条第七項に規定する商品市場において行われる同条第八項第一号ホに掲げる取引を含む。以下この条において「商品先物取引」という。)をし、かつ、当該商品先物取引の決済(当該商品先物取引に係る商品の受渡しが行われることとなるものを除く。以下この条において「差金等決済」という。)をした場合には、当該差金等決済に係る当該商品先物取引による事業所得及び雑所得については、所得税法第二十二条及び第八十九条並びに第六十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該商品先物取引による事業所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額(以下この項において「商品先物取引に係る雑所得等の金額」という。)に対し、商品先物取引に係る課税雑所得等の金額(商品先物取引に係る雑所得等の金額(次項第三号の規定により読み替えられた同法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の百分の二十に相当する金額に相当する所得税を課する。この場合において、商品先物取引に係る雑所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同法その他所得税に関する法令の規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- 一 所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の三までの規定の適用については、同項第三十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税特別措置法第四十一条の十四第一項(商品先物取引に係る雑所得等の課税の特例)に規定する商品先物取引に係る雑所得等の金額(以下「商品先物取引に係る雑所得等の金額」という。)」とする。
- 二 所得税法第六十九条の規定の適用については、同条第一項「事業所得の金額」とあるのは「事業所得の金額(租税特別措置法第四十一条の十四第一項(商品先物取引に係る雑所得等の課税の特例)に規定する差金等決済に係る同項に規定する商品先物取引による事業所得がないものとして計算した金額とする。)(一)と、「各種所得の金額」とあるのは「各種所得の金額(商品先物取引に係る雑所得等の金額を除く。)」とする。
- 三 所得税法第七十一条から第八十七条までの規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、商品先物取引に係る雑所得

等の金額」とする。

四 所得税法第九十二条及び第九十五条の規定の適用については、同法第九十一条第一項中「前節(税率)」とあるのは「前節(税率)及び租税特別措置法第四十一条の十四第一項(商品先物取引に係る雑所得等の課税の特例)」と、「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び租税特別措置法第四十一条の十四第一項に規定する商品先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額」と同条第二項中「課税総所得金額に係る所得税額」とあるのは「課税総所得金額に係る所得税額、同項に規定する商品先物取引に係る課税雑所得等の金額に係る所得税額」と、同法第九十五条中「その年分の所得税の額」とあるのは「その年分の所得税の額及び租税特別措置法第四十一条の十四第一項(商品先物取引に係る雑所得等の課税の特例)の規定による所得税の額」とする。

五 前各号に定めるもののほか、所得税法第二編第五章の規定による申請又は申告に関する特例その他前項の規定の適用がある場合における所得税に関する法令の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

3 適用期間内に商品先物取引の差金等決済をする者(法人税法別表第一に掲げる法人その他の政令で定めるものを除く。)は、その差金等決済をする日までに、その差金等決済の都度、その者の氏名又は名称及び住所(国内に住所を有しない者にあつては、財務省令で定める場所。以下この項及び次項において同じ。)を、その差金等決済に係る商品先物取引の次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者(以下この項から第五項までにおいて「商品取引員等」という。)(に告知しなければならない。この場合において、当該商品先物取引の差金等決済をする者は、当該商品取引員等にその者の住民票の写し、法人の登記簿の抄本その他の政令で定める書類を提示しなければならないものとし、当該商品取引員等は、当該告知された氏名又は名称及び住所を当該書類により確認しなければならないものとする。

一 その商品先物取引の委託をした場合 当該商品先物取引の委託を受けた商品取引所法第二百二十六条第二項に規定する商品取引員(以下この号において「商品取引員」という。)(の営業所その他これに準ずるもの(以下この号において「営業所等」という。)(の長(商品先物取引の委託の取次ぎにより当該商品取引員に当該商品先物取引の委託をした場合にあつては、当該委託の取次ぎを引き受けた商品取引員の営業所等の長)

4 前号に掲げる場合以外の場合 当該商品先物取引をした商品取引所法第二条第七項に規定する商品市場を開設した同条第一項に規定する商品取引所の長(商品取引員等は、適用期間内に居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が行った商品先物取引について差金等決済があつた場合には、当該居住者又は国



内に恒久的施設を有する非居住者の各人別に、そのイの氏名及び住所、当該差金等決済ごとの決済の方法、当該差金等決済に係る商品先物取引の種類、数量及び対価の額又は約定価格等（商品取引所法第百三十六条の二十一の約定価格等を含む。）その他の財務省令で定める事項を記載した調書（次項及び第七項において「商品先物取引に関する調書」という。）を、その商品先物取引の差金等決済があつた日の属する月の翌月末日までに、当該商品取引員等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

5 商品取引員等は、政令で定めるところにより税務署長の承認を受けた場合には、前項の規定により調書に記載すべきものとされる事項を記録した磁気テープその他の財務省令で定める記録用の媒体（以下この項において「磁気テープ等」という。）の提出をもつて前項の規定による調書の提出に代えることができる。この場合における同項及び第七項並びに第四十二条の三の規定の適用については、当該磁気テープ等は、商品先物取引に関する調書とみなす。

6 第二項及び前項に定めるもののほか、第三項の規定による告知の特例その他第一項、第二項及び第四項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

7 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、商品先物取引に関する調書の提出に関する調査について必要があるときは、当該商品先物取引に関する調書を提出する義務がある者に質問し、又はその者の差金等決済に係る商品先物取引に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。

8 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、前項の規定による質問又は検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

9 第七項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(特定短期国債等の譲渡の対価等の支払調書又は商品先物取引に関する調査の提出等に係る罰則)

第四十二条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第四十一条の十二第二十二項の告知書を同項の混蔵寄託をする際に同項に規定する受寄金融機関等の営業所等の長に提出せず、若しくは当該告知書に偽りの記載をして当該受寄金融機関等の営業所等の長に提出した者又は同条第十六項の告知書を同項の償還を受ける際に同項に規定する支払の取扱者若しくは同項に規定する受寄金融機関等の営業所等の長に提出せず、若しくは当該告知書に偽りの記載をして当該支払の取扱者に提出した者

二 第四十一条の十二第十九項に規定する特定短期国債等の譲渡対価の支払調書若しくは同条第二十項に規定する特定短期国債等の償還金の支払調書又は第四十一条の十四第四項に規定する商品先物取引に関する調査をこれらの調査の提出期限までに税務署長に提出せず、又はこれらの調査に偽りの記載若しくは記録をして税務署長に提出した者

三 第四十一条の十二第二十三項又は第四十一条の十四第七項の規定による当該職員の問題に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

四 第四十一条の十二第二十三項又は第四十一条の十四第七項の規定による検査に関し偽りの記載をした帳簿書類を提示した者

2| 前項第一号の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第二条の例に従う。

3| 第四十一条の十二第十九項に規定する特定短期国債等の譲渡対価の支払調書若しくは同条第二十項に規定する特定短期国債等の償還金の支払調書又は第四十一条の十四第四項に規定する商品先物取引に関する調査の提出に関する調査に関する事務に従事している者又は従事していた者が、その事務に関して知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用したときは、これを二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

4| 法人(人格のない社団等(法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等をいう。以下この条において同じ。))を含む。以下この項において同じ。)の代表者(人格のない社団等の管理人を含む。))又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第一項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

5 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は

(特定短期国債等の譲渡の対価又は償還金の支払調書の提出等に係る罰則)

第四十二条の三 同上

一 第四十一条の十二第二十二項の告知書を同項の混蔵寄託をする際に同項に規定する受寄金融機関等の営業所等の長に提出せず、若しくは当該告知書に偽りの記載をして当該受寄金融機関等の営業所等の長に提出した者又は同条第十四項の告知書を同項の償還を受ける際に同項に規定する支払の取扱者に提出せず、若しくは当該告知書に偽りの記載をして当該支払の取扱者に提出した者

二 第四十一条の十二第十六項に規定する特定短期国債等の譲渡対価の支払調書又は同条第十七項に規定する特定短期国債等の償還金の支払調書をこれらの調査の提出期限までに税務署長に提出せず、又はこれらの調査に偽りの記載若しくは記録をして税務署長に提出した者

三 第四十一条の十二第二十項の規定による当該職員の問題に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

四 第四十一条の十二第二十項の規定による検査に関し偽りの記載をした帳簿書類を提示した者

2| 第四十一条の十二第十六項に規定する特定短期国債等の譲渡対価の支払調書又は同条第十七項に規定する特定短期国債等の償還金の支払調書の提出に関する調査に関する事務に従事している者又は従事していた者が、その事務に関して知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用したときは、これを二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

3| 同上

4| 同上

管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等が代表するほか、法人を被告又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

租 税 特 別 措 置 法 等 の  
一 部 を 改 正 す る 法 律 案  
( 所 得 税 関 係 )

読 替 え 表

平 成 1 3 年 1 月  
主 税 局 税 制 第 一 課

改正法第一条による改正後の租税特別措置法第四十一条の第十四第二項第一号の規定による所得税法第二条第一項第三十号の読替表

読 替 後

読 替 前

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 二十九 省略

三十 老年者 年齢六十五歳以上の者で、第七十条（純損失の繰越控除）及び第七十一条（雑損失の繰越控除）の規定を適用しないで計算した場合における第二十一条（課税標準）に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額並びに租税特別措置法第四十一条の第十四第一項（商品先物取引に係る雑所得等の課税の特例）に規定する商品先物取引に係る雑所得等の金額（以下「商品先物取引に係る雑所得等の金額」という。）の合計額（以下この条において「合計所得金額」という。）が千万円以下であるものをいう。

三十一 四十八 省略

2・3 省略

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 二十九 省略

三十 老年者 年齢六十五歳以上の者で、第七十条（純損失の繰越控除）及び第七十一条（雑損失の繰越控除）の規定を適用しないで計算した場合における第二十一条（課税標準）に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額（以下この条において「合計所得金額」という。）が千万円以下であるものをいう。

三十一 四十八 省略

2・3 省略

OK

改正法第一条による改正後の租税特別措置法第四十一条の十四第二項第二号の規定による所得税法第六十九条の読替表

読 替 後

読 替 前

(損益通算)

第六十九条 総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額を計算する場合において、不動産所得の金額、事業所得の金額(租税特別措置法第四十一条の十四第一項(商品先物取引に係る雑所得等の課税の特例)に規定する差金決済に係る同項に規定する商品先物取引による事業所得がないものとして計算した金額とする。)、山林所得の金額又は譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、政令で定める順序により、これを他の各種所得の金額(商品先物取引に係る雑所得等の金額を除く。)から控除する。

2 省略

(損益通算)

第六十九条 総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額を計算する場合において、不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、政令で定める順序により、これを他の各種所得の金額から控除する。

2 省略



改正法第一条による改正後の租税特別措置法第四十一条の第十四第二項第三号の規定による所得税法第七十一条から第八十七条の読替表

読 替 後

(雑損失の繰越控除)

第七十一条 確定申告書を提出する居住者のその年の前年以前三年内の各年において生じた雑損失の金額（この項又は次条第一項の規定により前年以前において控除されたものを除く。）は、政令で定めるところにより、当該申告書に係る年分の総所得金額、商品先物取引に係る雑所得等の金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。

2・3 省略

(雑損控除)

第七十二条 居住者又はその者と生計を一にする配偶者その他の親族で政令で定めるものの有する資産（第六十二条第一項（生活に通常必要でない資産の災害による損失）及び第七十条第三項（被災事業用資産の損失の金額）に規定する資産を除く。）について災害又は盗難若しくは横領による損失が生じた場合（その災害又は盗難若しくは横領に関連してその居住者が政令で定めるやむを得ない支出をした場合を含む。）において、その年における当該損失の金額（当該支出をした金額を含むものとし、保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補てんされる部分の金額を除く。以下この項において「損失の金額」という。）の合計額が次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる金額を超えるときは、その超える部分の金額を、その居住者のその年分の総所得金額、商品先物取引に係る雑所得等の金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

- 一 その年における損失の金額に含まれる災害関連支出の金額（損失の金額のうち災害に直接関連して支出をした金額として政令で定める金額をいう。以下この項において同じ。）が五万円以下である場合（その年における災害関連支出の金額がない場合を含む。）その居住者のその年分の総所得金額、商品先物取引に係る雑所得等の金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の十分の一に相当する金額

二・三 省略

2・3 省略

(医療費控除)

租法41の14②三の規定による所得税法第七十一条から

読 替 前

(雑損失の繰越控除)

第七十一条 確定申告書を提出する居住者のその年の前年以前三年内の各年において生じた雑損失の金額（この項又は次条第一項の規定により前年以前において控除されたものを除く。）は、政令で定めるところにより、当該申告書に係る年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。

2・3 省略

(雑損控除)

第七十二条 居住者又はその者と生計を一にする配偶者その他の親族で政令で定めるものの有する資産（第六十二条第一項（生活に通常必要でない資産の災害による損失）及び第七十条第三項（被災事業用資産の損失の金額）に規定する資産を除く。）について災害又は盗難若しくは横領による損失が生じた場合（その災害又は盗難若しくは横領に関連してその居住者が政令で定めるやむを得ない支出をした場合を含む。）において、その年における当該損失の金額（当該支出をした金額を含むものとし、保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補てんされる部分の金額を除く。以下この項において「損失の金額」という。）の合計額が次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる金額を超えるときは、その超える部分の金額を、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

- 一 その年における損失の金額に含まれる災害関連支出の金額（損失の金額のうち災害に直接関連して支出をした金額として政令で定める金額をいう。以下この項において同じ。）が五万円以下である場合（その年における災害関連支出の金額がない場合を含む。）その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の十分の一に相当する金額

二・三 省略

2・3 省略

(医療費控除)



第七十三条 居住者が、各年において、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る医療費を支払った場合において、その年中に支払った当該医療費の金額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補てんされる部分の金額を除く。）の合計額がその居住者のその年分の総所得金額、商品先物取引に係る雑所得等の金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の五に相当する金額（当該金額が十万円を超える場合には、十万円）を超えるときは、その超える部分の金額（当該金額が二百万円を超える場合には、二百万円）を、その居住者のその年分の総所得金額、商品先物取引に係る雑所得等の金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

2・3 省略

(社会保険料控除)

第七十四条 居住者が、各年において、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき社会保険料を支払った場合又は給与から控除される場合には、その支払った金額又はその控除される金額を、その居住者のその年分の総所得金額、商品先物取引に係る雑所得等の金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

2・3 省略

(小規模企業共済等掛金控除)

第七十五条 居住者が、各年において、小規模企業共済等掛金を支払った場合には、その支払った金額を、その者のその年分の総所得金額、商品先物取引に係る雑所得等の金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

2・3 省略

(生命保険料控除)

第七十六条 居住者が、各年において、生命保険契約等に係る保険料又は掛金（次項に規定する個人年金保険料を除く。以下この項において「生命保険料」という。）を支払った場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を、その居住者のその年分の総所得金額、商品先物取引に係る雑所得等の金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

一～四 省略

2 居住者が、各年において、個人年金保険契約等に係る保険料又は掛金（その者の身体の傷害又は疾病その他これらに類する事由に基因して保険金、共済金その他の給付金を支払う旨の特約が付されている契約にあつては、当該特約に係る保険料又

第七十三条 居住者が、各年において、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る医療費を支払った場合において、その年中に支払った当該医療費の金額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補てんされる部分の金額を除く。）の合計額がその居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の五に相当する金額（当該金額が十万円を超える場合には、十万円）を超えるときは、その超える部分の金額（当該金額が二百万円を超える場合には、二百万円）を、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

2・3 省略

(社会保険料控除)

第七十四条 居住者が、各年において、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき社会保険料を支払った場合又は給与から控除される場合には、その支払った金額又はその控除される金額を、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

2・3 省略

(小規模企業共済等掛金控除)

第七十五条 居住者が、各年において、小規模企業共済等掛金を支払った場合には、その支払った金額を、その者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

2・3 省略

(生命保険料控除)

第七十六条 居住者が、各年において、生命保険契約等に係る保険料又は掛金（次項に規定する個人年金保険料を除く。以下この項において「生命保険料」という。）を支払った場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

一～四 省略

2 居住者が、各年において、個人年金保険契約等に係る保険料又は掛金（その者の身体の傷害又は疾病その他これらに類する事由に基因して保険金、共済金その他の給付金を支払う旨の特約が付されている契約にあつては、当該特約に係る保険料又



は掛金を除く。以下この項において「個人年金保険料」という。）を支払った場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を、その居住者のその年分の総所得金額、商品先物取引に係る雑所得等の金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

一～四 省略

#### 355 省略

#### (損害保険料控除)

第七十七条 居住者が、各年において、自己若しくは自己と生計を一にする配偶者その他の親族の有する家屋で常時その居住の用に供するもの若しくはこれらの者の有する第九条第一項第九号（生活用動産の譲渡所得の非課税）に規定する資産を保険若しくは共済の目的とする損害保険契約等又はこれらの者の身体の傷害に基因して、若しくはこれらの者の身体の傷害若しくは疾病により病院若しくは診療所に入院して第七十三条第二項（医療費控除）に規定する医療費を支払ったことに基因して保険金若しくは共済金が支払われる損害保険契約等に係る保険料又は掛金（以下この条において「損害保険料」という。）を支払った場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる金額を、その居住者のその年分の総所得金額、商品先物取引に係る雑所得等の金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

一～三 省略

#### 2・3 省略

#### (寄付金控除)

第七十八条 居住者が、各年において、特定寄付金を支出した場合において、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額をこえるときは、そのこえる金額を、その者のその年分の総所得金額、商品先物取引に係る雑所得等の金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

一 その年中に支出した特定寄付金の額の合計額（当該合計額がその者のその年分の総所得金額、商品先物取引に係る雑所得等の金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の二十五に相当する金額をこえる場合には、当該百分の二十五に相当する金額）

二 省略

#### 254 省略

#### (障害者控除)

第七十九条 居住者が障害者である場合には、その者のその年分の総所得金額、商

租法41の14②三の規定による所得税法第七十一条から

は掛金を除く。以下この項において「個人年金保険料」という。）を支払った場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

一～四 省略

#### 355 省略

#### (損害保険料控除)

第七十七条 居住者が、各年において、自己若しくは自己と生計を一にする配偶者その他の親族の有する家屋で常時その居住の用に供するもの若しくはこれらの者の有する第九条第一項第九号（生活用動産の譲渡所得の非課税）に規定する資産を保険若しくは共済の目的とする損害保険契約等又はこれらの者の身体の傷害に基因して、若しくはこれらの者の身体の傷害若しくは疾病により病院若しくは診療所に入院して第七十三条第二項（医療費控除）に規定する医療費を支払ったことに基因して保険金若しくは共済金が支払われる損害保険契約等に係る保険料又は掛金（以下この条において「損害保険料」という。）を支払った場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる金額を、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

一～三 省略

#### 2・3 省略

#### (寄付金控除)

第七十八条 居住者が、各年において、特定寄付金を支出した場合において、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額をこえるときは、そのこえる金額を、その者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

一 その年中に支出した特定寄付金の額の合計額（当該合計額がその者のその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の二十五に相当する金額をこえる場合には、当該百分の二十五に相当する金額）

二 省略

#### 254 省略

#### (障害者控除)

第七十九条 居住者が障害者である場合には、その者のその年分の総所得金額、退職



品先物取引に係る雑所得等の金額、退職所得金額又は山林所得金額から二十七万円（その者が特別障害者である場合には、四十万円）を控除する。

2 居住者に障害者である控除対象配偶者又は扶養親族がある場合には、その居住者のその年分の総所得金額、商品先物取引に係る雑所得等の金額、退職所得金額又は山林所得金額から、その障害者一人につき二十七万円（その者が特別障害者である場合には、四十万円）を控除する。

3 省略

(老年者控除)

第八十条 居住者が老年者である場合には、その者のその年分の総所得金額、商品先物取引に係る雑所得等の金額、退職所得金額又は山林所得金額から五十万円を控除する。

2 省略

(寡婦(寡夫)控除)

第八十一条 居住者が寡婦又は寡夫である場合には、その者のその年分の総所得金額、商品先物取引に係る雑所得等の金額、退職所得金額又は山林所得金額から二十七万円を控除する。

2 省略

(勤労学生控除)

第八十二条 居住者が勤労学生である場合には、その者のその年分の総所得金額、商品先物取引に係る雑所得等の金額、退職所得金額又は山林所得金額から二十七万円を控除する。

2 省略

(配偶者控除)

第八十三条 居住者が控除対象配偶者を有する場合には、その居住者のその年分の総所得金額、商品先物取引に係る雑所得等の金額、退職所得金額又は山林所得金額から三十八万円（その控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合には、四十八万円）を控除する。

2・3 省略

(配偶者特別控除)

第八十三条の二 居住者が生計を一にする配偶者（他の居住者の扶養親族とされる者

租法41の14②三の規定による所得税法第七十一条から

所得金額又は山林所得金額から二十七万円（その者が特別障害者である場合には、四十万円）を控除する。

2 居住者に障害者である控除対象配偶者又は扶養親族がある場合には、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、その障害者一人につき二十七万円（その者が特別障害者である場合には、四十万円）を控除する。

3 省略

(老年者控除)

第八十条 居住者が老年者である場合には、その者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から五十万円を控除する。

2 省略

(寡婦(寡夫)控除)

第八十一条 居住者が寡婦又は寡夫である場合には、その者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から二十七万円を控除する。

2 省略

(勤労学生控除)

第八十二条 居住者が勤労学生である場合には、その者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から二十七万円を控除する。

2 省略

(配偶者控除)

第八十三条 居住者が控除対象配偶者を有する場合には、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から三十八万円（その控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合には、四十八万円）を控除する。

2・3 省略

(配偶者特別控除)

第八十三条の二 居住者が生計を一にする配偶者（他の居住者の扶養親族とされる者

並びに第五十七条第一項（事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等）に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第三項に規定する事業専従者に該当するものを除く。）で第二条第一項第三十号（定義）に規定する合計所得金額（以下この項及び次項において「合計所得金額」という。）が七十六万円未満であるものを有する場合には、その居住者のその年分の総所得金額、商品先物取引に係る雑所得等の金額、退職所得金額又は山林所得金額から次の各号に掲げるその配偶者の区分に応じ当該各号に定める金額を控除する。

一・二 省略

2・3 省略

（扶養控除）

第八十四条 居住者が扶養親族を有する場合には、その居住者のその年分の総所得金額、商品先物取引に係る雑所得等の金額、退職所得金額又は山林所得金額から、その扶養親族一人につき三十八万円（その者が特定扶養親族である場合には五十八万円とし、その者が老人扶養親族である場合には四十八万円とする。）を控除する。

2・3 省略

（基礎控除）

第八十六条 居住者については、その者のその年分の総所得金額、商品先物取引に係る雑所得等の金額、退職所得金額又は山林所得金額から三十八万円を控除する。

2 省略

（所得控除の順序）

第八十七条 省略

2 前項の控除をすべき金額は、総所得金額、商品先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額又は退職所得金額から順次控除する。

並びに第五十七条第一項（事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等）に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第三項に規定する事業専従者に該当するものを除く。）で第二条第一項第三十号（定義）に規定する合計所得金額（以下この項及び次項において「合計所得金額」という。）が七十六万円未満であるものを有する場合には、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から次の各号に掲げるその配偶者の区分に応じ当該各号に定める金額を控除する。

一・二 省略

2・3 省略

（扶養控除）

第八十四条 居住者が扶養親族を有する場合には、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、その扶養親族一人につき三十八万円（その者が特定扶養親族である場合には五十八万円とし、その者が老人扶養親族である場合には四十八万円とする。）を控除する。

2・3 省略

（基礎控除）

第八十六条 居住者については、その者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から三十八万円を控除する。

2 省略

（所得控除の順序）

第八十七条 省略

2 前項の控除をすべき金額は、総所得金額、山林所得金額又は退職所得金額から順次控除する。



改正法第一条による改正後の租税特別措置法第四十一条の第十四第二項第四号の規定による所得税法第九十二条及び第九十五条の読替表

読 替 後

読 替 前

(配当控除)

第九十二条 居住者が利益の配当（商法第二百九十三条ノ五第一項（中間配当）又は資産の流動化に関する法律第百一条第一項（中間配当）に規定する金銭の分配その他これに類する金銭の分配として政令で定めるものを含む。以下この条において同じ。）、剰余金の分配、証券投資信託若しくは特定投資信託（法人税法第二条第二十九号の三イ（定義）に掲げる信託をいう。以下この項において同じ。）の収益の分配（第九条第一項第十一号（元本の払戻しに係る収益の分配の非課税）に掲げるものを含まない。以下この条において同じ。）又は特定目的信託の収益の分配に係る配当所得（外国法人から受けるこれらの金額に係るものを除く。以下この条において同じ。））を有する場合には、その居住者のその年分の所得税額（前節（税率）及び租税特別措置法第四十一条の第十四第一項（商品先物取引に係る雑所得等の課税の特例）の規定による所得税の額をいう。以下この条において同じ。）から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を控除する。

一 その年分の課税総所得金額及び租税特別措置法第四十一条の第十四第一項に規定する商品先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額が千万円以下である場合次に掲げる配当所得の区分に応じそれぞれ次に定める金額の合計額

イ・ロ 省略

二 その年分の課税総所得金額及び租税特別措置法第四十一条の第十四第一項に規定する商品先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額が千万円を超え、かつ、当該課税総所得金額及び租税特別措置法第四十一条の第十四第一項に規定する商品先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額から証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が千万円以下である場合 次に掲げる配当所得の区分に応じそれぞれ次に定める金額の合計額

イ 省略

ロ 証券投資信託の収益の分配に係る配当所得 当該配当所得の金額のうち、当該課税総所得金額及び租税特別措置法第四十一条の第十四第一項に規定する商品先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額から千万円を控除した金額に相当する金額については百分の二・五を、その他の金額については百分の五をそれぞれ乗じて計算した金額の合計額

三省 略

(配当控除)

第九十二条 居住者が利益の配当（商法第二百九十三条ノ五第一項（中間配当）又は資産の流動化に関する法律第百一条第一項（中間配当）に規定する金銭の分配その他これに類する金銭の分配として政令で定めるものを含む。以下この条において同じ。）、剰余金の分配、証券投資信託若しくは特定投資信託（法人税法第二条第二十九号の三イ（定義）に掲げる信託をいう。以下この項において同じ。）の収益の分配（第九条第一項第十一号（元本の払戻しに係る収益の分配の非課税）に掲げるものを含まない。以下この条において同じ。）又は特定目的信託の収益の分配に係る配当所得（外国法人から受けるこれらの金額に係るものを除く。以下この条において同じ。））を有する場合には、その居住者のその年分の所得税額（前節（税率）の規定による所得税の額をいう。以下この条において同じ。）から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を控除する。

一 その年分の課税総所得金額が千万円以下である場合 次に掲げる配当所得の区分に応じそれぞれ次に定める金額の合計額

イ・ロ 省略

二 その年分の課税総所得金額が千万円を超え、かつ、当該課税総所得金額から証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が千万円以下である場合 次に掲げる配当所得の区分に応じそれぞれ次に定める金額の合計額

イ 省略

ロ 証券投資信託の収益の分配に係る配当所得 当該配当所得の金額のうち、当該課税総所得金額から千万円を控除した金額に相当する金額については百分の二・五を、その他の金額については百分の五をそれぞれ乗じて計算した金額の合計額

三省 略



イ 利益の配当等に係る配当所得 当該配当所得の金額のうち、当該課税総所得金額及び租税特別措置法第四十一条の第十四第一項に規定する商品先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額から千万円とロに掲げる配当所得の金額との合計額を控除した金額に達するまでの金額については百分の五を、その他の金額については百分の十をそれぞれ乗じて計算した金額の合計額

ロ 省略

2 前項の規定による控除をすべき金額は、課税総所得金額に係る所得税額、同項に規定する商品先物取引に係る課税雑所得等の金額に係る所得税額、課税山林所得金額に係る所得税額又は課税退職所得金額に係る所得税額から順次控除する。この場合において、当該控除をすべき金額がその年分の所得税額をこえるときは、当該控除をすべき金額は、当該所得税額に相当する金額とする。

3 省略

#### (外国税額控除)

第九十五条 居住者が各年において外国所得税（外国の法令により課される所得税に相当する税で政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）を納付することとなる場合には、第八十九条から第九十二条まで（税率及び配当控除）の規定により計算したその年分の所得税の額及び租税特別措置法第四十一条の第十四第一項（商品先物取引に係る雑所得等の課税の特例）の規定による所得税の額のうち、その年において生じた所得でその源泉が国外にあるものに対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額（以下この条において「控除限度額」という。）を限度として、その外国所得税の額をその年分の所得税の額及び租税特別措置法第四十一条の第十四第一項（商品先物取引に係る雑所得等の課税の特例）の規定による所得税の額から控除する。

2 居住者が各年において納付することとなる外国所得税の額がその年の控除限度額と地方税控除限度額として政令で定める金額との合計額を超える場合において、その年の前年以前三年内の各年（以下この条において「前三年以内の各年」という。）の控除限度額のうちその年に繰り越される部分として政令で定める金額（以下この条において「繰越控除限度額」という。）があるときは、政令で定めるところにより、その繰越控除限度額を限度として、その超える部分の金額をその年分の所得税の額及び租税特別措置法第四十一条の第十四第一項（商品先物取引に係る雑所得等の課税の特例）の規定による所得税の額から控除する。

3 居住者が各年において納付することとなる外国所得税の額がその年の控除限度額に満たない場合において、その前三年以内の各年において納付することとなった外国所得税の額のうちその年に繰り越される部分として政令で定める金額（以下この

イ 利益の配当等に係る配当所得 当該配当所得の金額のうち、当該課税総所得金額から千万円とロに掲げる配当所得の金額との合計額を控除した金額に達するまでの金額については百分の五を、その他の金額については百分の十をそれぞれ乗じて計算した金額の合計額

ロ 省略

2 前項の規定による控除をすべき金額は、課税総所得金額に係る所得税額、課税山林所得金額に係る所得税額又は課税退職所得金額に係る所得税額から順次控除する。この場合において、当該控除をすべき金額がその年分の所得税額をこえるときは、当該控除をすべき金額は、当該所得税額に相当する金額とする。

3 省略

#### (外国税額控除)

第九十五条 居住者が各年において外国所得税（外国の法令により課される所得税に相当する税で政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）を納付することとなる場合には、第八十九条から第九十二条まで（税率及び配当控除）の規定により計算したその年分の所得税の額のうち、その年において生じた所得でその源泉が国外にあるものに対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額（以下この条において「控除限度額」という。）を限度として、その外国所得税の額をその年分の所得税の額から控除する。

2 居住者が各年において納付することとなる外国所得税の額がその年の控除限度額と地方税控除限度額として政令で定める金額との合計額を超える場合において、その年の前年以前三年内の各年（以下この条において「前三年以内の各年」という。）の控除限度額のうちその年に繰り越される部分として政令で定める金額（以下この条において「繰越控除限度額」という。）があるときは、政令で定めるところにより、その繰越控除限度額を限度として、その超える部分の金額をその年分の所得税の額から控除する。

3 居住者が各年において納付することとなる外国所得税の額がその年の控除限度額に満たない場合において、その前三年以内の各年において納付することとなった外国所得税の額のうちその年に繰り越される部分として政令で定める金額（以下この

条において「繰越外国所得税額」という。）があるときは、政令で定めるところにより、当該控除限度額からその年において納付することとなる外国所得税の額を控除した残額を限度として、その繰越外国所得税額をその年分の所得税の額及び租税特別措置法第四十一条の第十四第一項（商品先物取引に係る雑所得等の課税の特例）の規定による所得税の額から控除する。

458 省 略

条において「繰越外国所得税額」という。）があるときは、政令で定めるところにより、当該控除限度額からその年において納付することとなる外国所得税の額を控除した残額を限度として、その繰越外国所得税額をその年分の所得税の額から控除する。

458 省 略



租税特別措置法等の  
一部を改正する法律案  
(所得税関係)

参 考 資 料

平成13年1月  
主税局税制第一課

## 平成13年度税制改正の要綱（抄）

〔平成13年1月16日  
閣議決定〕

### 四 金融関係税制

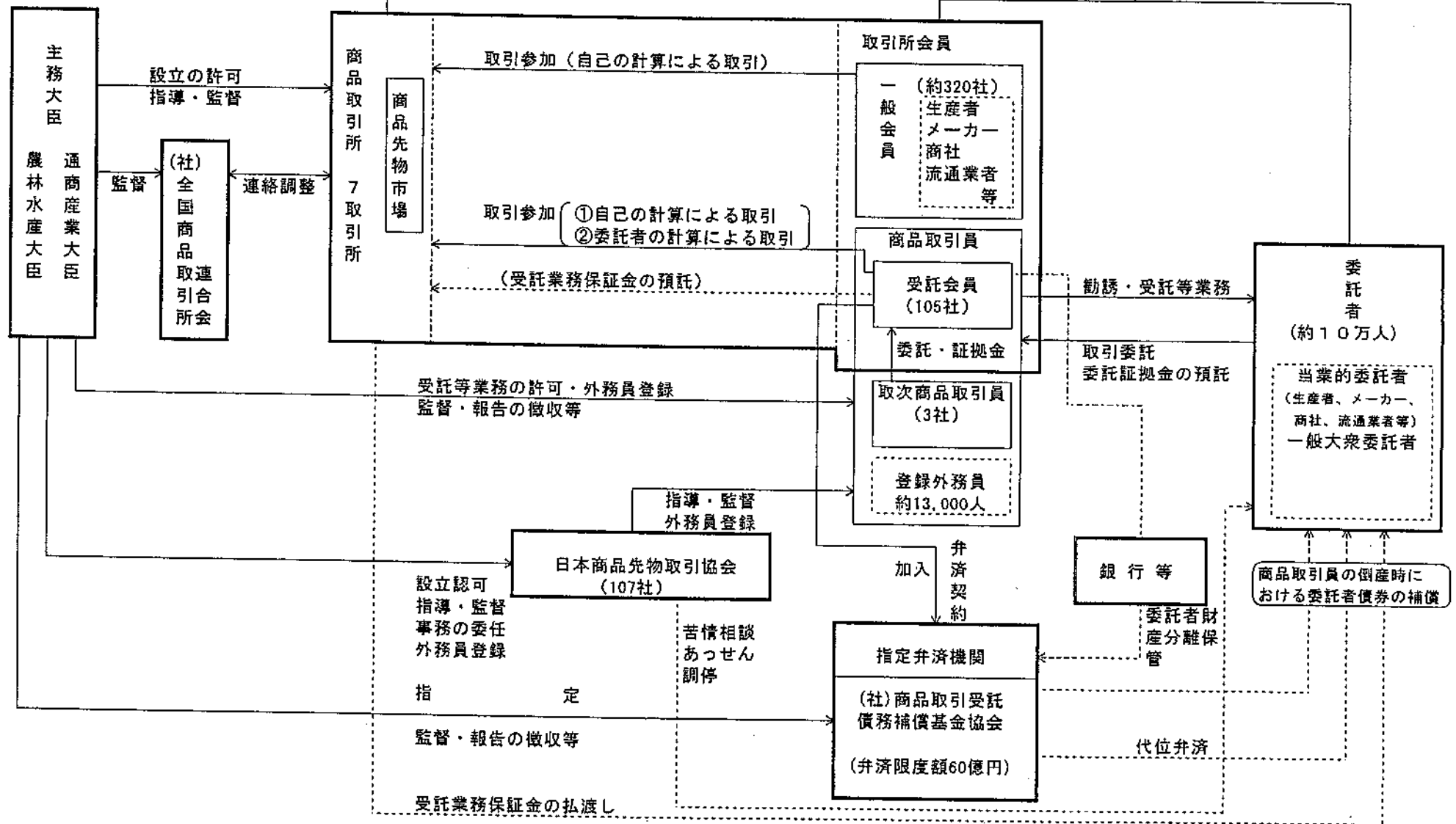
- 2 商品先物取引による所得に対する所得税については、次により申告分離課税を行うこととする。
  - (1) 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、平成13年4月1日から平成15年3月31日までの期間（以下「適用期間」という。）内に、商品取引所法に規定する先物取引（以下「商品先物取引」という。）をし、かつ、当該商品先物取引の差金等決済をした場合には、当該差金等決済に係る当該商品先物取引による事業所得及び雑所得（以下「商品先物取引による所得」という。）については、他の所得と分離して20%の税率により確定申告を通じて課税する。
  - (2) 商品先物取引による所得の金額の計算上生じた損失の金額は、商品先物取引による所得以外の所得との通算及び翌年以降への繰越しは認めない。
  - (3) 適用期間内に商品先物取引の差金等決済をする者は、その差金等決済をする日までに、その差金等決済の都度、その者の氏名又は名称及び住所を、その商品先物取引の委託等をする商品取引員等に告知しなければならないものとし、当該商品取引員等は、一定の公的書類により本人確認をしなければならないものとする。

なお、商品先物取引の差金等決済をする者が、商品取引員等との間で商品先物取引の委託等の契約を締結する際、一定の告知及び本人確認を行っているときは、当該契約に基づく商品先物取引の差金等決済につき告知があったものとして取り扱う。
  - (4) 商品取引員等は、適用期間内に居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が行った商品先物取引について差金等決済があった場合には、その者の氏名及び住所、当該差金等決済の方法、当該差金等決済に係る商品先物取引の約定価格等の事項を記載した調書（以下「商品先物取引に関する調書」という。）を、その商品先物取引の差金等決済があった日の属する月の翌月末日までに、当該商品取引員等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないものとする。
  - (5) 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、商品先物取引に関する調書の提出に関する調査について必要があるときは、当該商品先物取引に関する調書を提出する義務がある者に質問し、又はその者の商品先物取引に関する帳簿書類その他の物件を検査することができることとする。
  - (6) 商品先物取引に関する調書の提出義務及び調査従事者等の守秘義務に対する違反行為等について所要の罰則規定を設ける。

# 商品取引所制度の仕組み

【商品先物市場の機能】  
 常設市場の提供と大量取引の確保、価格の平準化  
 公正な価格形成と価格指標の提供、ヘッジング

【取引参加の目的】  
 ヘッジング、投機



所管物品等一覧

【農林水産省所管】

商品取引所	商品市場	上場商品構成物品・上場商品指数対象物品
東京穀物商品取引所	農産物市場	IOM一般大豆、Non-GOM大豆、小豆、とうもろこし、コーヒー生豆（アラビカ種、ロブスタ種）
	砂糖市場	粗糖、精糖
中部商品取引所	農産物市場	IOM一般大豆、Non-GOM大豆、小豆
	畜産物市場	鶏卵
	砂糖市場	精糖
	繭糸市場	乾繭
関西商品取引所	農産物市場	IOM一般大豆、Non-GOM大豆、小豆
	砂糖市場	粗糖、精糖
	繭糸市場	生糸
	農産物・飼料指数市場	とうもろこし、大豆油かす
関門商品取引所	農産物市場	IOM一般大豆、Non-GOM大豆、小豆、とうもろこし、プロイラー
	砂糖市場	精糖
横浜商品取引所	繭糸市場	日本生糸、国際生糸、乾繭

- 注) IOM一般大豆 : インディアナ、オハイオ、ミシガンの3州で生産される黄大豆。  
 Non-GOM大豆 : 非遺伝子組換え大豆。  
 アラビカ種 : 中南米を中心に赤道直下の熱帯から亜熱帯地区全般の高所で栽培され、世界で生産されるコーヒーの70%近い数量を占めている。  
 ロブスタ種 : 主にインドネシアやベトナムなどのアジア諸国及びアフリカ諸国で生産。成長が早く、病害虫に強く、低地でも栽培できる。

【通商産業省所管】

商品取引所	商品市場	上場商品構成物品・上場商品指数対象物品
東京工業品取引所	貴金属市場	金、銀、白金、パラジウム
	アルミニウム市場	アルミニウム
	ゴム市場	RSS
	石油市場	ガソリン、灯油
中部商品取引所	綿糸市場	綿糸（40番手）
	石油市場	ガソリン、灯油
大阪商品取引所	綿糸市場	綿糸（20番手、40番手）
	ゴム市場	RSS、TSR
	アルミニウム市場	アルミニウム
	天然ゴム指数市場	RSS、TSR

- 注) RSS : ゴム樹から採取したゴム液を凝固させ、シート状に圧延したものを燻煙して仕上げる。  
 TSR : ラテックス又は固形ゴムを原料とし、機械化した工程で固形ゴムを粉碎、水洗いしたのち、熱風で乾燥させて短時間で仕上げる。  
 番手 : 重さ1ポンドで長さが840ヤードのものを1番手。40番手は1ポンドで長さが3万3,600ヤード。

○ 商品先物取引の概要

商品取引所の定める基準及び方法に従って、商品市場において行われる次の取引をいう。

1. 商品の現物先物取引(2⑥一)  
当事者が将来の一定の時期において商品及びその対価の授受を約する売買取引であつて、当該売買の目的物となつている商品の転売又は買戻しをしたときは差金の授受によつて決済することができる取引  
⇒反対売買による差金決済又は限月に現物の受渡しによる決済
2. 商品の価格をベースとする現金決済方式の先物取引(現金決済型先物取引)(2⑥二)  
当事者が商品についてあらかじめ約定する価格(約定価格)と将来の一定の時期における現実の当該商品の価格の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引  
⇒反対売買による差金決済又は限月に取引所の最終清算価格との差金決済
3. 商品指数先物取引(2⑥三)  
当事者が商品指数についてあらかじめ約定する数値(約定指数)と将来の一定の時期における現実の当該商品指数の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引  
⇒反対売買による差金決済又は限月に取引所の最終清算指数との差金決済
4. 商品オプション取引
  - (1) 商品の現物先物取引のオプション取引(2⑥四イ)  
当事者の一方の意思表示により当事者間において上記1の現物先物取引を成立させることができる権利(オプション)を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引
  - (2) 商品の価格をベースとする現金決済方式の先物取引のオプション取引(現金決済型先物取引のオプション取引)(2⑥四ロ)  
当事者の一方の意思表示により当事者間において上記2の現金決済型先物取引を成立させることができる権利(オプション)を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引
  - (3) 商品指数先物取引のオプション取引(2⑥四ハ)  
当事者の一方の意思表示により当事者間において上記3の商品指数先物取引を成立させることができる権利(オプション)を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引
  - (4) 商品の価格をベースとするオプション取引(商品約定価格のオプション取引)(2⑥四四括弧書き(実態なし))  
上記(2)に準ずる取引で商品取引所の定めるもの
  - (5) 商品指数のオプション取引(2⑥四ハ括弧書き(実態なし))  
上記(3)に準ずる取引で商品取引所の定めるもの
5. 商品の実物取引のオプション取引(2⑥五(実態なし))  
当事者の一方の意思表示により当事者において下記(注)の上場商品の売買取引を成立させることができる権利(実物オプション)を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引

● オプション取引の決済方法

1 オプションの反対売買した場合(反対売買したときに損益確定)  
オプション(権利)の反対売買によるプレミアム代金との差金決済。

2 オプションを行使した場合  
(権利行使期日までに行使したときにプレミアム代金の損失(利益)が確定)

3 オプションを行使しない場合  
(権利行使期日までに権利行使しないときは同日に損失(利益)が確定)

コール・オプション(買う権利)	プット・オプション(売る権利)
契約当初に約定価格で約定した数量の商品の現物先物取引を買付ける建玉を取得。 ⇒反対売買による差金決済又は限月に現物の受渡しによる決済	契約当初に約定価格で約定した数量の商品の現物先物取引を売付ける建玉を取得。 ⇒反対売買による差金決済又は限月に現物の受渡しによる決済
契約当初に約定した商品の価格で約定した数量の現金決済型先物取引を買付ける建玉を取得。 ⇒反対売買による差金決済又は限月に最終清算価格との差金決済	契約当初に約定した商品の価格で約定した数量の現金決済型先物取引を売付ける建玉を取得。 ⇒反対売買による差金決済又は限月に最終清算価格との差金決済
契約当初に約定した商品指数で約定した数量の商品指数先物取引を買付ける建玉を取得。 ⇒反対売買による差金決済又は限月に最終清算指数との差金決済	契約当初に約定した商品指数で約定した数量の商品指数先物取引を売付ける建玉を取得。 ⇒反対売買による差金決済又は限月に最終清算指数との差金決済
契約当初に約定した商品の価格とオプションを権利行使した日の有価証券の価格との差に一定金額を乗じた額を授受することを約する取引が成立(差金決済となる。)	
契約当初に約定した商品指数とオプションを権利行使した日の有価証券指数との差に一定金額を乗じた額を授受することを約する取引が成立(差金決済となる。)	
契約当初に約定価格で約定した数量の商品(現物)を買うことができる。	契約当初に約定価格で約定した数量の商品(現物)を売付けることができる。

コール・オプション(買う権利)	プット・オプション(売る権利)
(買い手) 最終の権利行使期日(満期日)までに買う権利を放棄するとオプション料(プレミアム)の損失が確定する。	(買い手) 最終の権利行使期日(満期日)までに売る権利を放棄するとオプション料(プレミアム)の損失が確定する。
↓	↓
(売り手) 売る義務が消滅して満期日にプレミアムの利益が確定する。	(売り手) 買う義務が消滅して満期日にプレミアムの利益が確定する。

(注) 商品の実物取引(2⑥五(実態なし))  
上場商品の売買取引で上記1の取引に該当しないもの

(注) (2⑥五(実態なし))は、商品取引所法の引用条項

# ○商品取引所法 (昭和二十五年八月五日 法律第二百三十九号)

(定義)

第二条 この法律において「商品取引所」とは、商品又は商品指数  
について先物取引をするために必要な市場を開設することを主た  
る目的としてこの法律に基づいて設立された者をいう。

6 この法律において「先物取引」とは、商品取引所の定める基準  
及び方法に従つて、商品市場において行われる次に掲げる取引を  
いう。

一 当事者が将来の一定の時期において商品及びその対価の授受  
を約する売買取引であつて、当該売買の目的物となつてゐる商  
品の転売又は買戻しをしたときは差金の授受によつて決済する  
ことができる取引

二 当事者が商品についてあらかじめ約定する価格(以下「約定  
価格」という。)と将来の一定の時期における現実の当該商品  
の価格の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引

三 当事者が商品指数についてあらかじめ約定する数値(以下  
「約定指数」という。)と将来の一定の時期における現実の当該  
商品指数の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する  
取引

四 当事者の一方の意思表示により当事者間において次に掲げる  
取引を成立させることができる権利(以下「オプション」とい  
う。)を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれ  
に対して対価を支払うことを約する取引

イ 第一号に掲げる取引  
ロ 第二号に掲げる取引(これに準ずる取引で商品取引所の定  
めるものを含む。)

ハ 前号に掲げる取引(これに準ずる取引で商品取引所の定め  
るものを含む。)

7 この法律において「商品市場」とは、一種の上場商品又は上場  
商品指数ごとに、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定め  
る取引を行うために商品取引所が開設する市場をいう。

一 上場商品に係る商品市場 当該上場商品に係る前項第一号に  
掲げる取引又は同項第二号に掲げる取引

二 上場商品指数に係る商品市場 当該上場商品指数に係る前項  
第三号に掲げる取引

8 この法律において「商品市場における取引」とは、前項各号に  
定める取引のほか、商品取引所が、定款で定めるところにより、  
商品市場において次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定め  
る取引をすることとしたものを含むものとする。

一 上場商品に係る商品市場 次に掲げる取引

イ その対象となる物品が当該上場商品であるか又はこれに含  
まれる商品指数に係る第六項第三号に掲げる取引

ロ 当該上場商品に係る第六項第四号イ又はロに掲げる取引に  
係る同号に掲げる取引

ハ その対象となる物品が当該上場商品であるか又はこれに含  
まれる商品指数に係る第六項第四号ハに掲げる取引に係る同  
号に掲げる取引

ニ 当該上場商品の売買取引(第六項第一号に掲げる取引に該  
当するものを除く。以下この号において同じ。)

ホ 当事者の一方の意思表示により当事者間において当該上場  
商品の売買取引を成立させることができる権利(以下「実物  
オプション」という。)を相手方が当事者の一方に付与し、当  
事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引

二 上場商品指数に係る商品市場 当該上場商品指数に係る第六  
項第四号ハに掲げる取引に係る同号に掲げる取引

# ○ 証券取引法 (抄)

(定義)  
第二章 (略)

① この法律において「有価証券先物取引」とは、有価証券市場において、売買の当事者が有価証券市場を開設する者の定める基準及び方法に従い、将来の一定の時期において有価証券(政令で定めるものを除く。以下この項及び第十九項第一号において同じ。)及びその対価の授受を約する売買であつて、当該売買の目的となつて有価証券の転売又は買戻しをしたときは差金の授受によつて決済することとなる取引をいう。

② この法律において「有価証券指数等先物取引」とは、有価証券市場において、有価証券市場を開設する者の定める基準及び方法に従い、当事者があらかじめ有価証券指数(株券その他内閣府令で定める有価証券について、その種類に応じて多数の銘柄の価格の水準を総合的に表した株価指数その他の指数で有価証券市場を開設する者の指定するものをいう。以下同じ。)として約定する数値(以下「約定指数」という。)又は有価証券(株券その他内閣府令で定める有価証券のうち有価証券市場を開設する者の指定するものに限る。)の価格として約定する数値(以下「約定数値」という。)と将来の一定の時期における現実の当該有価証券指数の数値(以下「現実指数」といふ。)又は現実の当該有価証券の価格の数値(以下「現実数値」といふ。)の差に基づいて算出される金額の授受を約する取引をいう。

③ この法律において「有価証券オプション取引」とは、有価証券市場において、有価証券市場を開設する者の定める基準及び方法に従い、当事者の一方の意思表示により当事者間において次に掲げる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引をいう。

④ この法律において「外国市場証券先物取引」とは、外国有価証券市場において行われる取引であつて、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引と類似の取引をいう。

# ○ 商品取引所法 (抄)

(定義)  
第二章 (略)

① この法律において「先物取引」とは、商品取引所の定める基準及び方法に従つて、商品市場において行われる次に掲げる取引をいう。  
一 当事者が将来の一定の時期において商品及びその対価の授受を約する売買取引であつて、当該売買の目的物となつて有価証券の転売又は買戻しをしたときは差金の授受によつて決済することができる取引

二 当事者が商品についてあらかじめ約定する価格(以下「約定価格」といふ。)と将来の一定の時期における現実の当該商品の価格の差に基づいて算出される金額の授受を約する取引  
三 当事者が商品指数についてあらかじめ約定する数値(以下「約定指数」といふ。)と将来の一定の時期における現実の当該商品指数の数値の差に基づいて算出される金額の授受を約する取引

四 当事者の一方の意思表示により当事者間において次に掲げる取引を成立させることができる権利(以下「オプション」といふ。)を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引  
イ 第一号に掲げる取引  
ロ 第二号に掲げる取引  
ハ 前号に掲げる取引  
ニ 前号に掲げる取引

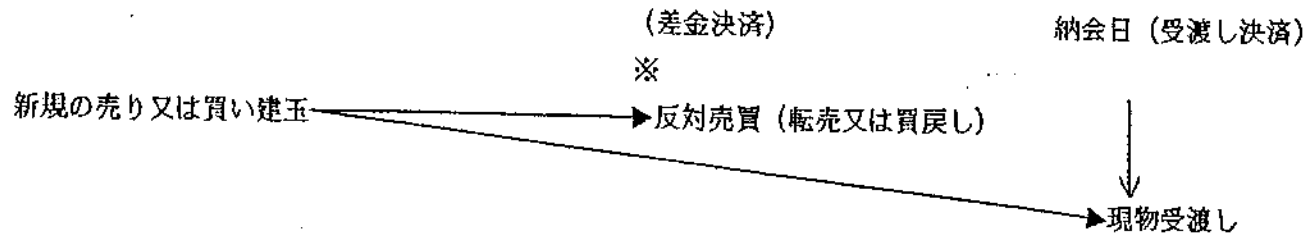
五 この法律において「商品市場における取引」とは、前項各号に定める取引のほか、商品取引所が、定款で定めるところにより、商品市場において次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める取引をすることとしたものを含むものとする。  
一 上場商品に係る商品市場 次に掲げる取引  
イ その対象となる物品が当該上場商品であるか又はこれに含まれる商品指数に係る第六項第三号に掲げる取引  
ロ 当該上場商品に係る第六項第四号イ又はロに掲げる取引に係る同号に掲げる取引  
ハ その対象となる物品が当該上場商品であるか又はこれに含まれる商品指数に係る第六項第四号ハに掲げる取引に係る同号に掲げる取引  
ニ 当該上場商品の売買取引(第六項第一号に掲げる取引に該当するものを除く。以下この号において同じ。)

六 当事者の一方の意思表示により当事者間において当該上場商品の売買取引を成立させることができる権利(以下「実物オプション」といふ。)を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引

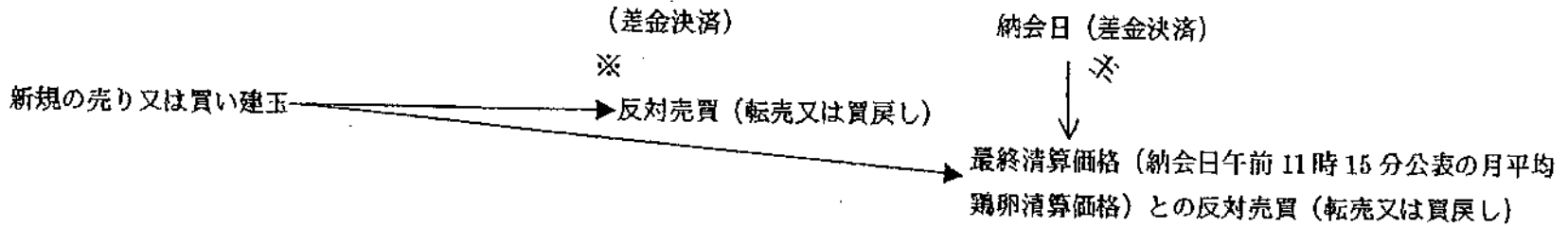


現物先物取引

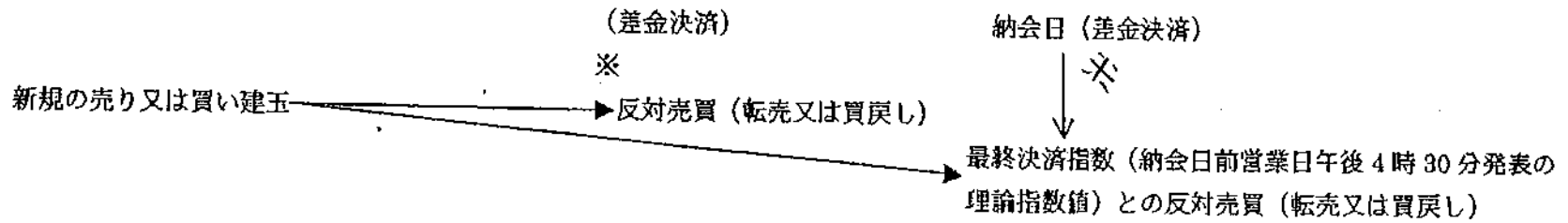
(※は損益確定)



現金決済先物取引 (中部取鶏卵)



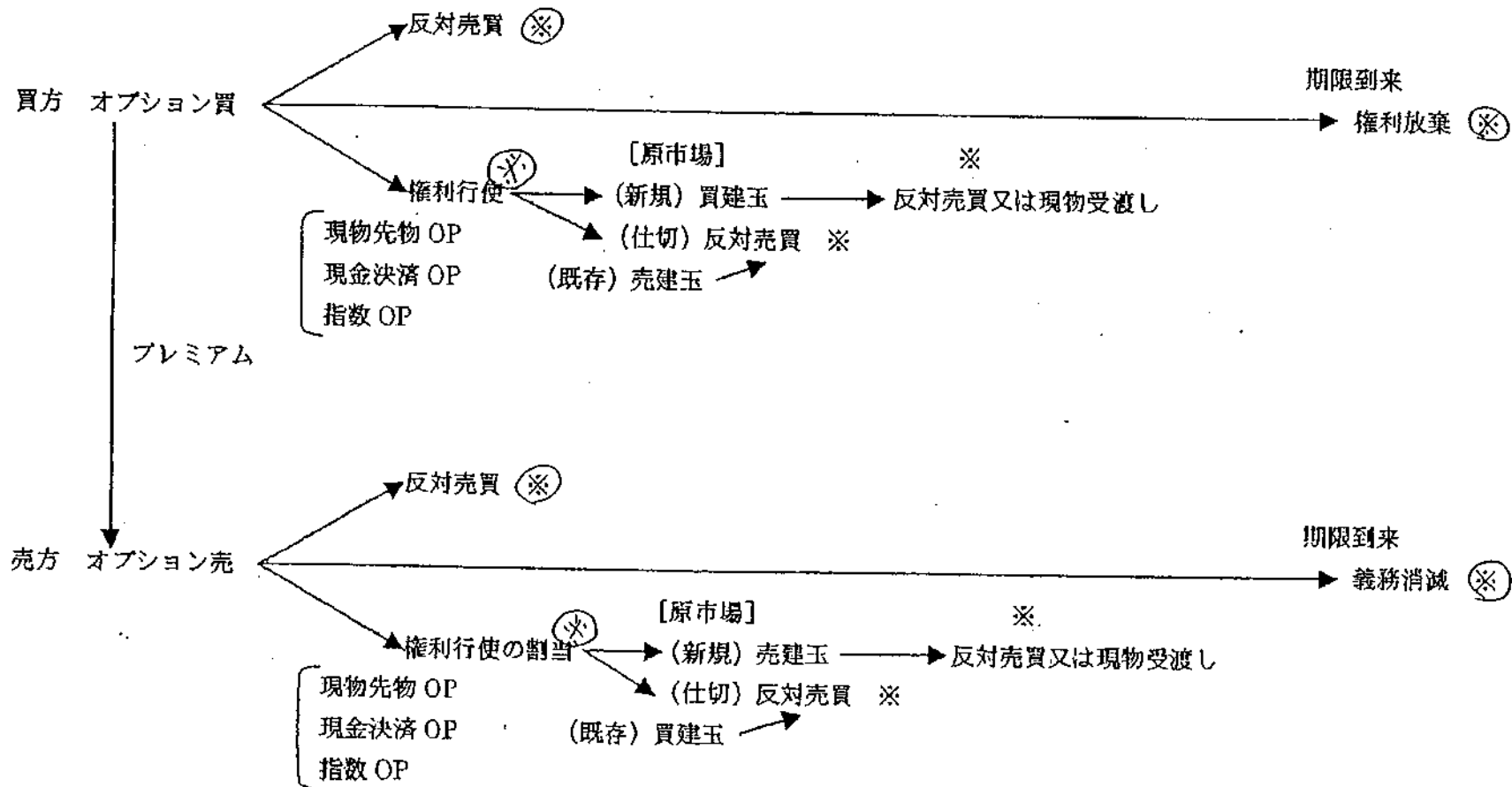
指数先物取引 (関西取国際穀物指数、大阪取天然ゴム指数)



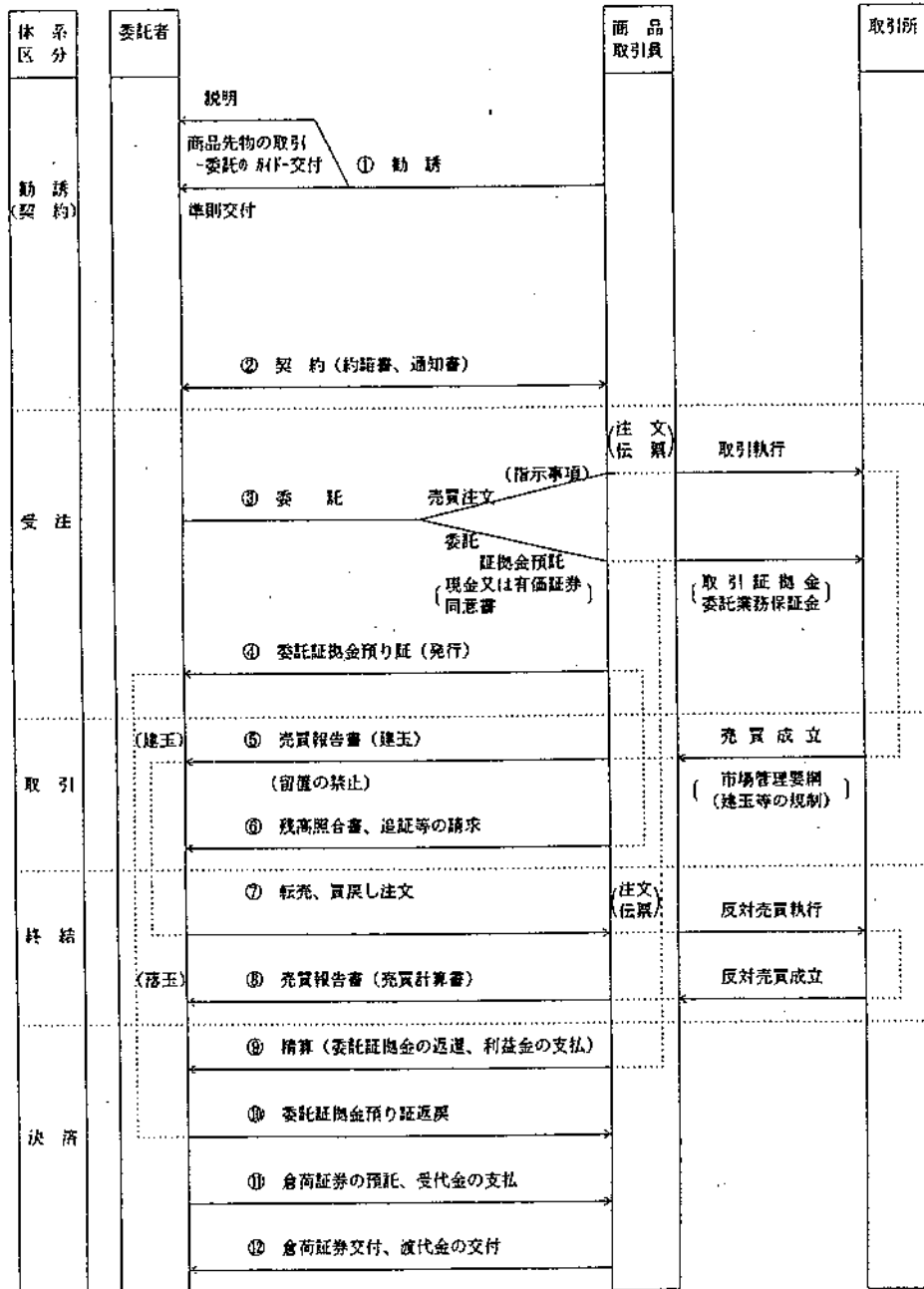
コールオプションの場合

オプション市場下の  
⊗は損益確定

(※は先物市場下の損益確定)



委託契約の手と取引の流れ



# 売買報告書及び計算書(控)

株式会社

各商品取引所受託準則ご承認の上、ご指示頂きました売買注文が本日成立しましたのでご報告申し上げます。  
 なお、仕切注文につきましての差引損益の計算は下記計算欄の通りでございます。  
 (注)万一本報告書に関して不審の点または、相違点がございました際は至急右記管理部宛まで折り返しご連絡  
 をお願い致します。

本社

お客様コード: \_\_\_\_\_ 年 月 日

市場商品名	新規	売買	曜日	約定年月日	場節	売買 枚数	約定値段	総取引金額	受注日時	番号
東京金	新規	買	00:10	20000214	09:09	5	108200	5410000	20000214 09:00	
東京金	仕切	売	00:10	20000214	09:08	2	108300	2166000	20000214 09:00	
東京金	仕切	買		20000125	13:27	2	97600	1952000	20000125 13:20	1
東京金	仕切	売	00:10	20000214	09:08	1	108300	1083000	20000214 09:00	
東京金	仕切	買		20000202	09:08	1	97400	974000	20000202 08:55	2
東京白金	仕切	売		19991216	13:24	1	126000	630000	19991216 13:20	
東京コーン	仕切	買	00:10	20000214	09:09	1	171200	856000	20000214 09:00	3
東京コーン	仕切	売	01:01	20000214	前1	2	1300000	2600000	20000214 08:50	
以下余白				20000210	前1	2	1304000	2608000	20000210 09:00	4
以下余白										
以下余白										

殿

No 00012 PAGE: 1

- (注1) 取引差金・差引損益金・損益状況欄の(-)記号は損失を示したものです。
- (注2) ゼラバ取引の銘柄は場節欄に成立時間(時分)が記載されます。
- (注3) 平成11年3月31日迄の建玉の決済に関しては消費税等関に取引所税を含めております。

番号	差引差金	手数料	消費税等	差引損益金
1	214000	18400	970	193630
2	109000	9700	485	98815
3	-226000	7100	355	-233455
4	-8000	13200	660	-21860
以下余白				

現在の損益状況	
本日分の損益	37130
前回迄の損益	-715060
繰越差損益金	-2269000
仮委託手数料	310065
仮差引損益金	-2579065

(注4) 上記の「繰越差損益金」「仮委託手数料」及び「仮差引損益金」は、未決済の建玉全て(本日の新規建玉を含む。)について、本日の最終欄で仮計算した金額であって、多額の相場推移により金額が変動することがありますのでご注意ください。

## 売買報告書および計算書

平成 年 月 日

各商品取引所受託契約準則に承認の上、ご指示頂きました売買注文が本日成立致しましたのでご報告申し上げます。尚、仕切り注文につきましての差引損益の計算は下記の通りでございます。報告書及び計算書のご確認をお願い致します。

売買報告書及び売買計算書は売買ご注文成立の都度本社にて作成し、お手許に御郵送致しております。万一、間違いや、ご不審の点がございましたら、直ちに当社管理部（フリーダイヤル ）宛にお申し出下さい。

**株式会社**

様

委託者コード

No.

取引所名	商 品	新機 または 仕切	限 月	売					買					約定差金	取引所税	委託手数料	消費税	差引損益			
				年:月	約定年月日	場 節	枚 数	約定価格及び 約定枚数	総取引金額	約定年月日	場 節	枚 数	約定価格及び 約定枚数						総取引金額		
東京工業品	金	仕切	00	6	11	9:22	ザラバ	10	85800	8580000	*11	9	8ザラバ	10	89200	8920000	-340000		90000	4500	-43450
東京工業品	金	仕切	00	6	11	9:22	ザラバ	10	85800	8580000	*11	9	8ザラバ	10	89200	8920000	-340000		90000	4500	-43450
東京工業品	金	仕切	00	6	11	9:22	ザラバ	10	85800	8580000	*11	9	8ザラバ	10	89100	8910000	-330000		90000	4500	-42450
東京工業品	金	仕切	00	8	11	9:22	ザラバ	5	85300	4265000	*11	9	3ザラバ	5	87500	4375000	-110000		45000	2250	-15720
東京工業品	金	仕切	00	8	11	9:22	ザラバ	5	85300	4265000	*11	9	3ザラバ	5	87600	4380000	-115000		45000	2250	-16220
東京工業品	金	仕切	00	8	11	9:22	ザラバ	5	85300	4265000	*11	9	3ザラバ	5	87800	4390000	-125000		45000	2250	-17220

返還可能額

18,300 円

(注) この返還可能額は、本通知書作成日現在におけるお預り委託証拠金から委託証拠金の必要額を差し引いた金額に差引損益金を加減した金額です。  
尚、貴殿にまだ未決済の建玉がある場合には、今後の相場の推移等により返還可能額が変わりますのでご承知下さい。

残高照合通知書

\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日 現在

**残 高 照 合 通 知 書**

(発行日 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日)  
商号 \_\_\_\_\_

現在の 建玉の 内訳	取引所名・ 上場商品(種類)名	限 月	約定年月日	場 節	建玉枚数		約定値段	値洗損益金
					売	買		
合 計								

拝啓 毎度格別のお引立てを蒙り厚く御礼申し上げます。  
さて、早速でございますが、同封の回答葉書により本残高照合通知書の記載内容のご確認及び返還可能額の取扱いにつきまして、ご指示(回答)をお願いします。  
もし、お客様が本残高照合通知書の記載内容についてのお問い合わせ又は返還可能額の返還を希望する旨の回答葉書を投函された日から1週間を経過しても当社から連絡等がない場合は、再確認の必要がございますので、お手数とは存じますが当社〇〇〇〇部宛にご連絡をお願いします。  
なお、ご指示(回答)のない場合は、本残高照合通知書の内容通り相違ないものとして処理し、かつ、返還可能額につきましては引き続き当社にてお預りさせていただきます。

お預り 委託 証拠金 必要額 及び お預り 委託 証拠金 必要額 及び	お預り委託証拠金現在額		取引所名・ 上場商品(種類)名	委託証拠金必要額					返還可能額 (①+②)±③-④	
	現 金	有価証券充用額		差引損益金通算額	本証拠金	追証拠金	定時増証拠金	臨時増証拠金		証拠金合計額
合 計	①	②	③					④		

お預り 高 有 価 証 券 訳	銘柄コード	種類及び銘柄名	数 量	充用単価	充用金額

# 1 商品先物取引のしくみ

## 1 商品先物取引とは

市場経済の下、様々な物の価格が変動する今日の社会において、先物取引はその価格変動リスク(損失)を回避する重要な役割を担っています。世界経済の中で先物取引が頻繁に活用されており、新聞紙上でもその動向が注目されて掲載されるようになりました。ある物の価格の下落によって被る損失を、他の取引で補うのが先物取引を利用したヘッジングです。(詳細は32ページ参照)

商品先物取引には何種類かの取引方法がありますが、この「商品先物取引・委託のガイド」では、取引の対象となる物の受渡しを行うことができる先物取引(現物先物取引といいます。)を中心に説明します。(指数先物取引については19ページ、オプション取引については20ページをご覧ください。)

### (1) 商品先物取引は差金決済取引

先物取引を一貫でいうと、基本的には「将来の一定時期に物を受領することを約束して、その価格を現時点で決める取引」です。その上で、約束の期日が来る前にいつでも反対の売買(買付けていたものは売付け(転売)、売付けていたものは買付ける(買戻し)こと。)をすることで、「売り」や「買い」の契約を相殺し、その差額を清算して取引を終了することができる取引です。これを、差金の授受で取引を決済する取引、「差金決済取引」ともいいます。したがって、手もとに商品が無くても売契約ができ、また買契約をした場合であっても差金決済をすれば商品を受け取らなくてもいいのです。ですから先物取引は「売り」・「買い」のどちらからでも取引を始めることができます。

もちろん、商品の受渡しにより取引を終了することもできます。その場合には商品又は総取引金額が必要になりますが、商品取引所では商品の現物ではなく倉庫証券(31ページ参照)等によって受渡しが行われますので注意して下さい。

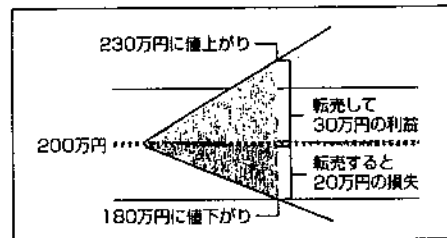
### (2) 先物取引はハイリスク・ハイリターンな取引

商品先物取引に参加する場合、取引の担保として委託証拠金を商品取引員に預託しなければなりません。その委託証拠金の実際の額は、商品の総取引金額の5~10%程度です。例えば、総取引金額が200万円の商品の先物取引を行うときには、20万円程度の委託証拠金を預託すれば取引を始めることができます。

しかし、商品の価格は様々な要因で常に変動しています。200万円であったものが230万円に上がった、反対に180万円に下がったりします。

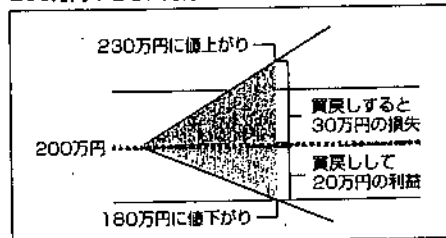
そこで、値上がりを予想して200万円で買付けたものが230万円に値上がりしたときに転売すれば30万円の利益になり、預託した委託証拠金20万円の1.5倍分になります。しかし逆に、180万円に値下がりしてしまったところで転売すると20万円の損失となり、委託証拠金として預託している資金が全額失われることになるのです。

#### 200万円のときに買付けた場合



また反対に、値下がり予想して200万円で売付けてあったとしましょう。それが180万円に値下がりしたときに買戻せば、200万円で売ったものが180万円で買ったものとなるので、20万円の利益が得られ、預託した委託証拠金の同額分の利益となります。逆に、230万円に値上がりしたらどうでしょう。これで買戻すことになれば、預託した委託証拠金より10万円多い、30万円の損失になってしまうのです。

#### 200万円のときに売付けた場合



このように、最初に預託した委託証拠金が総取引金額に比べて少額であるために、委託証拠金から見れば何倍もの利益を生むこともあれば、逆に損失についても預託した委託証拠金が半分になったり、ゼロになったり、あるいはそれ以上の損失にもなってしまうことも起こりうるのです。また、取引の損益に関係なく先物取引の委託に係るサービスの対価として商品取引員に取引数量(枚数)に応じた委託手数料(別冊参照)、消費税を支払わなければなりません。利益も大きい損失も大きい、それが先物取引です。

## 2 商品取引所における取引のルール

商品先物取引は、わが国では「商品取引所法」に基づいて、日本国内に設置された「商品取引所」(別冊参照)で行われています。そこで直接取引できるのは商品取引所の会員に限られます。

商品先物市場における取引のルールは、商品取引所が「業務規程」として定めています。以下ではその基本的なルールをご説明しましょう。

### (1) 取引単位と呼値

市場での取引の単位は、1枚、2枚といった「枚」が用いられます。したがって、あなたが商品取引員に取引を注文する際の単位も「枚」ということになります。1枚あたりの商品の数量はそれぞれ商品ごとに異なります(別冊参照)。

商品取引所の立会で決められる価格は1枚当たりの価格ではなく、それよりももっと小さい単位の数量に対する価格です。立会で決められる価格の単位は「呼値」と呼ばれ、これに付けられる値段を「約定値段」といいます(別冊参照)。分かりにくいので、例で説明しましょう。

例えば「金」の場合、取引単位(1枚)は1,000g(1kg)、商品取引所の立会での単位(呼値)は1gです。1,000倍も差があります。そこで、立会で金を1,300円という約定値段で買ったとなると、金1枚では、 $1,300円/1g \times 1,000g = 130万円$ となり、2枚では260万円、10枚では1,300万円分の取引をしたことになります。

したがって、商品取引所の立会で約定値段が10円変動すると、

$10円/1g \times 1,000g \times 1枚 = 1万円$ 変動したことになります。10枚なら10万円、また100円変動したとすれば1枚で10万円、10枚で100万円の価格差が生じることになります。

また、輸入大豆の場合であれば、1tを30,000円の約定値段で取引すると、1枚が30tなので、1枚では90万円、10枚では900万円の大豆を取引したことになります。(別冊参照)

### (2) 取引の限月

先物取引では、銀行の預金や株式の売買と違って、取引に期限があります。取引の対象となっている商品を実際に売り買いの契約に基づいて受渡しをする期日が6ヵ月後、1年後という具合に決められています。これらの契約を履行する最終期限の月を「限月」といいます。限月は商品によって違いますが、いずれの商品でも決済されていない契約(未決済の取引。これを「建玉」といいます。)は、商品取引所が定めている各限月ごとの最終立会日(これを「納会日」(32ページ参照)といいます。)までに転売又は買戻しによって差金決済をするか、又は倉庫証券等の受渡しにより決済して取



引を終了しなければなりません。

### (3) 立会時刻

商品取引所の立会は、土曜・日曜・祝祭日等を除く毎日、各商品市場ごとに一定の時刻を決めて行われています。午前の立会を「前場」、午後の立会を「後場」といい、「前場1節」「後場2節」というように、午前・午後のそれぞれ数回ずつの「節」に分かれて行われる立会と、数時間連続して行われる「ガラハ」による立会とがあります。(別冊参照)

### 3 取引を始める前に

商品先物取引は、証券や金融の先物取引同様、高度な経済行為であると同時に、前述のとおり「投機的な性格の強い、ハイリスク・ハイリターンな取引」(大きな利益を生む可能性もあるが、逆に多大な損失が生ずる

可能性もある取引)でもあります。

ですから、取引を始める際には、取引のしくみや委託注文の手順等の基本的な事項を十分に理解した上で、あなたご自身の責任と判断によって行わなければならない、取引を当社(商品取引員)に一任することは法律においても固く禁じられています。そして、取引で損失が生じた場合には、あなたがそれを負わなければならないのですから、損失が生じたときのことも考えて、またすべての取引に委託手数料がかかることも念頭において、あなたの資金の余裕を十分にご考慮下さい。知人などから借りたお金はもちろんのこと、使途の決まっているお金も取引に適した資金とはいえません。また、一度の取引に自己資金のすべてを投下することも余裕のある取引とはいえません。常に自己の余裕資金の状況を把握して、ゆとりのある取引を心掛けて下さい。

#### 商品先物取引の危険性について

- 1 先物取引は、利益や元金が保証されているものではありません。また、総取引金額に比較して少額の委託証拠金をもって取引するため、多額の利益となることもありますが、逆に預託した証拠金以上の多額の損失となる危険性もあります。
- 2 相場の変動に応じ、当初預託した委託証拠金では足りなくなり、取引を続けるには追加の証拠金を預けなければならないことがあります。また証拠金を追加したとしても、さらに損失が増え、預託した証拠金全額が戻らなくなったりそれ以上の損失となることもあります。
- 3 商品取引所の市場管理措置により値幅制限や建玉制限がありますので、あなたの指示に基づく取引の執行ができないことがあります。

### 1 商品取引員、登録外務員とは

商品取引所で直接取引できるのは商品取引所の会員に限られますが、商品取引所で形成される価格はより多くの意思が反映された公正な価格でなければ将来の価格指標とはなり得ません。将来の価格指標となるより公正な価格を形成するためには、多数の委託者の先物取引への参加が不可欠となります。この商品取引所と委託者との橋渡しの役割を担っているのが「商品取引員」です。

商品取引員とは、商品先物取引の委託注文を直接商品市場につなぐ受託業務か、又は受託業務のできる当該商品取引所の会員である商品取引員に取り次ぐ取次業務について、農林水産大臣又は通商産業大臣(以下

「主務大臣」といいます。)から許可を受けて営業している会社です。この許可は、取扱商品が農林水産省の所管物資であれば農林水産大臣の許可を、通商産業省の所管物資であれば通商産業大臣の許可を、それぞれ受けることとなります。

また、実際にお客様のところへお伺いして取引の勧誘や受注ができるのは、商品取引員の社員であって、所定の教育研修を受け、日本商品先物取引協会が実施する資格試験に合格し、主務大臣(日本商品先物取引協会の会員にあっては主務大臣から登録事務を委任された日本商品先物取引協会)に登録された「登録外務員」に限られます。この登録外務員は、必ず「登録外務員証」を携帯しています。

### 登録外務員証

登録番号 ○○○○○○○○

氏名 ○○ ○○

生年月日 昭和○○年○○月○○日

有効期間 平成○○年○○月○○日から平成○○年○○月○○日まで

商品取引員 備○○○○

上記の者について、商品取引所法第136条の4の規定に基づき、登録外務員として登録したことを証明する。 日本商品先物取引協会



登録外務員証(見本)

## 2 まず「委託のガイド」をよく読んでから

取引を始める前には、商品取引員（登録外務員）から交付された

「商品先物取引・委託のガイド」（本書）

「受託契約準則」

を必ずお読み下さい。

(1) この「商品先物取引・委託のガイド」は、商品先物取引のしくみ、委託の手順、決済の方法等の基本的な事項について詳細に説明したものですので、商品先物取引がハイリスクな取引であることに留意しつつ、取引を始めようとするときはもちろん、取引を始めながらも繰り返しよく読んで、内容を十分に理解して取引を行って下さい。

(2) 「受託契約準則」（以下「準則」といいます。）は、あなたが当社（商品取引員）に商品先物取引の注文を委託するときの手続き、手順、委託証拠金の預託、決済の方法、委託を受けた当社が行うべきこと、委託者が行うべきこと等、委託者であるあなたと当社との「商品先物取引委託契約」に関する基本的なルールについて商品取引所が定めたものです。取引はすべてこの「準則」に基づいて処理されますので、あなたは一切の行為に先立ってこれを熟読し、その内容をよく理解しなければなりません。

## 3 委託契約の手続き

### (1) 「約諾書」への署名・捺印

商品先物取引の委託をするには、まず「約諾書」を商品取引員に差し入れなければなりません。この「約諾書」は、「先物取引の危険性を了知した上で、受託契約準則に従って、自らの責任と判断において取引を行う」ことを法的に承諾するものです。したがって、一旦「約諾書」に署名・捺印をして差し入れると、あなたは、商品先物取引のしくみを十分に理解していなかったとしても、当社との関係においては理解した上で約諾し

たものとみなされます。ですから、この「商品先物取引・委託のガイド」に記載されているような商品先物取引のしくみが十分に理解できていなかったり、投機性の強い取引であることが十分に認識できていない場合は、絶対に安易に「約諾書」に署名・捺印したりはせず、担当の登録外務員に不明点を質問・確認するようにして下さい。

### 「約諾書」の性格

① 「約諾書」は、商品取引員に取引の委託をするあなたの意思を表明する書面です。

「約諾書」を差し入れても、取引をすることは義務ではありませんし、すぐに注文を指示しなければならないということもありませんが、ご自分の意思をしっかりと決めてから署名・捺印して下さい。

② この「約諾書」を差し入れることによって、いつでも注文を指示することができますが、「約諾書」を差し入れただけでは取引は始まりません。実際の取引は、委託証拠金を預託し、具体的に売買の注文を指示したのちに初めて行われます。

③ 「約諾書」は、印紙税法に定められた「継続的取引の基本となる契約書」に当たるため、4,000円の取入印紙が必要となります。

### (2) 「通知書」への記入

次に「通知書」により下記の事項を商品取引員に通知しなければなりません。

①氏名又は商号

②住所又は事務所の所在地

③特に連絡場所を定めたときは、その場所

④特に代理人を定めたときは、その代理人の氏名、住所、代理権の範囲

この「通知書」により代理人を指定した場合は、その代理人以外の者を通じて委託することはトラブルの原

因となりますので、絶対になさらないようにして下さい。

また、通知事項に変更があったときは、すぐに商品取引員にその旨を通知して下さい。

「約諾書」及び「通知書」に虚偽の事項を記入したり、偽名や仮名あるいは他人名義を使用することは法律等で固く禁止されています。

## 4 委託契約の手順と取引の流れ

委託者が商品取引員に取引を委託する契約をしてから決済を終えるまでの手順と注文の流れについて、概要をご説明しましょう。  
(詳細については、9ページ以下に説明してあります。)

(1) 「商品先物取引・委託のガイド」「受託契約準則」の交付・説明を受けます。

(2) お客様は、商品先物取引のしくみ等を十分に理解された後、「準則」に従って取引を委託する旨の「約諾書」に署名・捺印し、「通知書」に住所や連絡先等の必要事項を記入します。

(3) 取引の担保として委託証拠金（現金のほか、国債や株券等も充用できます。）を預託し、取引の「売り」又は「買い」の注文を指示します。

取引の主体はお客様ですから、注文は必ずご自身の判断で、数量（枚数）や注文値段等を正確に指示して下さい。

なお、取引を商品取引員や登録外務員に一任することは法律で固く禁止されています。つまり、あなたの指示がなければ取引は行われません。ですから、新規の注文や決済など、取引の内容は明確にご指示下さい。

また、「クーリング・オフ」制度はありませんので、注文の際はご承知おき下さい。

(4) 商品取引員は、委託者の指示に基づいて、商品取引所で「売り」又は「買い」の新規注文を成立させます。

なお、指示の遵守を拒否したり、不当に遅延させることは、法律で固く禁止されています。

(5) 新規注文が成立すると「売買報告書」が送られてきます。注文内容と相違がないか必ず確認して下さい。

なお、「売買報告書」の送付は法律で義務付けられています。

(6) 市場の値動きに注意して、取引を差金決済により終了させたいときは、商品取引員に「転売」又は「買戻し」の仕切り注文（91ページ参照）を指示します。なお、指示の遵守を拒否したり、不当に遅延させることは、法律で固く禁止されています。その際、商品取引員が、委託者が仕切りの指示をしようとした際に取引の継続を勧めることも同様に禁止されています。

(7) 商品取引員は、委託者の指示に基づいて、商品取引所で「転売」又は「買戻し」の仕切り注文を成立させます。

(8) 仕切り注文が成立すると「売買報告書及び売買計算書」が送付されます。注文内容と相違がないか必ず確認して下さい。

(9) 転売・買戻しにより決済した売買差損益金及び委託手数料を商品取引員との間で受払いをします。

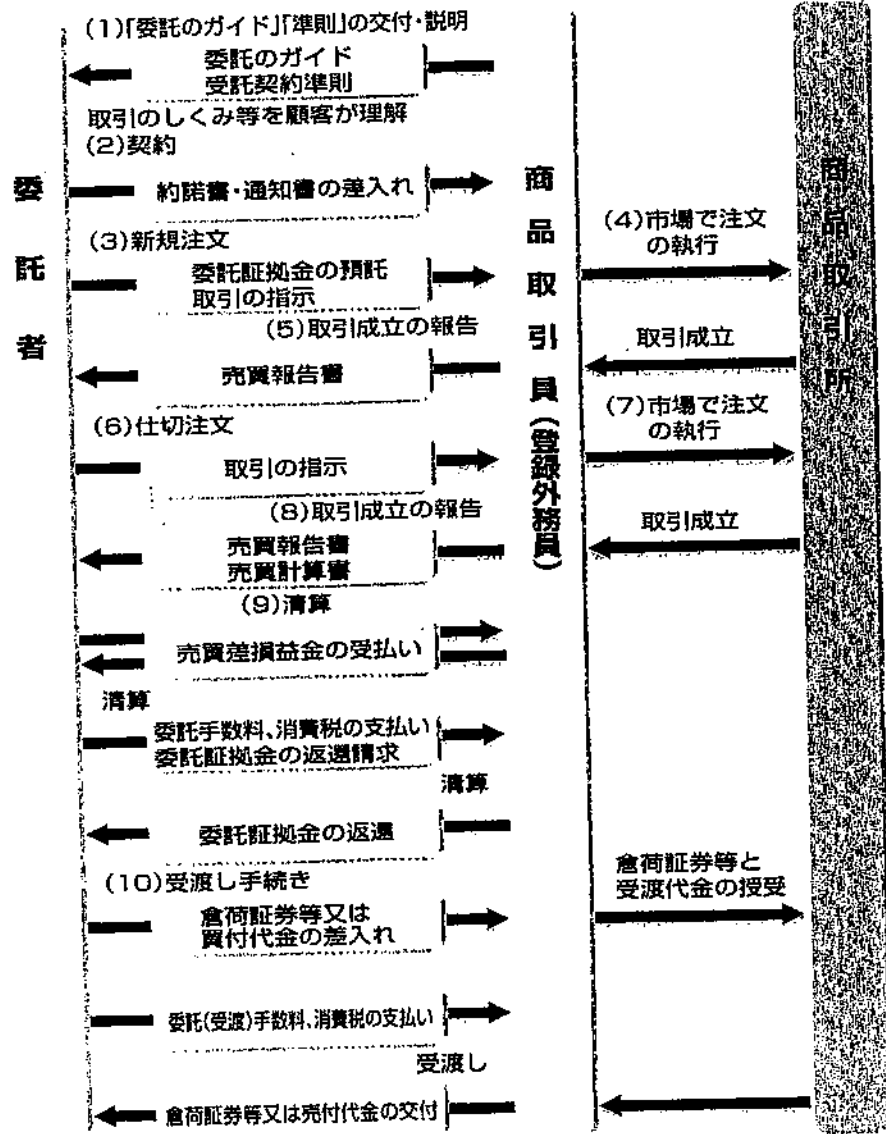
取引の担保として預託していた委託証拠金は、請求により返還されます。

なお、返還を拒否したり、不当に遅延させることは、法律で固く禁止されています。

(10) 商品（倉庫証券等）の受渡しにより決済を行うときは、転売・買戻しをせずに、所定の手続きをしなければなりません。

# 3 取引の開始

## 委託契約の手順と取引の流れ



販売買戻しにより決済する場合

受渡した商品が決済する場合

### 1 注文の指示は正確に

取引のご注文は、あなたご自身の判断により、明確に指示して下さい。商品取引員に任せることは禁止されています。「売り」と「買い」では損・益が相反しますし、取引の数量(枚数)も、損失が生じたときのことを考えた上、あなたの資金の範囲内で余裕を持たせた取引を行うことが大切です。また、注文のしかたが曖昧であったり不十分だと、あなたが意図したところと異なる取引が成立してしまうかも知れません。注文したときは復唱・記録するなどして、間違いの生じないように掛けて下さい。なお、注文の取り違え等のトラブルが発生した場合に備えて、書面等によって指示を行う方がよいでしょう。

【あなたが指示すべき事項】  
(オプション取引の場合は21ページをご覧ください)

- ①商品取引所名・商品名
- ②何月限を取引したいのか。
- ③売付けか、買付けか。
- ④新規に建玉するのか、すでに建玉があるときはそれを仕切るのか。
- ⑤何枚取引したいのか。
- ⑥取引希望価格をあらかじめ指定(指値(31ページ参照)するのか、価格を指定しない(成行(32ページ参照))で注文するのか。
- ⑦指値ならそれはいくらで期限はいつまでの注文なのか、成行なら何日のいつの場前で取引を行うのか。
- ⑧特定取引の場合には、その種類、その他の必要事項についても指示して下さい。

※特定取引とは、先物取引の投機性を緩和した取引方法で、その形態によって「損失限定型」の取引、「サヤ取り型」の取引があります。詳しくは、これらの取引を導入している商品取引所の「準則」を読まれるとともに、商品取引員にお尋ね下さい。

### 2 委託証拠金の預託

あなたが商品取引員に委託して商品先物取引を行うには、その商品取引員に「委託証拠金」を預託しなければなりません。

委託証拠金は、商品先物取引による物の受渡しが確実に行われるための担保として、またそれまでの間に相場の変動によって生ずる計算上の損失(値洗い損)に対する担保として預託するものです。

委託証拠金の預託必要額は商品取引所によって定められていますが、建玉の新規注文や価格の変動により必要となる証拠金の追加等に対応するために、委託者の任意により必要額以上の額を預託しておくこともできます。(別冊「余剰預託と返還可能額の計算」参照)

この証拠金による取引制度は商品先物取引に独特のしくみで、もっとも重要なことの一つですので十分に理解した上で、常に必要額を把握してご自分の資金状況を考えながら取引して下さい。(オプション取引の委託証拠金は、21ページをご覧ください)

#### (1) 委託本証拠金(本証)

委託証拠金には4つの種類がありますが、新規の売付け又は買付けの注文をするときに預託しなければならない証拠金を「委託本証拠金」といい、その必要額は、上場商品ごとに、主務大臣が定める料率を下回らない範囲において商品取引所が定めています(別冊参照)。

なお、委託証拠金を預託したときには、商品取引員から「委託証拠金預り証」が発行されます(16ページ参照)。また、その他の主な委託証拠金については、11ページをご覧ください。

#### (2) 有価証券等の充用

委託証拠金については、現金の代わりに商品取引所が認めた有価証券(国債、株券等)や倉荷証券で充用することができます(充用できる有価証券の種類、充用価格等は別冊参照)。その他、詳細については、前もって商品取引員にお確かめ下さい。

なお、委託証拠金としてお預りする有価証券等は担

## 4 取引中の留意点

保としてお預りするものですから、有価証券等を充用される場合には、その有価証券を商品取引員が受託業務保証金(23ページ参照)や取引証拠金(32ページ参照)として商品取引所に預託すること等について同意する書面及び預り有価証券等に係る所得税法に基づく「源泉分離課税選択申告書」のご提出をお願いいたします。

### 3 取引結果の確認を

あなたが指示した注文が成立すると、法律に基づき商品取引員から「売買報告書」(16ページ参照)が値送されます。指示どおり取引が執行されているかどうかその内容をよく確認して、大切に保存して下さい。

もし注文と異なる内容のときは、ただちに商品取引員に対して申し出て下さい。商品取引員は、その申出について書面により回答を行います。

### 4 注文が成立しなかったときは

委託者の指示した注文は必ず商品取引所で取引されますが、市場の「価格制限」により取引が成立しないことがあります。

商品取引所では急激な価格変動による混乱を防止するため、商品市場ごとに、1日のうちの値動きの幅を制限しています。

例えば、何らかの事情で大規模な値上がりか予想されるとき、「売り」は手控えられ市場は「買い」一色になります。そうすると価格は急騰しますが、価格制限があるので価格は上限の制限値段でストップします(これを「ストップ高」といいます)。この状態になると「売り」注文が少ないので、「買い」注文は一部を除いては成立しないこととなります。反対に制限値段いっぱい値下がりした場合を「ストップ安」といい、このときには「売り」注文の不成立が生じます。

また、指値注文の場合も、買い注文なら注文の有効期限内に市場価格が指定した値段がそれ以下になら

なければ、また売り注文なら、逆に注文の有効期限内に市場価格が指定した値段がそれ以上にならないと注文は成立しません。

さらに、ザラバ取引においては、時間優先(商品市場に出された時間の早い注文が優先する)と価格優先(買い注文にあってはより高い注文が、売り注文にあってはより安い注文が優先する)の原則に基づいて取引が成立しますので、あなたの注文に合致する約定値段等が付いても、この原則により成立しないことがあります。

このようにあなたの注文が成立しなかったときには、商品取引員からその旨とその理由をあなたに通知しますので、そのときは市場の動向を見てあらためて注文の指示をすべきかどうかを冷静に判断して下さい。

商品取引所での取引価格は日々刻々変動しますので、建玉は新規の売付け又は買付けをした直後から損益が生じます。委託者は、この損益の状況と自己資金の状況を常に把握して、建玉をどうするのか(仕切り又は手仕舞いによって決済するのか、あるいはまだ取引を続けるのか)冷静にご判断下さい。取引の結果はあなた自身に帰属するものですから、決して他人まかせにすることなく、ご自身で責任をもって判断して商品取引員にはっきりと指示して下さい。

### 1 建玉の値洗い

商品取引所は、毎日、成立したすべての売り買いについて、成立したときの値段(約定値段)とその日の最終約定値段(繰入値段)との間に生じる価格差、及びすべての建玉について、その日の繰入値段と前日の繰入値段との間に生じる価格差を計算し(これを「値洗い」といいます。)会員との間で受払いを行っています。

委託者の建玉についても、約定値段とその日の最終約定値段との価格差(これを「値洗い損」又は「値洗い益」といいます。)が計算されますが、委託者は建玉の担保として委託証拠金を預託していますから、値洗い損が生じたとしても、商品取引員との間で、これを毎日受払いする必要はありません。また、値洗い益についても、仕切って決済するまでは受け取ることはできません。

### 2 委託証拠金(いたくおししょうごきん) (追証)

その日の最終約定値段により計算した値洗い損が委託証拠金の50%相当額を超えてしまった場合に、商品取引員から新たな証拠金の請求があります。建玉を仕切り又は手仕舞いによって決済せず取引を続けるためには、すでに預託している委託証拠金の担保力を補強するための証拠金を追加して預託しなければなりません。これが「委託証拠金」です。

この「追証」が発生したとき(「追証」は急を要することから、その請求は、通常、電話により行われます。)は、建玉を維持するのであれば、値洗い損が委託証拠金の額を超えない場合、翌営業日の正午までに、委託証拠金の50%相当額を預託しなければなりません。

しかし、「追証」が発生しその請求がなされたとしても、その時点で既存建玉を仕切ることによって損の増大をくい止めることは当然可能であり、仕切りにより既に預けてある委託証拠金の担保力が回復すれば「追証」を預託する必要はありません。

計算の方法の詳細は、別冊の「委託証拠金の計算例」をご覧ください。

### 【委託証拠金が発生した時の対応について】

相場の回復により損失が減少し、さらに利益に転ずる可能性もありますが、当然のことながら、逆に一段と値洗い損が増大して、委託証拠金が1回だけでなく、さらに2回、3回と必要になる可能性もあります。相場の反転を期待して建玉を維持するために、委託証拠金を入れるか、それとも損は損として見切りをつけて建玉を反対売買し決済してしまうべきか。委託証拠金が必要となったときは、それを判断する1つの機会です。沈着冷静に、特にあなたの資金の余裕を十分考慮して対処することが肝要です。

取引を続けるか決済するかについては指示の取り違え等のトラブルが発生した場合に備えて、書面等により明確に指示を行う方がよいでしょう。

### 3 その他の主な証拠金

#### (1) 委託定時増証拠金(1定増)

当月限納会日の属する月の取引については、建玉の決済を円滑にするために、一定日以降、価格制限が解



# 5 取引の決済

除されますので、当月限の値動きは大きくなる可能性があります。この変動に備え、当月限納会日の属する月中の建玉について、委託証拠金のほかに預託しなければならぬ証拠金です。その必要額及び預託時期は上場商品ごとに商品取引所が定めています。

## (2) 委託臨時増証拠金(「臨増」)

相場の変動が著しいとき、あるいは何らかの要因によって激しい値動きが予想されるときに、商品取引所の判断により「臨時に」増額徴収される証拠金です。委託者は商品取引員から指示があったときは、これを預託しなければなりません。

## 4 証拠金不足額の預託

商品取引員は、毎日の取引終了時に、預託している委託証拠金とその必要額とを比べて委託証拠金の過不足を計算しますが、これが不足するときは、委託者に不足額の預託を請求します。この場合に委託者は、翌営業日の正午までにその不足額を預託するか、建玉を縮小するかを指示しなければなりません。

また、商品取引所が定めている委託証拠金、委託定時増証拠金及び委託臨時増証拠金の額が発生したときもしくは変更されたとき、又は充用有価証券などの種類、銘柄又はその充用価格が変更されたときは、商品取引員から委託者にその旨が通知されますが、これらの変更などによって預託している証拠金が必要額に不足する場合があります。そのときは、商品取引所が定める日時までにその不足額を預託するか、あるいは建玉を縮小するかを明確に指示してください。

なお、これらの計算において、預託している証拠金に差引利益金を加算して計算することについて、委託者があらかじめ書面により指示している場合、預託している証拠金にその利益の額を加算した額と証拠金必要額を比べて委託証拠金の過不足を計算することとなります。

## 5 委託証拠金及び差引利益金の返還

建玉を決済すればその建玉のために必要となっていた委託証拠金などは不要となりますし、差引利益金が生じます。また、値洗い損が減少すれば委託証拠金が不要になることもあります。このような理由により余剰となった委託証拠金及び決済により生じた差引利益金の返還を受けたいときは、商品取引員にご請求下さい。請求のあった日から4営業日以内に返還されます。また、商品取引員にあらかじめ指示しておけば余剰となった委託証拠金及び決済により生じた差引利益金について、その都度返還を受けることもできます。

なお、委託証拠金の返還にあたっては、差引損金が生じたことにより留保されている損失金相当額は返還を受けることができません。

## 6 委託証拠金を預託しなかった場合

商品取引員から請求のあった委託追証拠金や証拠金不足額等を委託者が預託せず、どの取引を処分するかについて指示がないときは、商品取引員は事前に委託者に通知した上で委託者の全部又は一部の建玉を任意に処分することができます。

この処分によって確定した損益は、当然、委託者に帰属し、商品取引員との間で受払いをしなければなりません。

## 7 取引の制限等

委託者の取引が商品取引所が定める建玉の限度を超えたり、買占め・売崩し等の不公正な取引と認められた場合には、商品取引所の業務規程に基づく指示により、強制的に転売・買戻し(反対売買)により処分されることとなりますのでご注意ください。

## 1 決済の方法

商品先物取引の決済の方法は2通りあります。1つは転売又は買戻しによる差金決済、もう1つは現物の受渡しによる決済です。その手順について詳しく説明しましょう。(指数先物取引の場合は19ページ、オプション取引の場合は20ページをご覧ください。)

### (1) 転売・買戻し(反対売買)による差金決済

計算の方法は、別冊の「損益計算の異体例」をご覧ください。

### ① 転売・買戻しの注文の指示

あなたが商品取引員に委託した建玉について、その後の相場変動により値洗い益が出ているからその利益金を受け取りたい、あるいは値洗い損となっていて相場も反転する気配がないのであまり損失が大きくなるうちにやめておこう、と判断したときは、商品取引員に建玉を仕切るための指示をしなければなりません。

指示のしかたは新規注文のとき(9ページ参照)と同様ですが、建玉の一部を仕切るときは、何月限の建玉か、いくら約定値段で成立したものが等も明確に指示して下さい。もし、あなたが建玉を特定する指示をしなかったときは、成立の古い建玉から順に仕切られます。

### ② 売買差損益金の支払い

仕切り注文が成立し損益が計算されると、商品取引員から売買差損益金に委託手数料等を含めて計算した「売買報告書及び売買計算書」(18ページ参照)が送られてきます。

利益金の支払いを受けたいときは、商品取引員に請求すれば4営業日以内に支払われます。

一方、損勘定のときには商品取引員の指定する日時までに損金額を支払わなくてはなりません。この損金額は預託している委託証拠金により充当することもできます。なお、損金額をお支払いいただくまでは、委託証拠金として預託している金銭や有価証券のうち損金額に相当する額はその損金の担保として留保されることとなるため、委託証拠金の必要額に充てることができません。

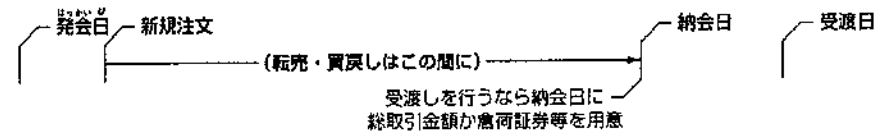
また、建玉を追加したり再度取引を始められるときには、「売買計算書」や「残高照合通知書」等をよくご覧になってご自分の損益の状況をしっかりと認識してお取引下さい。

### (2) 受渡しによる決済

あなたが差金決済ではなく現物の受渡しにより決済しようとするときは、当月限納会日の午前10時までに(貴金属、アルミニウム、石油の取引については、前日の午後5時までに)、売建玉の場合には倉荷証券等を、買建玉の場合であれば総取引金額を、委託した商品取引員に預けなければなりません。

商品取引員は、受渡日に商品取引所で倉荷証券等と受渡代金の受払いを行ったのち、買方の委託者に対しては倉荷証券等を、売方の委託者には売付けに係る代金を渡して受渡しを完了します。

なお、粗糖やとうもろこしのように外国貨物として船荷のまま受渡しされるため通関等の専門的な貿易手続きを必要とするもの、ガソリンや灯油のように受渡手段として内航船やタンクローリーの手配を必要とするものなど、一般の投資家が受け取ることが困難なも



のがありますのでご注意ください。

この受渡しによる決済については、保管倉庫、供用期限、品質格差等、多くの実務的な問題を伴いますので、詳細は商品取引員又は当該商品取引所にお問い合わせ下さい。

## 2 納会日までに決済の指示をしなかったときは

あなたが当月限納会日の午前10時(貴金属、アルミニウム、石油の取引については、前日の午後5時)になっても、その限月の連玉をどうするかについて何も意思表示をしないとき、あるいは受渡しをする意思表示はしても受渡しに必要な倉庫証券等や買付代金が用意できていないときは、商品取引員はその連玉を納会日の最終節(貴金属、アルミニウム、石油の取引については、当月限納会日の立会の始めの約定値段の決定時)で仕切ってしまいます。その結果生じた損益は当然あなたに帰属し、商品取引員との間で受払いをしなければなりません。

## 3 預託金等による債務の弁済

決済により生じた損金など委託者が商品取引員に支払わなくてはならない債務が残っているときは、預託している委託証拠金はその債務の担保として留保されることとなり、その損金等について商品取引員が指定した日から10営業日を過ぎても支払われないときには、留保された委託証拠金は当該損金等の弁済に充当されることとなっています。

この場合、委託証拠金が有価証券により預託されているときは、商品取引員は、委託者の税負担・費用負担によりそれを換価処分して債務の弁済に充当します。その際、有価証券の売却益については、委託者から特に申出のない限り源泉分離により課税されます。

## 4 委託手数料

商品取引員に委託して取引を行った委託者は、その決済時に商品取引員に対して取引数量(枚数)に応じた委託手数料を支払わなくてはなりません。その額は、売買損益に関わりなく、各商品ごとに商品取引所によって定められており(別冊参照)、新規の売付けもしくは買付けに係る委託手数料と仕切りの転売・買戻しに係る委託手数料が、また、受渡しにより決済したときは新規の取引に係る委託手数料と受渡しに係る委託手数料がかかります。

なお、指数先物取引、オプション取引及び「準則」に規定されている特定の電子取引の委託手数料の額については、商品取引員にお問い合わせ下さい。

この委託手数料には、次項で説明するとおり消費税等が課税されます。

## 5 商品先物取引に関する税金

### (1) 所得税

先物取引(証券先物取引・金融先物取引を含む。)の売買損益は、個人の場合、通常、雑所得として総合課税されます。

年中(1月から12月)に決済した先物取引の売買損益を通算し利益となった場合には、委託手数料、消費税などの取引に要した費用(必要経費)を控除した額が課税所得となります。

なお、損失となった場合には、他の雑所得との間でのみ損益通算ができます。しかし、それによってなお損失が残ったとしても、給与所得等の他の所得との損益通算や翌年に繰り越しての損失控除はできません。

### (2) 消費税等

#### ①手数料に対する消費税等

あなたが商品取引員に支払う委託手数料に対しては、5%(消費税4%+地方消費税1%)の消費税等が

課税されます。

#### ②受渡しに対する消費税等

商品取引所における商品の受渡しについては、当月限の納会価格を基準とした商品取引所における受渡代金に対して5%の消費税等が課税されます。したがって、税額は納会日を待たなければ確定しません。この税額は買方が負担することとなっていますので、受渡しにより決済を行うときは、買方である委託者は受渡日の前営業日の午後5時までに、商品取引所における受渡代金に5%を乗じた消費税等の相当額を商品取引員に渡さなければなりません。この税額は、商品取引所の受渡しにおいて売方に渡され、売方である委託者に対しては、商品取引員から売付けに係る代金と一緒に買方が支払った税額が交付されます。

	所得税	消費税等
転売・買戻しによる決済	利益は雑所得	委託手数料の5%
受渡しを行ったとき	—*	①委託手数料・委託受渡手数料の5% ②受渡代金の5%

※所有していた現物を渡して利益を得た場合には、その譲渡益に対して所得税が課税されます。



返送がない場合には、内容について相違がなかったものと解されます。

・現在の建玉の内訳——作成日現在における商品取引所ごとの建玉について、限月、約定年月日、約定値段、個洗損益金通算額等が記載されています。

・お預り委託証拠金現在額——委託証拠金としてお預りしている現在額です。この現在額から前記の委託証拠金必要額を差し引いた額が余剰預託分です。

なお、差引損金が残っている場合には、その損金に相当する額のお預り委託証拠金は担保として留保されていますのでご注意ください。

・委託証拠金必要額——上記の建玉について必要な委託本証拠金、委託追証拠金、委託定時増証拠金、委託臨時増証拠金の内訳です。

・差引損益金通算額——転売又は買戻しにより建玉を決済したことにより生じた売買差損益金から委託手数料・消費税を控除した額のうちまだ受払いの済んでいないものです。

・返還可能額——作成日現在における、お預り委託証拠金から前記の差引損益金通算額を加減した額に委託証拠金必要額を差し引いた額です。お預り有価証券については充用価格で計算されています。

なお、この返還可能額は、まだ建玉がある場合には、相場の推移等によって変動することがありますのでご注意ください。

#### 1 指数先物取引とは

先物取引には「1 商品先物取引のしくみ」(2ページ)で説明した「商品の受渡しを約束する取引」のほかに、「指数先物取引」があります。これは「物」を取引するのではなく「指数」を対象とする取引です。

「消費者物価指数」とか「卸売物価指数」などをよく耳にしますが、「指数」とは経済的・統計的な数字の推移を比率で表した「ものさし」といえます。そして、1つのモノの値段だけでなく、いくつかの値段を総合的に示すこともできるため、関連業界に価格指標を提供したり、世界的な価格の動向や経済の変動をみることができます。

この指数の特徴を利用して「指数先物取引」が行われています。

取引のしくみは通常の商品先物取引とほとんど変わりませんが、リスクもあります。ただし「物」が対象ではないので「受渡し」(物と金銭の授受)による決済がなく、納会日では金銭の受払いにより決済されることが主な違いです。(具体的には「4 指数先物取引の決済」をご覧ください。)

#### 2 委託の手順

指数先物取引の委託の手順は、通常の商品先物取引とまったく同様ですので、この「委託のガイド」の7ページをご覧ください。

#### 3 委託証拠金の預託

委託証拠金も通常の商品先物取引と同様で、委託追証拠金が必要となる場合もあります。また、預託の方法等も同じです。金額については別冊をご覧ください。

#### 4 指数先物取引の決済

通常の商品先物取引では、反対売買により決済するか現物の受渡しにより決済します。指数先物取引も納会日の前日までは反対売買(転売又は買戻し)により決済することができますが、納会において最終的に決済する場合も、反対売買と同様に、すべて現金で決済します。

(1) 転売・買戻し(反対売買)による差金決済

指数先物取引も、当該限月の納会日までに反対売買を行って取引を終了させることのできる取引です。反対売買を行ったときは、新規の取引が成立したときの約定指数(通常の商品先物取引の約定値段に当たります。)と反対売買が成立したときの約定指数との差による差金の受払いにより決済します。

決済の注文は、通常の商品先物取引と同様に商品取引員に指示して下さい。(13ページ「(1) 転売・買戻し(反対売買)による差金決済」参照)

(2) 納会における決済(現金決済)

指数先物取引は、「指数」という形のないものを対象に取引していますので、現物を受渡しして決済することができません。したがって、納会日の前日までに反対売買による決済が行われないときは、新規の取引が成立したときの約定指数と商品取引所があらかじめルール化した方法をもって決定する決済指数(通常の商品先物取引の納会値段に当たります。)との差額を受払いすることにより決済します。

#### 5 委託手数料

指数先物取引を決済したときは、委託手数料及び消費税が必要となります。

委託手数料の額については、商品取引員にお問い合わせ下さい。



# 8 オプション取引

## 1 オプション取引のしくみ

商品取引所では、これまでに説明した「通常の商品先物取引」と「指数先物取引」のほかに、「オプション取引」が行われています。

オプション(Option)とは、商品などを、一定の期間内に特定の価格で売買することのできる権利(選択権)のことをいい、

商品市場における先物オプション取引では、

- ①商品先物取引を
- ②ある価格(権利行使価格)で
- ③一定の期日までに
- ④買い付ける、又は売り付ける「権利」を取引します。

### (1)「コール・オプション」と「プット・オプション」

買い付ける権利を「コール・オプション」、売り付ける権利を「プット・オプション」といい、それぞれについて取引の対価である「プレミアム」の授受により売り買いが行われます。

このオプション取引は「権利の取引」ですから、プレミアムを支払ってその権利(オプション)を取得した買方は、権利行使期間中に自分に有利な状況になったときにはいつでもその権利を行使できます。

例えば、1,000円の権利行使価格のコール・オプションを買った場合には、いつでも1,000円で、そのオプションの対象となる商品先物取引が行われている商品市場(「原市場」といいます。)において商品先物取引の買約定を持つことのできるのと同様の権利を取得したのですから、相場が1,300円になったときに権利行使をすれば、約定値段が1,000円の買建玉が1,300円に値上がりしたのと同じ状況になります。

プット・オプションの場合はどうなるのでしょうか。

1,500円の権利行使価格のプット・オプションを買った場合では、1,500円で売約定を持つことので

きる権利ですから、相場が1,100円になれば約定値段1,500円の売建玉が1,100円に値下がりしたのと同じです。

(具体的な権利行使の方法は、「図」オプション取引の決済」をご覧ください。)

### (2) オプション取引の売方と買方

オプション取引の売方は、プレミアムが手に入るものの、買方により権利が行使されその割当を受けたときはそれに応じなくてはなりません。

また、買方は条件が不利であれば権利行使をしないでおくこともできますが、そのまま権利行使期間が経過してしまえば権利が消滅(同時に売方の義務も消滅)します。ただし、支払ったプレミアムは返戻されません。

さらに買方も売方も、通常の商品先物取引のようにプレミアムの値上がり、値下がりによる差益を得ることを目的として、オプションを転売したり買い戻したりすることができます。

### オプション取引の買方と売方の違い

	買 方	売 方
権利と義務	権利を持っている	義務を負っている
委託証拠金	不 要	必 要
プレミアム	売方に支払う	買方から受け取る
権利の行使	取引最終日までの間はいつでも行える	買方が権利行使したことにより割当を受けたときは拒否できない 買方に権利行使を要求できない
利 益	無限大	プレミアム分に限定
損 失	プレミアム分に限定	無限大

## 2 委託の手順

オプション取引の場合も委託の手順はおおむね通常の商品先物取引と同様ですが、注文のしかたや委託証拠金の預託の方法等が異なりますのでご注意ください。

(1)「委託契約の手続き」は6ページと同様です。「準則」及びこの「委託のガイド」の交付・説明を受け、「約語書」

及び「通知書」を商品取引員に差し入れます。

(2) 次に取引の注文を行います。オプション取引の場合は次の事項を指示しなければなりません。

- ①どこの商品取引所で取引するのか。
- ②どの商品のオプション取引をしたいのか。
- ③コール・オプションか、プット・オプションか。
- ④何月限か。
- ⑤権利行使価格はいくらのものか。
- ⑥新規にオプションを買うのか、売るのか、すでにオプション契約があるときは、それを転売するのか、買戻しするのか。
- ⑦何枚取引したいのか。
- ⑧取引希望価格(プレミアム価格)をあらかじめ指定(指値)するか、価格を指定しない(成行)で注文するか。
- ⑨指値ならいくらでいつまでの注文なのか、成行なら何日のどの立会時で取引を行うか。

以上の指示によってオプション取引が始まりますが、オプション取引では、買方は買付代金(プレミアム)が、売方は委託証拠金が必要です。

### 3 委託証拠金の預託

オプション取引では、すべての委託証拠金はオプションの売方だけにかかります。売方は、売付代金(プレミアム)を受け取る代わりに、買方が権利行使をすることにより割当を受けた場合にはそれに応じなければなりませんので、その義務の履行及びプレミアム価格の変動リスクを担保するために委託証拠金を商品取引員に預託しなければならないのです。

一方、買方はプレミアムを支払いますが、委託証拠金は不要です。

オプション取引の委託証拠金には、次の4つがあります。

- (1) 委託本証拠金  
プット・オプション又はコール・オプションの新規

の売付けの注文をするときに預託しなければならない証拠金です。その必要額は、主務大臣が定める利率を下回らない範囲において商品取引所により定められています。(別冊参照)

### (2) 委託プレミアム証拠金

委託プレミアム証拠金の必要額は、新規のオプション売建玉に係る総取引金額で、取引が成立した日の翌々営業日の正午までに預託しなければなりません。

### (3) 委託追証拠金

オプション取引の売建玉の約定値段と毎日の最終約定値段(繰入値段)との間に生ずる値洗い損合計額が委託本証拠金の50%相当額を超えた場合には、委託追証拠金として、委託本証拠金の50%相当額を預託しなければなりません。

### (4) 委託臨時増証拠金

相場の変動が著しいとき、あるいは何らかの要因によって激しい値動きが予想されるときに、商品取引所の判断により、売建玉に対して「臨時に」徴収される証拠金です。その必要額は商品取引所が定めます。

オプション取引の委託証拠金は、通常の商品先物取引と同様に、現金のほか有価証券(国債、株券等)や倉荷証券で充用することができます。

また、委託証拠金の返還も、通常の商品先物取引と同様に行われます(12ページ参照)が、委託本証拠金及び委託プレミアム証拠金は、当該売建玉を買戻しにより決済するか、又は権利行使を受けもしくは権利行使期間満了の日を経過したことにより消滅するまで、返還されません。

### 4 プレミアムの受払い

オプション取引の買方は、委託証拠金は不要です。しかし、プット・オプション又はコール・オプションのプレミアムを支払わなければなりません。

オプション取引の新規の買付け又は買戻しを行おう

とする委託者は、プレミアム代金の予納額として前日の帳入値段を基準に算出された額を現金で商品取引員に差し入れ、取引が成立した日の翌々営業日の正午までに実際の総取引金額との過不足を清算します。

このプレミアムは、オプションの売方に対して、翌々営業日までに支払われます。

### 5 オプション取引の決済

オプション取引の決済には、次の3つの方法があります。

#### (1) 転売・買戻しによる決済

商品先物取引は、反対売買した時点で買値と売値の差額を受払いして決済をしますが、オプション取引では、売方として受け取るプレミアムと買方として支払うプレミアムの差額が損益となります。

#### (2) 権利行使

オプション取引の買方は、権利行使期間中に期待どおりに有利な状況になれば、いつでも権利行使をすることができます。

買方により権利行使が行われると、それに対応する売方に割当が行われ、次のいずれかの方法(商品取引所により異なります。)により処理され、オプションの建玉は消滅します。

(1)原市場での商品先物取引の新規の売付けもしくは買付け(この場合には、買方も売方も通常の商品先物取引の委託証拠金が必要となります。)、又はすでに商品先物取引の建玉がある場合にはその建玉の転売もしくは買戻し。

(2)オプション取引の対象となる商品先物取引の平均価格と権利行使価格との差金の受払い(現金決済)。

#### (3) 権利放棄(権利行使期間の経過による権利の消滅)

買方が、取引最終日までに権利行使も転売もしなかったときは期限切れとなり、オプションの建玉(権利)が消滅します。

この場合には、次の委託手数料はかかりません。

### 6 委託手数料

オプション取引の委託手数料の額については、商品取引員にお問い合わせ下さい。

また、その支払い時期は次のとおりです。

#### (1) オプション取引の新規売買及び転売・買戻しに係る委託手数料

オプション取引の新規の売付けもしくは買付け、又は転売もしくは買戻しの取引が成立したとき。

#### (2) 権利行使等に係る委託手数料

権利を行使した買方だけでなく、その割当を受けた売方にも委託手数料がかかります。

#### ①原市場での商品先物取引の新規の売付け又は買付けとなる場合――

原市場で成立した当該建玉を転売又は買戻しにより決済したとき。

#### ②原市場での商品先物取引の転売又は買戻しとなる場合及び現金決済により処理される場合――

権利行使又はその割当が行われたとき。

#### 委託手数料の支払い時期

オプション取引の新規売買・	オプション取引の転売・買戻し	権利行使		
		原市場の建玉となる場合	原市場の建玉を仕切る場合	現金決済
取引が成立したとき	取引が成立したとき	当該建玉を決済したとき	権利行使が行われたとき	権利行使が行われたとき

## 受渡日(うけわたしび)

商品取引所において受渡しが行われる日のことで、各商品取引所の業務規程で定められています。

## 大引け(おおびけ)

「寄付き」の項参照

## 格差(かくさ)・格付差金(かくづけさきん)

商品取引所における取引では、その商品のある特定の銘柄や等級を標準品として価格が決められますが、受渡しにあっては、この標準品のほか、あらかじめ商品取引所が定めた代用品で受渡しを行うことができます。

「格差」あるいは「格付差金」とは、この代用できる品の標準品に対する価格差をいいます。また商品によっては、量目や風袋による「格差」もあります。

## 期近(きじか)・期先(きさき)

受渡期日(=限月)が早く到来するもの(例えば、6限月制の場合、1ヵ月後又は2ヵ月後に受渡期日が到来するもの)を「期近」、受渡期日が先のもの(6限月制の場合、5ヵ月後又は6ヵ月後に受渡期日が到来するもの)を「期先」といいます。

## 逆指値(ぎやくさしね)

「指値」の項参照

## 逆籍(ぎやくざや)

「順籍」の項参照

## 玉(ぎよく)

商品取引所において取引の成立した売買契約のことで、「約定」「売買約定」ともいいます。

## 倉荷証券(くらにしょうけん)

倉庫会社が商品を保管していることを証するものとして発行する証券で、商品取引所での受渡しに提供できる倉荷証券は、各商品取引所が指定した倉庫会社のものに限られます。

## 指値(さしね)・逆指値(ぎやくさしね)

取引注文をするときに値段を指定すること、又は指定した値段をいいます。「指値」は、通常「1,000円で買い」といえば1,000円以下なら買う、「1,500円で売り」と

といえば1,500円以上なら売るという意味ですが、「逆指値」は1,000円以上になったら買う、1,500円以下になったら売る、といった指がで、相場の勢いに乗って売買する戦略として用いるほか、「金ストップ・ロス」取引や大豆特定取引の「若菜」などのように、ある価格以上の損失にならないよう仕切り注文の際にも用いられます。

## 仕切り(しきり)・手仕舞い(てじまい)

買建玉を転売し、又は、売建玉を買い戻して取引を終了させることをいいます。

## 順籍(じゆんざや)・逆籍(ぎやくざや)

期近より期先が高くなっている相場を「順籍」、逆に期先の方が安くなっている相場を「逆籍」といいます。

## 新開(しんば)

発会日に新たにスタートする限月のことで、この限月の最初の立会を「新開発会」といいます。

## 連玉(たてぎよく)

商品取引所において取引の成立した売買契約のうち、未決済のものをいいます。売契約のものは「売建玉」、買契約のものは「買建玉」といいます。

## 繰戻(ちょうじり)

建玉を反対売買によって決済したことにより生じた売買差損益金に、委託手数料・消費税を加減した取引損益金のことをいいます。

## 出来高(できだか)

「売買高」の項参照

## 手仕舞い(てじまい)

「仕切り」の項参照

## 取引高(とりくみだか)

売りと買いが取り組むの意味で、売建玉と買建玉の一对で取引高1枚となり、取引高2,000枚といえば、未決済の売契約が2,000枚と未決済の買契約が2,000枚あることになります。

## 取引証拠金(とりひきしょうごきん)

商品取引所の会員が取引の担保として商品取引所に預託しなければならない証拠金をいいます。商品取引所の会員で受託業務のできる商品取引員(受託契約準則では「受託会員」といいます。)は委託を受けた取引又は委託の取次ぎに係る取引についても取引証拠金を預託します。

## 売買高(ばいばいだか)・出来高(できだか)

商品取引所において取引の成立した売買契約の数量のことで、売りが3,000枚、買いが3,000枚の場合、売買高は6,000枚となりますが、出来高は3,000枚になります。

## 成行(なりゆき)

商品の種類・限月・数量を指定して、取引の値段だけは指定せずに「成行にまかせる」注文のことをいいます。

## 雑平(なんびん)

売建玉をしたのち値段が上がった場合に、さらに売建玉を増やして売りの平均値段を引き上げ、また買建玉のときは値段が下がった場合に、さらに買建玉を増やすことにより買の平均値段を下げる取引の方法をいいます。

ただし、「雑平」をかけた後に思惑どおり相場が反転せず、さらに値段が上昇したり下落したりしたときには当初より損失が大きくなるので、しっかりした相場観が必要です。

## 値籍(ねざや)

相場の変動による売値と買値の開き、又は商品間、限月間あるいは市場間の値段の開きをいいます。

## 納会日(のうかいび)

最終の立会が行われる日のことで、翌限月の取引が行われる最後の日を「当月限納会日」といいます。

## 新会(はつかい)

新たに生まれる限月の最初の立会のことをいい、新年最初の営業日の立会を「大発会」といいます。

## ヘッジ(Hedge)

所有している商品の値下がりや、すでに販売契約がなされていてこれから仕入れる商品の値上がり等、将来の価格変動により被るおそれのある損害を先物取引を利用して担保することをいい、「保険つなぎ」「掛けつなぎ」ともいいます。

具体的に説明すると、例えば、海外で30,000円/円で買い付けた大豆が3ヵ月後に日本に到着するまでの間に値下がりしたら、この業者は高い買物をしたことになり、場合によっては仕入れ価格を下回る価格で売ることになります。こうした価格変動による経済的リスクを回避するため、買付け価格で先物市場に「売り契約」を建てることにより、3ヵ月後に現物市場の大豆価格が28,000円/円に値下がりしていても、先物市場の大豆価格も同様に値下がりしているので、「売り契約」を買い戻して得た2,000円/円の利益で、現物市場の2,000円/円の損失をカバーすることができるのです。これは「売りヘッジ」の例です。同様に「買いヘッジ」によってもリスク回避できます。

## 寄付き(よりのつき)・大引け(おおびけ)

商品取引所における前場又は後場の立会のうち最初の立会(取引)を「寄付き」、その最初に成立した値段を「寄付値段」あるいは「始値」といい、一方、前場又は後場の最終立会を「大引け」あるいは「引け」、大引け値段を「大引け値」あるいは「終値」といいます。

## 両建(りょうだて)

同一商品・同一限月の売建玉と買建玉を同時期に保有することをいいます。例えば、建玉の値洗いが損になってもすぐに仕切らずに、反対の建玉をすることによってその後の相場の変動による損失の拡大を防いでおき、適当と思うときに一方を反対売買して残った建玉の方で利益を得ようとするなどを目的とする取引の方法をいいます。

ただし、「両建」をするときは新たな資金や手数料が必要になりますし、また、いつ両建をはずすかの判断が難しいので、雑平と同様にしっかりした相場観と的確な判断力が必要とされます。(28ページ参照)

○ 刑法（明治四十年四月二十四日法律第四十五号）（抄）

第一編 総則

第一章 通則

（国内犯）

第一条 この法律は、日本国内において罪を犯したすべての者に適用する。

2 日本国外にある日本船舶又は日本航空機内において罪を犯した者についても、前項と同様とする。

（すべての者の国外犯）

第二条 この法律は、日本国外において次に掲げる罪を犯したすべての者に適用する。

一 削除

二 第七十七条から第七十九条まで（内乱、予備及び陰謀、内乱等幫助）の罪

三 第八十一条（外患誘致）、第八十二条（外患援助）、第八十七条（未遂罪）及び第八十八条（予備及び陰謀）の罪

四 第四百八条（通貨偽造及び行使等）の罪及びその未遂罪

五 第五百四條（詔書偽造等）、第五百五條（公文書偽造等）、第五百五七條（公正証書原本不実記載等）、第五百八條（偽造公文書行使等）及び公務所又は公務員によって作られるべき電磁的記録に係る第六十一條の二（電磁的記録不正作出及び供用）の罪

六 第六十二條（有価証券偽造等）及び第六十三條（偽造有価証券行使等）の罪

七 第六十四條から第六十六條まで（御璽偽造及び不正使用等、公印偽造及び不正使用等、（公記号偽造及び不正使用等）の罪並びに第六十四條第二項、第六十五條第二項及び第六十六條第二項の罪の未遂罪

（国民の国外犯）

第三条 この法律は、日本国外において次に掲げる罪を犯した日本国民に適用する。

一 第八八條（現住建造物等放火）及び第九九條第一項（非現住建造物等放火）の罪、これらの規定の例により処断すべき罪並びにこれらの罪の未遂罪

二 第九九條（現住建造物等浸害）の罪

三 第九十九條から第六十一條まで（私文書偽造等、虚偽診断書等作成、偽造私文書等行使）及び前条第五号に規定する電磁的記録以外の電磁的記録に係る第六十一條の二の罪

四 第六十七條（私印偽造及び不正使用等）の罪及び同条第二項の罪の未遂罪

五 第七十六條から第七十九條まで（強制わいせつ、強姦、準強制わいせつ及び準強姦、未遂罪）、第八十一條（強制わいせつ等致死傷）及び第八十四條（重婚）の罪

六 第九十九條（殺人）の罪及びその未遂罪

七 第二百四條（傷害）及び第二百五條（傷害致死）の罪

八 第二百四條から第二十六條まで（業務上墮胎及び同致死傷、不同意墮胎、不同意墮胎致死傷）の罪

九 第二百八條（保護責任者遺棄等）の罪及び同条の罪に係る第二百九條（遺棄等致死傷）の罪

十 第二百二十條（逮捕及び監禁）及び第二百二十一條（逮捕等致死傷）の罪

十一 第二百二、四條から第二百二十八條まで（未成年者略取及び誘拐、營利目的等略取及び誘拐、身の代金目的略取等、国外移送目的略取等、被略取者收受等、未遂罪）の罪

十二 第二百三十條（名譽毀損）の罪

十三 第二百三十五條から第二百三十六條まで（窃盜、不動産侵奪、強盜）、第二百三十八條から第二百四十一條まで（事後強盜、昏醉強盜、強盜致死傷、強盜強姦及び同致死）及び第二百四十三條（未遂罪）の罪

十四 第二百四十六條から第二百五十條まで（詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝、未遂罪）の罪

十五 第二百五十三條（業務上横領）の罪

十六 第二百五十六條第二項（盗品譲受け等）の罪

（公務員の国外犯）

第四条 この法律は、日本国外において次に掲げる罪を犯した日本国の公務員に適用する。

一 第一一條（看守者等による逃走援助）の罪及びその未遂罪

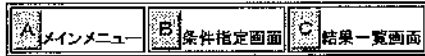
二 第五十六條（虚偽公文書作成等）の罪

三 第九十三條（公務員職權濫用）、第九十五條第二項（特別公務員暴行陵虐）及び第九十七條から第九十七條の四まで（収賄、受託収賄及び事前収賄、第三者供賄、加重収賄及び事後収賄、あっせん収賄）の罪並びに第九十五條第二項の罪に係る第九十六條（特別公務員職權濫用等致死傷）の罪

（条約による国外犯）

第四条の二 前三項に規定するもののほか、この法律は、日本国外において、第二編の罪であつて条約により日本国外において犯したときであつても罰すべきものとされているものを犯したすべての者に適用する。

該当条文検索・結果出力画面



○ 電子署名及び認証業務に関する法律 … P.(5)

(平成十二年五月三十一日法律第二百号)

第四十一条

3 前二項の罪は、◆刑法第二条◆の例に従う。

○ あへん法 … P.(4)

(昭和二十九年四月二十二日法律第七十一号)

第五十四条の四 第五十一条、第五十二条、第五十三条、第五十四条の二及び前条の罪は、◆刑法第二条◆の例に従う。

○ 麻薬及び向精神薬取締法 … P.(5)

(昭和二十八年三月十七日法律第十四号)

第六十九条の六 第六十四条、第六十四条の二、第六十五条、第六十六条、第六十六条の三から第六十八条の二まで、第六十九條の二、第六十九條の四及び前条の罪は、◆刑法第二条◆の例に従う。

○ 寛せい刑取締法 … P.(8)

(昭和二十六年六月三十日法律第二百五十二号)

第四十一条の十二 第四十一条、第四十一条の二、第四十一条の六、第四十一条の九及び前条の罪は、◆刑法第二条◆の例に従う。

○ 出入国管理及び難民認定法 … P.(10)

(昭和二十六年十月四日政令第三百十九号)

第七十四条の七 第七十三条の二第一項第二号及び第三号、第七十四条の二(本邦内における輸送に係る部分を除く。)、第七十四条の三並びに前条の罪は、◆刑法第二条◆の例に従う。

○ 大麻取締法 … P.(12)

(昭和二十三年七月十日法律第二百二十四号)

第二十四条の八 第二十四条、第二十四条の二、第二十四条の四、第二十四条の六及び前条の罪は、◆刑法第二条◆の例に従う。

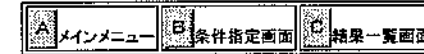
○ 刑法施行法 抄 … P.(13)

(明治四十一年三月二十八日法律第二十九号)

第二十六条 左記載シタル罪ハ◆刑法第二条◆ノ例ニ従フ

- 一 削除
- 二 削除
- 三 明治三十八年法律第六十六号ニ掲ケタル罪

- 四 通貨及証券偽造 二掲ケタル罪
- 五 船舶法ニ掲ケタル罪
- 六 船員法ニ掲ケタル罪
- 七 船舶職員法ニ掲ケタル罪
- 八 船舶検査法ニ掲ケタル罪
- 九 戸籍法ニ掲ケタル罪





インデックス検索・結果出力画面



電子署名及び認証業務に関する法律

(平成十二年五月三十一日法律第百二号)

第四十一条 認定認証事業者又は認定外国認証事業者に対し、その認定に係る認証業務に関し、虚偽の申込みをして、利用者について不実の証明をさせた者は、三年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

- 2 前項の未遂罪は、罰する。
- 3 前二項の罪は、刑法第二条の例に従う。



○ あへん法（昭和二十九年四月二十二日法律第七十一号）（抄）

第五十一条 次の各号の一に該当する者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

- 一 けしをみだりに栽培した者（第五十五条第二号に該当する者を除く。）
  - 二 あへんをみだりに採取した者
  - 三 あへん又はけしがらを、みだりに、本邦若しくは外国に輸入し、又は本邦若しくは外国から輸出した者
- 2 営利の目的で前項の罪を犯した者は、一年以上の有期徒刑に処し、又は情状により一年以上の有期徒刑及び五百万円以下の罰金に処する。
- 3 前二項の未遂罪は、罰する。

第五十二条 あへん又はけしがらを、みだりに、譲り渡し、譲り受け、又は所持した者（第五十五条第一号に該当する者を除く。）は、七年以下の懲役に処する。

- 2 営利の目的で前項の罪を犯した者は、一年以上十年以下の懲役に処し、又は情状により一年以上十年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処する。
- 3 前二項の未遂罪は、罰する。

第五十二条の二 第九条の規定に違反した者は、七年以下の懲役に処する。

- 2 前項の未遂罪は、罰する。

第五十三条 第五十一条第一項又は第二項の罪を犯す目的でその予備をした者は、五年以下の懲役に処する。

第五十四条 第五十一条から前条までの罪に係るあへん又はけしがらで、犯人が所有し、又は所持するものは、没収する。ただし、犯人以外の者の所有に係るときは、没収しないことができる。

- 2 前項に規定する罪（第五十二条の二の罪を除く。）の実行に関し、あへん又はけしがらの運搬の用に供した艦船、航空機又は車両は、没収することができる。

第五十四条の二 情を知つて、第五十一条第一項又は第二項の罪に当たる行為に要する資金、土地、建物、艦船、航空機、車両、設備、機械、器具又は原材料（けしの種子を含む。）を提供し、又は運搬した者は、五年以下の懲役に処する。

第五十四条の三 第五十二条第一項又は第二項の罪に当たるあへん又はけしがらの譲渡しと譲受けとの周旋をした者は、三年以下の懲役に処する。

第五十四条の四 第五十一条、第五十二条、第五十三条、第五十四条の二及び前条の罪は、刑法第二条の例に従う。

○ 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年三月十七日法律第十四号）（一）

第六十四条 ジアセチルモルヒネ等を、みだりに、本邦若しくは外国に輸入し、本邦若しくは外国から輸出し、又は製造した者は、一年以上の懲役に処する。

2 営利の目的で前項の罪を犯した者は、無期若しくは三年以上の懲役に処し、又は情状により無期若しくは三年以上の懲役及び一千万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

第六十四条の二 ジアセチルモルヒネ等を、みだりに、製剤し、小分けし、譲り渡し、譲り受け、交付し、又は所持した者は、十年以下の懲役に処する。

2 営利の目的で前項の罪を犯した者は、一年以上の懲役に処し、又は情状により一年以上の懲役及び五百万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

第六十四条の三 第十二条第一項又は第四項の規定に違反して、ジアセチルモルヒネ等を施用し、廃棄し、又はその施用を受けた者は、十年以下の懲役に処する。

2 営利の目的で前項の違反行為をした者は、一年以上の懲役に処し、又は情状により一年以上の懲役及び五百万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

第六十五条 次の各号の一に該当する者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

一 アセチルモルヒネ等以外の麻薬を、みだりに、本邦若しくは外国に輸入し、本邦若しくは外国から輸出し、又は製造した者（第六十九条第一号から第三号までに該当する者を除く。）

二 麻薬原料植物のみだりに栽培した者

2 営利の目的で前項の罪を犯した者は、一年以上の懲役に処し、又は情状により一年以上の懲役及び五百万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

第六十六条 ジアセチルモルヒネ等以外の麻薬を、みだりに、製剤し、小分けし、譲り渡し、譲り受け、又は所持した者（第六十九条第四号若しくは第五号又は第七十条第五号に該当する者を除く。）は、七年以下の懲役に処する。

2 営利の目的で前項の罪を犯した者は、一年以上十年以下の懲役に処し、又は情状により一年以上十年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

第六十六条の二 第二十七条第一項又は第三項から第五項までの規定に違反した者は、七年以下の懲役に処する。

2 営利の目的で前項の違反行為をした者は、一年以上十年以下の懲役に処し、又は情状により一年以上十年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

第六十六条の三 向精神薬を、みだりに、本邦若しくは外国に輸入し、本邦若しくは外国から輸出し、製造し、製剤し、又は小分けした者（第七十条第十五号又は第十六号に該当する者を除く。）は、五年以下の懲役に処する。

2 営利の目的で前項の罪を犯した者は、七年以下の懲役に処し、又は情状により七年以下の懲役及び二百万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

第六十六条の四 向精神薬を、みだりに、譲り渡し、又は譲り渡す目的で所持した者（第七十条第十七号又は第七十二条第六号に該当する者を除く。）は、三年以下の懲役に処する。

2 営利の目的で前項の罪を犯した者は、五年以下の懲役に処し、又は情状により五年以下の懲役及び百万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

第六十七条 第六十四条第一項若しくは第二項又は第六十五条第一項若しくは第二項の罪を犯す目的でその予備をした者は、五年以下の懲役に処する。

第六十八条 情を知つて、第六十四条第一項若しくは第二項又は第六十五条第一項若しくは第二項の罪に当たる行為に要する資金、土地、建物、艦船、航空機、車両、設備、機械、器具又は原材料（麻薬原料植物の種子を含む。）（第六十九条の四において「資金等」という。）を提供し、又は運搬した者は、五年以下の懲役に処する。

第六十八条の二 第六十四条の二第一項若しくは第二項又は第六十六条第一項若しくは第二項の罪に当たる麻薬の譲渡しと譲受けとの周旋をした者は、三年以下の懲役に処する。

第六十九条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十四条第一項の規定に違反して、許可を受けずに麻薬を輸入した者

二 第十八条第一項の規定に違反して、許可を受けずに麻薬を輸出した者

三 第二十一条第一項の規定に違反して、許可を受けずに麻薬又は家庭麻薬を製造した者

四 第二十三条第一項の規定に違反して、許可を受けずに、麻薬を製剤し、又は小分けした者

五 第二十五条の規定に違反した者

六 第二十九条の二の規定に違反した者

七 第五十一条第一項の規定による業務又は研究の停止の命令に違反した者

第六十九条の二 第六十六条の三第一項又は第二項の罪を犯す目的でその予備をした者は、二年以下の懲役に処する。

第六十九条の三 第六十四条から第六十七条まで又は前条の罪に係る麻薬又は向精神薬で、犯人が所有し、又は所持するものは、没収する。ただし、犯人以外の所有に係るときは、没収しないことが

できる。

2 前項に規定する罪（第六十四条の三及び第六十六条の二の罪を除く。）の実行に関し、麻薬又は向精神薬の運搬の用に供した船舶、航空機又は車両は、没収することができる。

第六十九条の四 情を知つて、第六十六条の三第一項又は第二項の罪に当たる行為に要する資金等を提供し、又は運搬した者は、二年以下の懲役に処する。

第六十九条の五 第六十六条の四第一項又は第二項の罪に当たる向精神薬の譲渡しと譲受けとの周旋をした者は、一年以下の懲役に処する。

第六十九条の六 第六十四条、第六十四条の二、第六十五条、第六十六条、第六十六条の三から第六十八条の二まで、第六十九条の二、第六十九条の四及び前条の罪は、刑法第二条の例に従う。

○ 覚せい剤取締法（昭和二十六年六月三十日法律第二百五十二号）（抄）

（刑罰）

第四十一条 覚せい剤を、みだりに、本邦若しくは外国に輸入し、本邦若しくは外国から輸出し、又は製造した者（第四十一条の五第一項第二号に該当する者を除く。）は、一年以上の有期徒刑に処する。

2 営利の目的で前項の罪を犯した者は、無期若しくは三年以上の懲役に処し、又は情状により無期若しくは三年以上の懲役及び一千万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

第四十一条の二 覚せい剤を、みだりに、所持し、譲り渡し、又は譲り受けた者（第四十二条第五号に該当する者を除く。）は、十年以下の懲役に処する。

2 営利の目的で前項の罪を犯した者は、一年以上の有期徒刑に処し、又は情状により一年以上の有期徒刑及び五百万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

第四十一条の三 次の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する。

一 第十九条（使用の禁止）の規定に違反した者

二 第二十条第二項又は第三項（他人の診療以外の目的とする施用等の制限又は中毒の緩和若しくは治療のための施用等の制限）の規定に違反した者

三 第三十条の六（輸入及び輸出の制限及び禁止）の規定に違反した者

四 第三十条の八（製造の禁止）の規定に違反した者

2 営利の目的で前項の違反行為をした者は、一年以上の有期徒刑に処し、又は情状により一年以上の有期徒刑及び五百万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

第四十一条の四 次の各号の一に該当する者は、七年以下の懲役に処する。

一 第二十条第一項（管理外覚せい剤の施用等の制限）の規定に違反した者

二 第二十条第五項（覚せい剤研究者についての施用等の制限）の規定に違反した者

三 第三十条の七（所持の禁止）の規定に違反した者

四 第三十条の九（譲渡し及び譲受の制限及び禁止）の規定に違反した者

五 第三十条の十一（使用の禁止）の規定に違反した者

2 営利の目的で前項第二号から第五号までの違反行為をした者は、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処する。

3 第一項第二号から第五号まで及び前項（第一項第二号から第五号までに係る部分に限る。）の未遂罪は、罰する。

第四十一条の五 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第八条第一項（指定の取消及び業務等の停止）の規定による業務又は研究の停止の命令に違反

した者

二 第十五条第四項（製造の制限）の規定に違反した者

三 第二十条の二（広告の制限）の規定に違反した者

四 第三十条の三第一項（指定の取消及び業務等の停止）の規定による業務又は研究の停止の命令に違反した者

2 前項第二号の未遂罪は、罰する。

第四十一条の六第四十一条第一項又は第二項の罪を犯す目的でその予備をした者は、五年以下の懲役に処する。

第四十一条の七 第四十一条の三第一項第三号若しくは第四号又は第二項（同条第一項第三号又は第四号に係る部分に限る。）の罪を犯す目的でその予備をした者は、五年以下の懲役に処する。

第四十一条の八 第四十一条から前条までの罪に係る覚せい剤又は覚せい剤原料で、犯人が所有し、又は所持するものは、没収する。ただし、犯人以外の所有に係るときは、没収しないことができる。

2 前項に規定する罪（第四十一条の三から第四十一条の五まで及び前条の罪を除く。）の実行に關し、覚せい剤の運搬の用に供した艦船、航空機又は車両は、没収することができる。

第四十一条の九情を知つて、第四十一条第一項又は第二項の罪に当たる行為に要する資金、土地、建物、艦船、航空機、車両、設備、機械、器具又は原材料（覚せい剤原料を除く。）を提供し、又は運搬した者は、五年以下の懲役に処する。

第四十一条の十 情を知つて、第四十一条の三第一項第三号若しくは第四号又は第二項（同条第一項第三号又は第四号に係る部分に限る。）の罪に当たる行為に要する資金、土地、建物、艦船、航空機、車両、設備、機械、器具又は原材料を提供し、又は運搬した者は、五年以下の懲役に処する。

第四十一条の十一 第四十一条の二の罪に当たる覚せい剤の譲渡しと譲受けとの周旋をした者は、三年以下の懲役に処する。

第四十一条の十二 第四十一条、第四十一条の二、第四十一条の六、第四十一条の九及び前条の罪は、刑法第二条の例に従う。

○ 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年十月四日政令第三百十九号）（抄）

第七十三条の二 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 事業活動に關し、外国人に不法就労活動をさせた者

二 外国人に不法就労活動をさせるためにこれを自己の支配下に置いた者

三 業として、外国人に不法就労活動をさせる行為又は前号の行為に關しあつせんした者

2 前項において、不法就労活動とは、第十九条前項の規定に違反する活動又は第七十条第一項第一号、第二号、第五号、第七号若しくは第七号の二に掲げる者が行う活動であつて報酬その他の収入を伴うものをいう。

第七十四条 自己の支配又は管理の下にある集団密航者（入国審査官から上陸の許可等を受けないで、又は偽りその他不正の手段により入国審査官から上陸の許可等を受けて本邦に上陸する目的を有する集合した外国人をいう。以下同じ。）を本邦に入らせ、又は上陸させた者は、五年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 營利の目的で前項の罪を犯した者は、一年以上十年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。

3 前二項の罪（本邦に上陸させる行為に係る部分に限る。）の未遂は、罰する。

第七十四条の二 自己の支配又は管理の下にある集団密航者を本邦に向けて輸送し、又は本邦内において上陸の場所に向けて輸送した者は、三年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

2 營利の目的で前項の罪を犯した者は、七年以下の懲役及び五百万円以下の罰金に処する。

第七十四条の三 第七十四条第一項若しくは第二項又は前条の罪を犯す目的で、その用に供する船舶等を準備した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。情を知つて、その用に供する船舶等を提供した者も、同様とする。

第七十四条の四 第七十四条第一項又は第二項の罪を犯した者からその上陸させた外国人の全部若しくは一部を收受し、又はその收受した外国人を輸送し、蔽匿し、若しくは隠避させた者は、五年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。当該外国人の全部若しくは一部を、これを收受した者から收受し、又はその收受した外国人を輸送し、蔽匿し、若しくは隠避させた者も、同様とする。

2 營利の目的で前項の罪を犯した者は、一年以上十年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

第七十四条の五 前条第一項又は第二項の罪を犯す目的で、その予備をした者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第七十四条の六 營利の目的で第七十条第一項第一号又は第二号に規定する行為の実行を容易にした者は、三年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。所持人について効力を有しない旅券若しくは乗員手帳又は旅券若しくは乗員手帳として偽造された文書を提供して、当該行為の実行を容易にした者も、同様とする。

第七十四条の七 第七十三条の二第一項第二号及び第三号、第七十四条の二（本邦内における輸送に係る部分を除く。）、第七十四条の三並びに前条の罪は、刑法第二条の例に従う。

第二十四条 大麻を、みだりに、栽培し、本邦若しくは外国に輸入し、又は本邦若しくは外国から輸出した者は、七年以下の懲役に処する。

2 営利の目的で前項の罪を犯した者は、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

第二十四条の二 大麻を、みだりに、所持し、譲り受け、又は譲り渡した者は、五年以下の懲役に処する。

2 営利の目的で前項の罪を犯した者は、七年以下の懲役に処し、又は情状により七年以下の懲役及び二百万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

第二十四条の三 次の各号の一に該当する者は、五年以下の懲役に処する。

一 第三条第一項又は第二項の規定に違反して、大麻を使用した者

二 第四条第一項の規定に違反して、大麻から製造された医薬品を施用し、若しくは交付し、又はその施用を受けた者

三 第十四条の規定に違反した者

2 営利の目的で前項の違反行為をした者は、七年以下の懲役に処し、又は情状により七年以下の懲役及び二百万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

第二十四条の四 第二十四条第一項又は第二項の罪を犯す目的でその予備をした者は、三年以下の懲役に処する。

第二十四条の五 第二十四条から前条までの罪に係る大麻で、犯人が所有し、又は所持するものは、没収する。ただし、犯人以外の所有に係るときは、没収しないことができる。

2 前項に規定する罪（第二十四条の三の罪を除く。）の実行に関し、大麻の運搬の用に供した艦船、航空機又は車両は、没収することができる。

第二十四条の六 情を知つて、第二十四条第一項又は第二項の罪に当たる行為に要する資金、土地、建物、艦船、航空機、車両、設備、機械、器具又は原材料（大麻草の種子を含む。）を提供し、又は運搬した者は、三年以下の懲役に処する。

第二十四条の七 第二十四条の二の罪に当たる大麻の譲渡しと譲受けとの周旋をした者は、二年以下の懲役に処する。

第二十四条の八 第二十四条、第二十四条の二、第二十四条の四、第二十四条の六及び前条の罪は、刑法第二条の例に従う。



---

インデックス検索・結果出力画面

---

A メインメニュー  B 条件指定画面

---

刑法施行法 抄

(明治四十一年三月二十八日法律第二十九号)

第二十六条 左ニ記載シタル罪ハ刑法第二条ノ例ニ従フ

- 一 削除
  - 二 削除
  - 三 明治三十八年法律第六十六号ニ掲ケタル罪
  - 四 通貨及証券模造取締法ニ掲ケタル罪
  - 五 船舶法ニ掲ケタル罪
  - 六 船員法ニ掲ケタル罪
  - 七 船舶職員法ニ掲ケタル罪
  - 八 船舶検査法ニ掲ケタル罪
  - 九 戸籍法ニ掲ケタル罪
- 

A メインメニュー  B 条件指定画面

租 税 特 別 措 置 法 の  
一 部 を 改 正 す る 法 律 案  
( 所 得 税 関 係 )

参 照 条 文

～ 部 長 説 明 用 ～

平 成 1 3 年 1 月  
主 税 局 税 制 第 一 課

○ 資金運用部資金法 (昭和二十六年法律第百号) (第一条関係)

改 正 案	現 行
<p>財政融資資金法</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、財政融資資金を設置し、政府の特別会計の積立金及び余裕金その他の資金で法律又は政令の規定により財政融資資金に預託されたもの、財政融資資金特別会計の積立金及び余裕金並びに財政融資資金特別会計からの繰入金を統合管理し、その資金をもつて国、地方公共団体又は特別の法律により設立された法人に對して確實かつ有利な運用となる融資を行うことにより、公共の利益の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>(財政融資資金の設置)</p> <p>第二条 この法律の目的を達成するため、財政融資資金を設置する。</p> <p>(財政融資資金の管理及び運用並びに区分経理)</p> <p>第三条 財政融資資金は、財務大臣が、法令で定めるところに従い、管理及び運用する。</p> <p>2 財政融資資金は、他の政府資金と区分して経理するものとする。</p> <p>(財政融資資金に充てる財源)</p> <p>第四条 財政融資資金は、次条若しくは第六条第一項又は他の法律若</p>	<p>資金運用部資金法</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、郵便貯金(郵便振替を含む。以下同じ。)、政府の特別会計の積立金及び余裕金その他の資金で法律又は政令の規定により資金運用部に預託されたもの並びに資金運用部特別会計の積立金及び余裕金を資金運用部資金として統合管理し、その資金を確實且つ有利な方法で運用することにより、公共の利益の増進に寄与せしめることを目的とする。</p>

しくは政令の規定により預託された資金(以下「財政融資資金預託金」という。)、財政融資資金特別会計の積立金及び余裕金並びに財政融資資金特別会計法(昭和二十六年法律第百一号)第十四条第一項の規定による繰入金をもつて充てる。

(財政融資資金への預託の義務)

第五条 政府の特別会計の歳入歳出の決算上の剰余金を積み立てた積立金(財政融資資金特別会計、簡易生命保険特別会計、厚生保険特別会計の年金勘定及び国民年金特別会計の国民年金勘定に係る積立金を除く。)は、すべて財政融資資金に預託しなければならない。

(国庫余裕金及び特別会計の余裕金の運用)

第六条 国庫余裕金は、財政融資資金に預託することができる。

2 政府の特別会計(財政融資資金特別会計を除く。)の余裕金は、財政融資資金への預託の方法によるほか、運用してはならない。ただし、国債整理基金特別会計において国債を保有する場合は、この限りでない。

(財政融資資金預託金)

第七条 財政融資資金預託金の契約上の預託期間(以下「約定期間」という。)は、一月を下らないものとする。

(資金運用部への預託の義務)

第二条 郵便貯金として受け入れた資金は、郵便貯金の日常の払いもとし及び郵便貯金法(昭和二十二年法律第百四十四号)の規定に基づく貸付けに必要な資金を除く外、資金運用部に預託しなければならない。

2 政府の特別会計(資金運用部特別会計及び簡易生命保険特別会計を除く。)の歳入歳出の決算上の剰余金を積み立てた積立金は、すべて資金運用部に預託しなければならない。

(国庫余裕金及び特別会計の余裕金の運用)

第三条 国庫余裕金は、資金運用部に預託することができる。

2 政府の特別会計(資金運用部特別会計を除く。)の余裕金は、資金運用部への預託の方法による外、運用してはならない。但し、国債整理基金特別会計において国債を保有する場合は、この限りでない。

(資金運用部預託金)

第四条 第二条若しくは前条第一項又は他の法律若しくは政令の規定により資金運用部に預託された資金(以下「資金運用部預託金」という。)の契約上の預託期間(以下「約定期間」という。)は、一

2 財政融資資金預託金の約定期間満了前の払戻しを受けようとするときは、預託者は、その払戻しを受けようとする日前三十日を超えない範囲内で財務大臣が定める期間以前に、あらかじめその旨を財務大臣に通知しなければならない。

3 財政融資資金預託金には、約定期間に応じ、国債の利回りに即して財務大臣が定める利率により利子を付する。

4 第二項の規定により約定期間満了前に払戻しを行った金額に対しては、その金額の預託されていた期間が一月未満のときは利子を付さず、当該期間が一月以上のときは、前項の規定にかかわらず、同項の利率より低い利率であつて政令で定めるところにより財務大臣が定めるものにより利子を付する。

5 財政融資資金預託金に対しては、その約定期間満了の日又は第二項の規定により期限前の払戻しをした日のほか、約定期間一年以上の財政融資資金預託金については、六月ごとに、財務大臣が定める日に、当該預託金の経過預託期間に対する前二項の規定による利子を支払う。

6 財政融資資金預託金に対しては、預託金証書を発行する。

月を下らないものとする。

2 資金運用部預託金の約定期間満了前の払いもどしを受けようとするときは、預託者は、その払いもどしを受けようとする日前三十日を超えない範囲内で財務大臣が定める期間以前に、あらかじめその旨を財務大臣に通知しなければならない。

3 資金運用部預託金には、国債の金利その他市場金利を考慮するとともに、郵便貯金事業の健全な経営の確保、厚生年金保険事業及び国民年金事業の財政の安定並びに積立金その他の資金を資金運用部に預託するその他の事業等の健全かつ適正な運営の確保に配慮して、約定期間に応じ、政令で定める利率により利子を付する。

4 第二項の規定により約定期間満了前に払戻しを行った金額に対しては、その金額の預託されていた期間が一月未満のときは利子を付さず、当該期間が一月以上のときは、前項の規定にかかわらず、当該資金運用部預託金の預託されていた期間、同項の利率その他の事情を考慮して、政令で定めるところにより、同項の利率より低い利率により利子を付する。

5 財務大臣は、前二項の政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、財政制度等審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かななければならない。

6 資金運用部預託金に対しては、その約定期間満了の日又は第二項の規定により期限前の払戻しをした日のほか、約定期間一年以上の資金運用部預託金については、毎年三月三十一日及び九月三十日に、当該預託金の経過預託期間に対する第三項又は第四項の規定による利子を支払う。

7 資金運用部預託金に対しては、預託金証書を発行する。

(財政融資資金預託金の取扱手続)  
第八条 前条に規定するものを除くほか、財政融資資金預託金の取扱手続は、財務大臣が定める。

(財政融資資金補足のための一時借入金及び融通証券)

第九条 財政融資資金に属する現金に不足があるときは、財政融資資金特別会計の負担において、一時借入金をし、又は融通証券を発行して、一時これを補足することができる。

2 前項の規定による一時借入金及び融通証券の限度額については、予算をもって、国会の議決を経なければならぬ。

3 第一項の規定による一時借入金及び融通証券は、一年以内に償還しなければならない。

(財政融資資金の運用)

第十条 財政融資資金は、次に掲げるものに運用することができる。

一 八 (略)

(資金運用部預託金の取扱手続)  
第五条 前条に規定するものを除く外、資金運用部預託金の取扱手続は、財務大臣が定める。

(資金運用部資金の管理及び運用並びに区分経理)

第六条 資金運用部預託金並びに資金運用部特別会計の積立金及び余裕金は、資金運用部資金とし、財務大臣が管理及び運用する。

2 資金運用部資金は、他の政府資金と区分して経理するものとする。

(資金運用部資金の運用)

第七条 資金運用部資金は、次に掲げるものに運用することができる。

一 八 (略)

九 銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫又は全国を地区とする

信用金庫連合会)以下この条において「金融機関」という。(の発行する債券(以下「金融債」という。)

十 電源開発株式会社の発行する社債

十一 電源開発株式会社に対する貸付け

十二 (略)

九 (略)

十 財政融資資金をもつて引受け、応募又は買入れを行った債券であつて政令で定めるものの金融機関その他政令で定める法人に対する貸付け

2 前項の規定により外国債に運用する財政融資資金の額は、財政融資資金の総額の十分の一を超えてはならない。

超えてはならない。

3 資金運用部資金を金融債に運用する場合には、一の金融機関の発行する金融債の五割又は一の金融機関の一回に発行する金融債の六割をこえる割合の金融債の引受、応募又は買入を行つてはならない。又、資金運用部が引受、応募又は買入を行う金融債は、利率、担保、償還の方法、期限その他の条件において、資金運用部以外の者の引受、応募又は買入に係るものとの種類を同じくするものでなければならぬ。

4 前項前段の場合において、郵便貯金特別会計の金融自由化対策資金又は簡易生命保険特別会計の積立金の金融債に運用する額があるときは、その額を資金運用部資金の金融債に運用する額に合算し、その合算額につき、同項前段の規定を適用するものとする。

第八条から第十一条まで 削除



(財政融資資金運用計画の諮問)

第十一條 財務大臣は、毎年度財政融資資金の運用に關して必要な計画を定め、あらかじめ財政制度等審議會(以下「審議會」という。)の意見を聴かなければならない。その計画を変更しようとするときも、また同様とする。

2 前項の場合においては、財務大臣が審議會の意見を聞いて定めるところにより、その資金運用計画を別途に分類した表を、当該計画に關する書類に添付して提出しなければならない。

(財政融資資金運用報告書)

第十二條 財務大臣は、毎年度財政融資資金運用報告書を作成し、当該年度経過後四月以内に、審議會に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、当該年度の財政融資資金の運用の状況及び運用資産の異動に關する重要な事項を記載するとともに、当該年度の財政融資資金特別会計の貸借対照表及び損益計算書を添付しなければならない。

3 第一項の報告書には、前項に定めるもののほか、前条第二項の分類に應じて財政融資資金の運用状況をとりとめた表を添付しなければならない。

(資金運用部資金運用計画の諮問)

第十二條 財務大臣は、毎年度資金運用部資金の運用に關して必要な計画を定め、あらかじめ審議會の議に付さなければならぬ。その計画を変更しようとするときも、また同様とする。

2 前項の場合においては、財務大臣が審議會の意見を聞いて定めるところにより、その資金運用計画を別途に分類し、これを年金資金等(厚生保険特別会計の年金勘定、船員保険特別会計又は国民年金特別会計の国民年金勘定から預託された資金及び国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第百二十八号)第三十五条の二第二項の規定により預託された資金をいう。以下次条において同じ。)に係るものその他の資金に係るものとに区分した表を、当該計画に關する書類に添付して提出しなければならない。

(資金運用部資金運用報告書)

第十三條 財務大臣は、毎年度資金運用部資金運用報告書を作成し、当該年度経過後四月以内に、審議會に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、当該年度の資金運用部資金の運用の状況及び運用資産の異動に關する重要な事項を記載するとともに、当該年度末現在の資金運用部の貸借対照表を添付しなければならない。

3 第一項の報告書には、前項に定めるもののほか、前条第二項の分類及び区分に應じて資金運用部資金の運用状況をとりとめ、年金資金等に係る用途別の運用状況を特に明らかにした表を添付しなければならない。

第十四條 別除

(資金運用部資金の出納執行命令権の委任)

第十五條 財務大臣は、資金運用部資金の出納執行の命令を部下の部局の長に行わせることができる。

(資金運用部資金の運用に關する事務の委任)

第十六條 財務大臣は、財務省令で定めるところにより、資金運用部資金の運用に關する事務の一部を日本銀行に取り扱わせることができる。

附則

12 簡易生命保険特別会計法(昭和十九年法律第十二号)第八条の規定により資金運用部に預託された資金(簡易生命保険の積立金の運用に關する法律(昭和二十七年法律第二十号)第三条第七項の規定による預託金となつたものを含む。約定期間が一年未満のものを除く。)に対しては、第四条第三項及び第四項の規定にかかわらず、当分の間、政令で定めるところにより、同条第三項の利率(同条第二項の規定により約定期間満了前に払戻しを行った金額については、同条第四項の利率)を超える利率により利子を付することができる。

(財政融資資金の出納執行命令権の委任)

第十三條 財務大臣は、財政融資資金の出納執行の命令を部下の部局の長に行わせることができる。

(財政融資資金の運用に關する事務の委任)

第十四條 財務大臣は、財務省令で定めるところにより、財政融資資金の運用に關する事務の一部を日本銀行に取り扱わせることができる。

附則

12 簡易生命保険特別会計法(昭和十九年法律第十二号)第八条の規定により財政融資資金に預託された資金(簡易生命保険の積立金の運用に關する法律(昭和二十七年法律第二十号)第三条第七項の規定による預託金となつたものを含む。約定期間が一年未満のものを除く。)並びに厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)第十二条第一項及び国民年金特別会計法(昭和三十六年法律第六十三号)第十五条の規定により財政融資資金に預託された資金(厚生保険特別会計に係る資金にあつては年金勘定に係るもの、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第七十九条の三第二項の規定による預託金となつたものを含む。)に、国民年金特別会計に係る資金にあつては国民年金勘定に係るもの(国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第七十六条第二項の規定による預託金となつ

<p>たものを含む。)に限り、約定期間が一年未満のものを除く。)に対しては、第七條第三項及び第四項の規定にかかわらず、当分の間、政令で定めるところにより、同條第三項の利率(同條第二項の規定により約定期間満了前に払戻しを行った金額については、同條第四項の利率)を超える利率により利子を付することができる。</p> <p>13 第七條第五項の規定は前項の規定により付する利子について準用する。</p> <p>14 財政融資資金は、第十條第一項の規定にかかわらず、当分の間、商工組合中央金庫の発行する債券(以下「金庫債」という。)及び簡易保険福祉事業団に対する貸付けに運用することができる。</p> <p>15 財政融資資金を金庫債に運用する場合には、金庫債の十分の五又は商工組合中央金庫の一回に発行する金庫債の十分の六を超える割合の金庫債の引受け、応募又は買入れ(以下この項において「引受け等」という。)を行つてはならない。また、財政融資資金により引受け等を行う金庫債は、利率、担保、償還の方法、期限その他の条件において、当該引受け等以外の引受け等に係るものとその種類を同じくするものでなければならない。</p> <p>16 前項前段の場合において、郵便貯金特別会計の郵便貯金資金又は簡易生命保険特別会計の積立金の金庫債に運用する額があるときは、その額を財政融資資金の金庫債に運用する額に合算し、その合</p>	<p>13 第四條第五項の規定は前項の政令の制定又は改正の立案について、同條第六項の規定は前項の規定により付する利子について準用する。</p> <p>14 他の法令中「大蔵省預金部」とあるのは、「資金運用部」と読み替えるものとする。</p>
---	--

<p>算額につき、同項前段の規定を適用するものとする。</p>	
---------------------------------	--

改 正 案	現 行
<p>財政融資資金特別会計法</p> <p>(設置)</p> <p>第一条 財政融資資金の運用に関する歳入歳出を一般会計と区分して経理するため、特別会計を設置する。</p> <p>(歳入及び歳出)</p> <p>第三条 この会計においては、財政融資資金の運用利殖金、第十一条第一項又は第十二条の規定による公債の発行収入金及び借入金、第十三条第一項の規定による繰替使用金（同条第二項ただし書に規定する償還することができない金額に限る。）、第十四条第二項の規定による財政融資資金からの受入金並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、財政融資資金預託金の利子、財政融資資金の運用損失金、運用手数料、事務取扱費、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項の規定による一時借入金及び融通証券の利子、第十一条第一項又は第十二条の規定による公債及び借入金の償還金及び利子、第十二条第二項ただし書の規定による繰替使用金の償還金、第十四条第一項の規定による財政融資資金への繰入金、公債及び融通証券の発行及び償還に関する経費並びに附属諸費をもつてその歳出とする。</p>	<p>資金運用部特別会計法</p> <p>(設置)</p> <p>第一条 資金運用部資金の運用に伴う歳入歳出を一般会計と区分して経理するため、特別会計を設置する。</p> <p>(歳入及び歳出)</p> <p>第三条 この会計においては、資金運用部資金の運用利殖金及び附属雑収入をもつてその歳入とし、資金運用部預託金の利子、資金運用部資金の運用損失金、運用手数料、事務取扱費、第十二条第二項但書の規定による繰替使用金の償還金及び附属諸費をもつてその歳出とする。</p>

<p>(歳入歳出予定計算書の作成)</p> <p>第四条 財務大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書を作成しなければならない。</p> <p>第五条 (略)</p> <p>(予算の作成及び提出)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>21 前項の予算には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 歳入歳出予定計算書</p> <p>二 前々年度の貸借対照表及び損益計算書</p> <p>三 前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書</p>	<p>(運用資産の価額の減損の処理)</p> <p>第四条 資金運用部資金に属する運用資産で価額の減損を生じたものがあるときは、この会計の決算上生じた剰余をもつて償却し、決算上の剰余がないとき、又は決算上の剰余をもつてその全額を償却できないときは、第八条に規定する積立金をもつて償却しなければならない。</p> <p>21 前項の規定により決算上の剰余又は積立金をもつて運用資産の価額の減損の全額を償却できないときは、その償却できない金額は、資金運用部資金の損失として繰り越して整理するものとする。</p> <p>31 前項の規定により繰り越した損失は、第八条に規定するものとする。</p> <p>(歳入歳出予定計算書の作製)</p> <p>第五条 財務大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書を作製しなければならない。</p> <p>第六条 (略)</p> <p>(予算の作成及び提出)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>21 前項の予算には、歳入歳出予定計算書を添付しなければならない。</p>
--	--

第七條 この会計において、毎会計年度の損益計算上生じた利益又は損失は、翌年度に繰り越して整理するものとする。

(決算上の剰余及び不足の処理)

第八條 この会計の毎会計年度の決算上、当該年度の歳入の収納済額(次項において「収納済額」という。)から当該年度の歳出の支出済額と第十八條第一項の規定による歳出金の翌年度への繰越額のうち支払義務が生じた歳出金であつて当該年度の出納の完結までに支出済みとならなかつたものとの合計額(次項において「支出済額等」という。)を控除して剰余があるときは、これをこの会計の積立金として積み立てるものとする。

2) この会計の毎会計年度の決算上、収納済額が支出済額等に不足するときは、その不足する金額は、前項に規定する積立金から補足するものとする。

(歳入歳出決定計算書の作成)

第九條 財務大臣は、毎会計年度、歳入歳出予定計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作成しなければならぬ

(決算上の剰余の処理)

第八條 この会計の毎会計年度の決算上、当該年度の歳入の収納済額(以下「収納済額」という。)から当該年度の歳出の支出済額と第十四條第一項の規定による歳出金の翌年度への繰越額との合計額(以下「支出済額等」という。)を控除して剰余がある場合において、その剰余の額をもつてまず第四條第一項の規定による償却に充て、また、同條第二項の規定により前年度から繰り越した損失がある場合には、これをうめ、なお剰余があるときは、その剰余の額に相当する金額をこの会計の積立金として積み立てるものとする。

(決算上の不足の処理)

第九條 この会計の毎会計年度の決算上、収納済額が支出済額等に不足するときは、その不足する金額は、前條に規定する積立金から補足するものとする。但し、第四條第一項の規定による運用資産の価額の減損の償却に先立つことはできない。

(歳入歳出決定計算書の作製)

第十條 財務大臣は、毎会計年度、歳入歳出予定計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作製しなければならぬ

い。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第十條 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2) 前項の決算には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 歳入歳出決定計算書
- 二 当該年度の貸借対照表及び損益計算書
- 三 当該年度末における運用資産明細表

(公債及び借入金)

第十一條 財政融資資金において運用の財源に充てるため必要があるときは、この会計の負担において、公債を発行し、又は借入金をすることができる。

2) 前項の規定による公債及び借入金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

(公債の発行限度及び借入金の借入限度の繰越し)

第十二條 前條第二項の規定により国会の議決を経た金額のうち、当該年度において発行又は借入れをしなかつた金額があるときは、当該金額を限度として、かつ、財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律(昭和四十八年法律第七号)第三條の規定によりその翌年度において運用することができる金額の範囲内で、当該翌年度において、公債を発行し、又は借入金をすることができる。

い。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第十一條 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作製し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2) 前項の決算には、歳入歳出決定計算書を添付しなければならない。

(財政融資資金の繰替使用)

第十三条 この会計において、支払上現金に不足があるときは、財政融資資金を繰替使用することができる。

2 前項の規定による繰替使用金は、当該年度の歳入(第八条第二項に規定する積立金からの抽足を含む。以下この項において同じ。)をもつて償還しなければならない。ただし、歳入不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額を限り、一年内に償還することができる。

(財政融資資金への繰入れ等)

第十四条 第十一条第一項又は第十二条の規定により公債を発行し、又は借入金をしたときは、当該公債の発行収入金又は当該借入金に相当する金額を財政融資資金に繰り入れるものとする。

2 この会計において、前項の公債又は借入金の償還金があるときは、当該償還金に相当する金額を財政融資資金からこの会計の歳入に繰り入れるものとする。

(国債整理基金特別会計への繰入れ)

第十五条 財政融資資金法第九条第一項の規定による一時借入金及び融通証券の利子、第十一条第一項又は第十二条の規定による公債及び借入金の償還金及び利子並びにこの会計の負担に属する公債及び融通証券の発行及び償還に関する諸費の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

(資金運用部資金の繰替使用)

第十二条 この会計において、支払上現金に不足があるときは、資金運用部資金を繰替使用することができる。

2 前項の規定による繰替使用金は、当該年度の歳入をもつて償還しなければならない。但し、歳入不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額を限り、一年内に償還することができる。

(国債整理基金特別会計法の適用に関する特例)

第十六条 第十一条第一項又は第十二条の規定による公債及び借入金金については、国債整理基金特別会計法(明治三十九年法律第六号)第二条第二項、第二条ノ二第一項、第五条第一項及び第五条ノ二の規定の適用においては、国債とみなさる。

(利子の支払事務の委託)

第十七条 財務大臣は、日本銀行に財政融資資金預託金の利子の支払を取り扱わせることができる。

2 財務大臣は、前項の規定により日本銀行に財政融資資金預託金の利子の支払をさせる場合においては、その利子の支払に必要な資金を日本銀行に交付することができる。

(支出残額の繰越)

第十八条 この会計において、毎会計年度の歳出予算における支出残額は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 財務大臣は、前項の規定により繰越しをしたときは、会計検査院に通知しなければならない。

3 第一項の規定により繰越しをしたときは、当該経費については、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三十一条第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。

第十九条 (略)

(支出未済額の繰越)

第十四条 この会計において、支払義務の生じた歳出金で、当該年度の出納の完結までに支出済とならなかつたものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 財務大臣は、前項の規定により繰越しをしたときは、会計検査院に通知しなければならない。

3 第一項の規定により繰越しをしたときは、当該経費については、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三十一条第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。

第十五条 (略)

改正案	現行
<p>財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この法律は、財政融資資金（財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号、以下「資金法」という。）第二条の財政融資資金をいう。以下同じ。）の長期の運用が国民経済の中で果たす資源配分的機能の重要性にかんがみ、その適正かつ効果的な実施に資するため、国会の議決、財政投資計画の国会への提出その他必要な措置を定めるものとする。</p> <p>(国会の議決)</p> <p>第二条 資金法の規定に基づき毎会計年度新たに運用する財政融資資金のうち、その運用の期間が五年以上にわたるもの（次条の規定により運用することができるものを除く。）は、その運用を予定する金額（以下「長期運用予定額」という。）につき、運用対象区分ごとに、予算をもつて国会の議決を経なければならぬ。</p> <p>2 前項の運用対象区分とは、財政融資資金の運用対象を、国債と資</p>	<p>資金運用部資金及び簡易生命保険の積立金の長期運用に対する特別措置に関する法律</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この法律は、資金運用部資金（以下「資金」という。）及び簡易生命保険特別会計の積立金（以下「積立金」という。）の長期の運用が国民経済の中で果たす資源配分的機能の重要性にかんがみ、その適正かつ効果的な実施に資するため、国会の議決その他必要な措置を定めるものとする。</p> <p>(国会の議決)</p> <p>第二条 資金運用部資金法（昭和二十六年法律第百号、以下「資金法」という。）及び簡易生命保険の積立金の運用に関する法律（昭和二十七年法律第百十号、以下「運用法」という。）の規定に基づき毎会計年度新たに運用する資金及び積立金のうち、その運用の期間が五年以上にわたるもの（次条の規定により運用することができるものを除く。）は、その運用を予定する金額（以下「長期運用予定額」という。）につき、資金及び積立金の別に、かつ、運用対象区分ごとに、予算をもつて国会の議決を経なければならぬ。</p> <p>2 前項の運用対象区分とは、資金及び積立金の運用対象を、国債と</p>

<p>金法第十條第一項第九号に掲げる債券とその他のものと大別し、かつ、その他のものは、次に掲げる区分により区分し、更に、国に係るものにあつては会計別に、第二号及び第三号の法人に係るものにあつては法人別に、それぞれ細分した区分をいう。</p> <p>一 国</p> <p>二 資金法第十條第一項第三号に規定する法人</p> <p>三 資金法第十條第一項第七号に規定する法人</p> <p>四 地方公共団体</p> <p>(長期運用予定額の繰越し)</p> <p>第三條 前条の規定により運用対象区分ごとに国会の議決を経た長期運用予定額に係る財政融資資金のうち当該年度において運用しなかつたものがあるときは、これを翌年度において当該運用対象区分に従い運用することができる。</p> <p>(運用実績の報告)</p> <p>第四條 財務大臣は、第二条の規定により運用対象区分ごとに国会の議決を経た長期運用予定額に係る財政融資資金について、毎会計年度における運用の実績を当該運用対象区分ごとに明らかにした書</p>	<p>資金法第七條第一項第九号に掲げる債券（前工組合中央金庫の発行するものを除く。）並びに運用法第三條第一項第十三号から第十五号まで及び第二十四号に掲げる債券及び金銭信託とその他のものと大別し、かつ、その他のものは、次に掲げる区分により区分し、更に、国に係るものにあつては会計別に、第二号及び第三号の法人に係るものにあつては法人別に、それぞれ細分した区分をいう。</p> <p>一 国</p> <p>二 資金法第七條第一項第三号に規定する法人</p> <p>三 資金法第七條第一項第七号又は第十号に規定する法人、商工組合中央金庫及び簡易生命保険福祉事業団</p> <p>四 地方公共団体（運用法第三條第一項第三号に規定する公共団体を含む。）</p> <p>3 1 第一項の規定は、運用法第三條第一項第一号に掲げる貸付けに運用する積立金については適用しない。</p> <p>(長期運用予定額の繰越し)</p> <p>第三條 前条の規定により運用対象区分ごとに国会の議決を経た長期運用予定額に係る資金及び積立金のうち当該年度において運用しなかつたものがあるときは、これを翌年度において当該運用対象区分に従い運用することができる。</p> <p>(運用実績の報告)</p> <p>第四條 資金又は積立金の管理及び運用を行う各大臣は、第二条の規定により運用対象区分ごとに国会の議決を経た長期運用予定額に係る資金及び積立金のうち、その所掌に係るものについて、毎会計</p>
---	---



類(以下「運用実績報告書」という。)を翌年度の七月三十一日まで作成しなければならない。

2 内閣は、財政融資資金特別会計の歳入歳出決算を会計検査院に送付し、及び会計検査院の検査を経た当該歳入歳出決算を国会に提出する場合には、当該歳入歳出決算に財政融資資金に係る運用実績報告書を添付しなければならない。

(準用)

第五條 第二條第一項及び前二條の規定は、郵便貯金法(昭和二十二年法律第四十四号)第六十八條の三第一項(同項第三号)応募又は買入れによる運用を除く。及び第十九号に係るものに限る。及び簡易生命保険の積立金の運用に関する法律(昭和二十七年法律第二百十号)第三條第一項(同項第四号)応募又は買入れによる運用を除く。及び第二十号に係るものに限る。の規定に基づき毎会計年度新たに運用する郵便貯金特別会計の郵便貯金資金(以下「郵便貯金資金」という。)及び簡易生命保険特別会計の積立金(以下「簡保積立金」という。)のうち、その運用の期間が五年以上にわたるものについて準用する。この場合において、第二條第一項中「資金法」とあるのは「郵便貯金法(昭和二十二年法律第四十四号)第六十八條の三第一項(同項第三号)応募又は買入れによる運用を除く。及び第十九号に係るものに限る。及び簡易生命保険の積立金の運用に関する法律(昭和二十七年法律第二百十号)第三條第一項(同項第四号)応募又は買入れによる運用を除く。及び第二十号

年度における運用の実績を当該運用対象区分」とに明らかにした書類(以下「運用実績報告書」という。)を作成し、これを翌年度の七月三十一日までに財務大臣に送付しなければならない。

2 内閣は、資金運用部特別会計又は簡易生命保険特別会計の歳入歳出決算を会計検査院に送付し、及び会計検査院の検査を経たこれらの歳入歳出決算を国会に提出する場合には、これらの歳入歳出決算にそれぞれ資金又は積立金に係る運用実績報告書を添付しなければならない。

「に係るものに限る。」「と「財政融資資金」とあるのは「郵便貯金特別会計の郵便貯金資金(以下「郵便貯金資金」という。)及び簡易生命保険特別会計の積立金(以下「簡保積立金」という。))と「運用対象区分」とあるのは「郵便貯金資金及び簡保積立金の別」と、第三條中「運用対象区分」とは「国会」とあるのは「国会」と、財政融資資金」とあるのは「郵便貯金資金及び簡保積立金」と、当該運用対象区分に從つ」とあるのは「それぞれ」と、前條第一項中「財務大臣」とあるのは「総務大臣」と、運用対象区分」とは「国会」とあるのは「国会」と、財政融資資金」とあるのは「郵便貯金資金及び簡保積立金」と、当該運用対象区分」とあるのは「それぞれ」と、翌年度の七月三十一日までに作成」とあるのは「作成し、翌年度の七月三十一日までに財務大臣に送付」と、同條第二項中「財政融資資金特別会計」とあるのは「郵便貯金特別会計又は簡易生命保険特別会計」と、当該」とあるのは「これらの」と、財政融資資金」とあるのは「それぞれ郵便貯金資金又は簡保積立金」と読み替へるものとする。

(財政投融資計画)

第六條 内閣は、第二條第一項の議決を経ようとするときは、財政投融資計画を国会に提出しなければならない。

2 財政投融資計画は、次に掲げるもの予定額について、対象区分(国、法人(地方公共団体を除く。))及び地方公共団体に区分し、更に、更に係るものにあつては会計別に、法人(地方公共団体を除く。))に係るものにあつては法人別に細分したものをいう。この内訳及び各対象区分」との総額を明らかにするものとする。



○ 外貨公債の発行に関する法律（昭和三十八年法律第六十三号）（附則第二十六条関係）

改正案	現行
<p>(準用)            第四条 第一条第三項及び前二条の規定は、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項ただし書の規定により発行する外貨債、国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条第一項及び第五条ノ二の規定により外貨債の整理又は償還のため発行する外貨債並びに財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第一百一号）第十一条第一項及び第十二条の規定により発行する外貨債について準用する。</p>	<p>(準用)            第四条 第一条第三項及び前二条の規定は、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項ただし書の規定により発行する外貨債並びに国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条第一項及び第五条ノ二の規定により外貨債の整理又は償還のため発行する外貨債について準用する。</p>

D [日法六五〇六] ㊟

### ○ 国債整理基金特別会計法

(明治三十九年三月二日 法律第六号)

改正

大正	四年	六月二日法律第一四号	昭和	二年	三月二日法律第一〇二号
同	八年	三月二日法律第一四号	同	三年	三月二日法律第一〇二号
同	九年	八月五日法律第三八号	同	四年	四月一日法律第一〇二号
同	十一年	七月二日法律第八号	同	五年	五月二日法律第一〇二号
昭和	二年	三月二日法律第一四号	同	六年	五月二日法律第一〇二号
同	三年	三月二日法律第一四号	同	七年	五月二日法律第一〇二号
同	四年	三月二日法律第一四号	同	八年	五月二日法律第一〇二号
同	五年	三月二日法律第一四号	同	九年	五月二日法律第一〇二号
同	六年	三月二日法律第一四号	同	十年	五月二日法律第一〇二号
同	七年	三月二日法律第一四号	同	十一年	五月二日法律第一〇二号
同	八年	三月二日法律第一四号	同	十二年	五月二日法律第一〇二号
同	九年	三月二日法律第一四号	同	十三年	五月二日法律第一〇二号
同	十年	三月二日法律第一四号	同	十四年	五月二日法律第一〇二号
同	十一年	三月二日法律第一四号	同	十五年	五月二日法律第一〇二号
同	十二年	三月二日法律第一四号	同	十六年	五月二日法律第一〇二号
同	十三年	三月二日法律第一四号	同	十七年	五月二日法律第一〇二号
同	十四年	三月二日法律第一四号	同	十八年	五月二日法律第一〇二号
同	十五年	三月二日法律第一四号	同	十九年	五月二日法律第一〇二号
同	十六年	三月二日法律第一四号	同	二十年	五月二日法律第一〇二号
同	十七年	三月二日法律第一四号	同	二十一年	五月二日法律第一〇二号
同	十八年	三月二日法律第一四号	同	二十二年	五月二日法律第一〇二号
同	十九年	三月二日法律第一四号	同	二十三年	五月二日法律第一〇二号
同	二十年	三月二日法律第一四号	同	二十四年	五月二日法律第一〇二号
同	二十一年	三月二日法律第一四号	同	二十五年	五月二日法律第一〇二号
同	二十二年	三月二日法律第一四号	同	二十六年	五月二日法律第一〇二号
同	二十三年	三月二日法律第一四号	同	二十七年	五月二日法律第一〇二号
同	二十四年	三月二日法律第一四号	同	二十八年	五月二日法律第一〇二号
同	二十五年	三月二日法律第一四号	同	二十九年	五月二日法律第一〇二号
同	二十六年	三月二日法律第一四号	同	三十年	五月二日法律第一〇二号
同	二十七年	三月二日法律第一四号	同	三十一年	五月二日法律第一〇二号
同	二十八年	三月二日法律第一四号	同	三十二年	五月二日法律第一〇二号
同	二十九年	三月二日法律第一四号	同	三十三年	五月二日法律第一〇二号
同	三十年	三月二日法律第一四号	同	三十四年	五月二日法律第一〇二号
同	三十一年	三月二日法律第一四号	同	三十五年	五月二日法律第一〇二号
同	三十二年	三月二日法律第一四号	同	三十六年	五月二日法律第一〇二号
同	三十三年	三月二日法律第一四号	同	三十七年	五月二日法律第一〇二号
同	三十四年	三月二日法律第一四号	同	三十八年	五月二日法律第一〇二号
同	三十五年	三月二日法律第一四号	同	三十九年	五月二日法律第一〇二号
同	三十六年	三月二日法律第一四号	同	四十年	五月二日法律第一〇二号
同	三十七年	三月二日法律第一四号	同	四十一年	五月二日法律第一〇二号
同	三十八年	三月二日法律第一四号	同	四十二年	五月二日法律第一〇二号
同	三十九年	三月二日法律第一四号	同	四十三年	五月二日法律第一〇二号
同	四十年	三月二日法律第一四号	同	四十四年	五月二日法律第一〇二号
同	四十一年	三月二日法律第一四号	同	四十五年	五月二日法律第一〇二号
同	四十二年	三月二日法律第一四号	同	四十六年	五月二日法律第一〇二号
同	四十三年	三月二日法律第一四号	同	四十七年	五月二日法律第一〇二号
同	四十四年	三月二日法律第一四号	同	四十八年	五月二日法律第一〇二号
同	四十五年	三月二日法律第一四号	同	四十九年	五月二日法律第一〇二号
同	四十六年	三月二日法律第一四号	同	五十年	五月二日法律第一〇二号
同	四十七年	三月二日法律第一四号	同	五十一年	五月二日法律第一〇二号
同	四十八年	三月二日法律第一四号	同	五十二年	五月二日法律第一〇二号
同	四十九年	三月二日法律第一四号	同	五十三年	五月二日法律第一〇二号
同	五十年	三月二日法律第一四号	同	五十四年	五月二日法律第一〇二号
同	五十一年	三月二日法律第一四号	同	五十五年	五月二日法律第一〇二号
同	五十二年	三月二日法律第一四号	同	五十六年	五月二日法律第一〇二号
同	五十三年	三月二日法律第一四号	同	五十七年	五月二日法律第一〇二号
同	五十四年	三月二日法律第一四号	同	五十八年	五月二日法律第一〇二号
同	五十五年	三月二日法律第一四号	同	五十九年	五月二日法律第一〇二号
同	五十六年	三月二日法律第一四号	同	六十年	五月二日法律第一〇二号
同	五十七年	三月二日法律第一四号	同	六十一年	五月二日法律第一〇二号
同	五十八年	三月二日法律第一四号	同	六十二年	五月二日法律第一〇二号
同	五十九年	三月二日法律第一四号	同	六十三年	五月二日法律第一〇二号
同	六十年	三月二日法律第一四号	同	六十四年	五月二日法律第一〇二号
同	六十一年	三月二日法律第一四号	同	六十五年	五月二日法律第一〇二号
同	六十二年	三月二日法律第一四号	同	六十六年	五月二日法律第一〇二号
同	六十三年	三月二日法律第一四号	同	六十七年	五月二日法律第一〇二号
同	六十四年	三月二日法律第一四号	同	六十八年	五月二日法律第一〇二号
同	六十五年	三月二日法律第一四号	同	六十九年	五月二日法律第一〇二号
同	六十六年	三月二日法律第一四号	同	七十年	五月二日法律第一〇二号
同	六十七年	三月二日法律第一四号	同	七十一年	五月二日法律第一〇二号
同	六十八年	三月二日法律第一四号	同	七十二年	五月二日法律第一〇二号
同	六十九年	三月二日法律第一四号	同	七十三年	五月二日法律第一〇二号
同	七十年	三月二日法律第一四号	同	七十四年	五月二日法律第一〇二号
同	七十一年	三月二日法律第一四号	同	七十五年	五月二日法律第一〇二号
同	七十二年	三月二日法律第一四号	同	七十六年	五月二日法律第一〇二号
同	七十三年	三月二日法律第一四号	同	七十七年	五月二日法律第一〇二号
同	七十四年	三月二日法律第一四号	同	七十八年	五月二日法律第一〇二号
同	七十五年	三月二日法律第一四号	同	七十九年	五月二日法律第一〇二号
同	七十六年	三月二日法律第一四号	同	八十年	五月二日法律第一〇二号
同	七十七年	三月二日法律第一四号	同	八十一年	五月二日法律第一〇二号
同	七十八年	三月二日法律第一四号	同	八十二年	五月二日法律第一〇二号
同	七十九年	三月二日法律第一四号	同	八十三年	五月二日法律第一〇二号
同	八十年	三月二日法律第一四号	同	八十四年	五月二日法律第一〇二号
同	八十一年	三月二日法律第一四号	同	八十五年	五月二日法律第一〇二号
同	八十二年	三月二日法律第一四号	同	八十六年	五月二日法律第一〇二号
同	八十三年	三月二日法律第一四号	同	八十七年	五月二日法律第一〇二号
同	八十四年	三月二日法律第一四号	同	八十八年	五月二日法律第一〇二号
同	八十五年	三月二日法律第一四号	同	八十九年	五月二日法律第一〇二号
同	八十六年	三月二日法律第一四号	同	九十年	五月二日法律第一〇二号
同	八十七年	三月二日法律第一四号	同	九十一年	五月二日法律第一〇二号
同	八十八年	三月二日法律第一四号	同	九十二年	五月二日法律第一〇二号
同	八十九年	三月二日法律第一四号	同	九十三年	五月二日法律第一〇二号
同	九十年	三月二日法律第一四号	同	九十四年	五月二日法律第一〇二号
同	九十一年	三月二日法律第一四号	同	九十五年	五月二日法律第一〇二号
同	九十二年	三月二日法律第一四号	同	九十六年	五月二日法律第一〇二号
同	九十三年	三月二日法律第一四号	同	九十七年	五月二日法律第一〇二号
同	九十四年	三月二日法律第一四号	同	九十八年	五月二日法律第一〇二号
同	九十五年	三月二日法律第一四号	同	九十九年	五月二日法律第一〇二号
同	九十六年	三月二日法律第一四号	同	第一百年	五月二日法律第一〇二号

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル國債整理基金特別会計法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

#### 国債整理基金特別会計法

第一条 国債整理基金ヲ置キ其ノ歳入歳出ハ一般ノ会計ト区分シ特別会計ヲ設置ス

第二条 国債整理基金ハ国債ノ償還發行ニ關スル費途ニ使用スルモノトス計ヨリ之ヲ国債整理基金特別会計ニ繰入ルヘシ

第三条 前項繰入額ノ中国債ノ元金償還ニ充ツヘキ金額ハ前年度首ニ於ケル国債総額ノ百分ノ一・六ニ相当スル金額トス

第二十一編 財務通則 (国債整理基金特別会計法)

③前項ノ国債総額ノ計算ニ際シ割引ノ方法ヲ以テ発行シタル国債ニ付テハ発行価格ヲ以テ額面金額ト看做ス  
④前二項ノ規定ノ適用ニ付テハ大藏省証券其ノ他ノ融通証券、借入金及一時借入金並ニ割賦ノ方法ヲ以テ償還スル交付国債ハ之ヲ国債ト看做サス

(大正四法一四、大八法一四、大十三法八、昭二二法一七、昭一四法五三、昭一七法二六、昭一八法九一、昭一九法一五、昭四三法六六、一部改正)  
第二条ノ二 国債ノ元金償還ニ充ツル為前条又ハ他ノ法律ニ依ル繰入額ノ外割引ノ方法ヲ以テ発行シタル国債ノ前年度首ニ於ケル未償還分ノ発行価格差減額ヲ発行ノ日ヨリ償還ノ日迄ノ年數ヲ以テ除シタル額ニ相当スル金額ヲ毎年度一般会計又ハ特別会計ヨリ国債整理基金特別会計ニ繰入ルヘシ  
②前条第四項ノ規定ハ前項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

(昭一四法五三、追加、昭三法四二、一部改正、昭四三法六六、昭二二法ノ三編上、一部改正)  
第二条ノ三 国債ノ元金償還ニ支障ナカラシムル為前二条又ハ他ノ法律ニ依ル繰入額ノ外必要ニ応ジ計算ヲ以テ定ムル金額ヲ一般会計又ハ特別会計ヨリ国債整理基金特別会計ニ繰入ルヘシ

(昭四三法六六、追加)  
第三条 国債借換ニ依ル募集金其ノ他ノ収入金ハ直接ニ之ヲ国債整理基金特別会計ニ繰入スヘシ  
第四条 国債整理基金ハ国債ヲ以テ保有シ又ハ資金運用部ニ預託シ之ヲ運用スルコトヲ得

第二十一編 財務通則 (國債整理基金特別會計法)

②前項ノ運用ハ日本銀行ヲシテ之ヲ取扱ハシム

(昭二四法一〇二一部改正)

第五條 政府ハ各年度ニ於ケル國債ノ整理又ハ償還ノ為ニ必要ナル額ヲ限度トシ借換國債(当該年度内ニ償還スベキモノヲ含ム)ヲ起スコトヲ得

②前項ニ規定スル当該年度内ニ償還スベキ借換國債ノ募集金ハ國債整理基金特別會計ノ歳入外トシテ之ヲ國債整理基金ニ編入スベシ

(昭六〇法八三・全改)

第五條ノ二 政府ハ翌年度ニ於ケル國債ノ整理又ハ償還ノ為ニ予算ヲ以テ國會ノ議決ヲ經タル額ヲ限度トシ借換國債ヲ起スコトヲ得

(昭六〇法八三・追加)

第六條 政府ハ計算上利益アリト認ムルトキハ額面以上ニテモ買入銷却ヲ為スコトヲ得

第七條 國債整理基金ノ運用ヨリ生スル損益ハ本特別會計ノ所屬トシテ整理スルモノトス

第八條 國債整理基金ニシテ毎年度内ニ使用セサルモノハ翌年度ヘ繰越スヘシ

②國債整理基金特別會計ノ毎年度歳出予算ニ於ケル支出残額ハ通次繰越使用スルコトヲ得

第九條 内閣ハ毎年國債整理基金特別會計ノ予算ヲ調製シ一般會計

社ノ株式ノ總數ノ三分ノ二ニ當タル株式ハ國債ノ元金償還ニ充ツベキ資金ノ充實ニ資スル為一般會計ヨリ無償ニテ國債整理基金特別會計ニ所屬替ヲ為スモノトス

(昭六〇法八三・追加)

第十七條 日本國有鉄道清算事業団ノ債務ノ負担ノ軽減を図るために平成二年度において緊急に講ずべき特別措置に關する法律(平成二年法律第四十五号) 第二條第一項ノ規定ニ依リ政府ニ譲渡セラレタル帝都高速度交通営団ニ對スル持分(以下出資持分ト稱ス)ハ國債ノ元金償還ニ充ツベキ資金ノ充實ニ資スル為一般會計ヨリ無償ニテ國債整理基金特別會計ニ所屬替ヲ為スモノトス

(平一〇法一三六・追加)

第十八條 國債整理基金特別會計ニ所屬スル株式及出資持分ノ処分(当該株式ニ係ル新株ノ引受權ノ讓渡ヲ含ム次項ニ於テ之ニ同ジ)ニ因ル収入金並ニ國債整理基金特別會計ニ所屬スル株式及出資持分ニ係ル配当金ハ之ヲ國債整理基金特別會計ニ編入スベシ

②國債整理基金ハ第一條第二項ノ規定ニ依ルモノノ外國債整理基金特別會計ニ所屬スル株式及出資持分ノ管理(当該株式ニ係ル新株ノ引受權ノ行使ヲ含ム)及処分ニ關スル費途ニ使用スルコトヲ得

(昭六〇法八三・追加、平一〇法一三六・昭十七條修正、一部改正)

附則 (大正四年六月二日法律第一四号)

本法ハ大正四年度ヨリ之ヲ施行ス

附則 (大正八年三月二日法律第一四号)

ノ予算ト共ニ之ヲ國會ニ提出スヘシ

(昭四三法六六・一部改正)

第九條ノ二 本會計ノ収入支出ニ關スル規程ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

(昭四三法六六・追加)

附則

第十條 本法ハ明治三十九年度ヨリ之ヲ施行ス

第十一條 本法施行前一般會計ニ收入シタル借換國債ノ募集金ニシテ本法施行ノ日ニ於ケル現在額ハ之ヲ本特別會計ニ繰入ルヘシ

②明治三十八年度一般會計ニ於テ前項借換國債ノ募集金ヲ以テスル國債償還ノ歳出予算ニ於ケル支出残額ハ之ヲ本特別會計ニ繰越スヘシ

第十二條 債金特別會計法ハ明治三十八年度限り之ヲ廃止ス

②債金特別會計ニ屬スル現金、有価証券及他ノ會計トノ計算ハ國債整理基金特別會計ニ屬スルモノトス

第十三條 第二條第四項ノ規定ノ適用ニ付テハ米穀証券ハ之ヲ食糧証券ト看做ス

(昭一七法二六・追加)

第十四條及第十五條 削除 (昭六一法九三)

第十六條 日本たばこ産業株式会社法(昭和五十九年法律第六十九号) 附則第十條ノ規定ニ依リ政府ニ無償讓渡セラレタル日本たばこ産業株式会社ノ株式ノ總數ノ二分ノ一ニ當タル株式及日本電信電話株式会社法(昭和五十九年法律第八十五号) 附則第三條第十二項ノ規定ニ依リ政府ニ無償讓渡セラレタル日本電信電話株式會社

D (日法六五〇六) 〇

附則 (大正九年八月五日法律第三八号)

①大正五年法律第三十四号ハ之ヲ廃止ス

②本法施行前國債整理基金特別會計法ニ依リ発行シタル國債ノ元金ノ消滅時効ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

附則 (大正一三年七月三日法律第八号)

本法ハ大正十三年度分ヨリ之ヲ適用ス

附則 (昭和二年三月二〇日法律第四号)

本法ハ昭和二年度ヨリ之ヲ施行ス

附則 (昭和二年三月三〇日法律第一七号)

①本法ハ昭和十二年度ヨリ之ヲ施行ス

附則 (昭和四年四月一日法律第五三号)

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (昭和七年二月二〇日法律第二六号)

①本法ハ昭和十七年度ヨリ之ヲ施行ス

附則 (昭和八年六月二日法律第九一号)

①本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(昭和一八年勅令第六八八号、昭和一八年九月一日から施行)

附則 (昭和一九年二月二五号法律第一五号)

附則 (昭和二年三月三二日法律第四二号)

第十三條 この法律は、昭和二十二年四月一日から、これを施行す

附則 (昭和二六年三月三日法律第一〇二号)

第二十一編 財務通則 (国債整理基金特別会計法)

この法律は、資金運用部資金法(昭和二十六年法律第九号)施行の日から施行する。

(施行の日)昭和二十六年四月一日

附則 (昭和三十三年四月一日法律第五十六号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四十二年五月二十七日法律第六十六号)

1 この法律は、公布の日から施行する。  
2 改正後の国債整理基金特別会計法の規定は、昭和四十二年度の予算から適用する。

3 次に掲げる法律は、廃止する。

- 一 昭和七年度以降国債償還資金の繰入一部停止に関する法律(昭和七年法律第八号)
- 二 国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する法律(昭和三十六年法律第五十六号)

附則 (昭和四十四年二月八日法律第八〇号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して九十日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第二項から第六項まで及び第八項の規定は、昭和四十七年四月一日から施行する。

附則 (昭和五十九年二月二十五日法律第八七号) 抄

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

(施行期日)

(政令への委任)

第二十八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附則 (昭和六〇年六月二十八日法律第八三号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和六一年二月四日法律第九三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

(政令への委任)

第四十二条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附則 (平成一〇年一〇月一九日法律第一三六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一〇年政令第三四号で平成一〇年一〇月二三日から施行)

○国債整理基金特別会計法施行令

(昭和四十三年七月十二日) (政令第二百三十九号)

国債整理基金特別会計法施行令をここに公布する。

国債整理基金特別会計法施行令

内閣は、国債整理基金特別会計法(明治三十九年法律第六号)第九条ノ二の規定に基づき、この政令を制定する。

(歳入歳出予算の区分)

第一条 国債整理基金特別会計の歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

(歳入歳出予算計算書の作成等)

第二条 大蔵大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予算計算書を作成しなければならない。

2 この会計の歳入歳出予算計算書は、歳入にあつては、その性質に従つてその金額を款及び項に区分し、更に、各項の金額を各目に分し、見積りの理由及び計算の基づくところを示し、歳出にあつては、その金額を事項別に区分し、経費要求の説明、当該事項に対する項の金額等を示さなければならない。

3 この会計の歳入歳出予算計算書には、この会計の歳入歳出の予算

第二十一編 財務通則 (国債整理基金特別会計法施行令)



第二十一編 財務通則 (農業經營基盤強化措置特別會計法施行令)

四六〇八(一四六〇)

第一條 この政令は、農業經營基盤の強化のための関係法律の整備  
に關する法律の施行の日(平成五年八月二日)から施行する。

D [日法五六〇一] ②

D [日法六六四八] ④

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル米穀需給調節特別會計法ヲ裁可シ茲ニ之  
ヲ公布セシム

食糧管理特別會計法 (昭一七法二六・改称)

第一條 食糧ノ需給及價格ノ安定ノ為ニスル食糧、農産物價格安定  
法(昭和二十八年法律第二百二十五号)ニ依リ政府ノ買入ルル農  
産物等(以下農産物等ト謂フ)及飼料需給安定法(昭和二十七年  
法律第三百五十六号)第三条ニ規定スル飼料需給計画ニ基キ政府  
ノ買入ルル輸入飼料(以下輸入飼料ト謂フ)ノ買入、売渡、交  
換、貸付、交付、加工、製造及貯蔵並米穀等及麦等ノ輸入ニ係ル  
納付金ノ受入並農産物検査法(昭和二十六年法律第四百四号)ノ  
規定ニ依ル農産物ノ検査ニ關スル一切ノ感入感出ハ之ヲ一般會計  
ト区分シ特別會計ヲ設置ス

(昭一七法二六・全改、昭一八法一四、昭二八法二一、昭二八法二五、昭  
二九法四九、昭三九法四一、昭三九法五〇、昭四〇法一〇九、平六法一一  
三、平一一法二九、一部改正)

第一條ノ二 本會計ハ之ヲ国内米管理勘定、国内麥管理勘定及輸入  
食糧管理勘定(以下食糧管理勘定ト謂フ)並農産物等安定勘定、  
輸入飼料勘定、業務勘定及調整勘定ニ区分ス

(昭三三法二四、追加、昭三九法四一、昭三九法五〇、昭四〇法一〇九、  
一部改正)

第二條 本會計ニ於テ食糧、農産物等及輸入飼料ノ買入代金以外ノ  
経費ヲ支弁スル為必要アルトキハ政府ハ本會計ノ負担ニ於テ借入  
ヲ為スコトヲ得

(昭四三法三〇、昭六三法三三、昭二二法六一、昭二八法二二五、昭三九法四

○食糧管理特別會計法

(大正十年四月四日)  
法律第三十七号

改正

大正十四年	三月三十一日法律第 三三三号	昭和二十八年	一月 九日法律第 二二二号
昭和四年	三月三〇日同 第三〇号	同 二十八年	八月 一日同 第二二五号
同 六年	三月三十一日同 第三〇号	同 二十八年	八月 二七日同 第二二五号
同 七年	九月 七日同 第二七号	同 二十九年	三月 三十一日同 第四九号
同 八年	三月二十九日同 第二五号	同 二十九年	六月 三日同 第一六〇号
同 九年	三月二十九日同 第二九号	同 三〇年	二月 二六日同 第一八五号
同 一〇年	二月 四日同 第二九号	同 三〇年	三月 三〇日同 第四三三号
同 一一年	二月 〇日同 第二六号	同 三一年	六月 二〇日同 第一五七号
同 一二年	二月 〇日同 第二六号	同 三二年	五月 二〇日同 第一八七号
同 一三年	三月 六日同 第一四号	同 三三年	五月 二九日同 第一八七号
同 一四年	三月 六日同 第一四号	同 三四年	三月 二九日同 第一四四号
同 一五年	二月 二五日同 第一四号	同 三五年	三月 二九日同 第一四四号
同 一六年	二月 二五日同 第一四号	同 三六年	三月 二九日同 第一四四号
同 一七年	二月 二五日同 第一四号	同 三七年	三月 二九日同 第一四四号
同 一八年	六月 二二日同 第九号	同 三八年	三月 二九日同 第一四四号
同 一九年	二月 二五日同 第九号	同 三九年	三月 二九日同 第一四四号
同 二〇年	二月 二五日同 第九号	同 四〇年	三月 二九日同 第一四四号
同 二一年	九月 三日同 第二二号	同 四一年	三月 二九日同 第一四四号
同 二二年	三月 三十一日同 第四二号	同 四二年	三月 二九日同 第一四四号
同 二三年	三月 三十一日同 第四二号	同 四三年	三月 二九日同 第一四四号
同 二四年	三月 三十一日同 第四二号	同 四四年	三月 二九日同 第一四四号
同 二五年	二月 二八日同 第二七三三号	同 四五年	三月 二九日同 第一四四号
同 二六年	二月 二八日同 第二七三三号	同 四六年	三月 二九日同 第一四四号
同 二七年	三月 三十一日同 第四六号	同 四七年	三月 二九日同 第一四四号
同 二八年	六月 二四日同 第一九三三号	同 四八年	三月 二九日同 第一四四号
同 二九年	二月 二三日同 第三三〇号	同 四九年	三月 二九日同 第一四四号
同 三〇年	二月 二九日同 第三三六号	同 五〇年	三月 二九日同 第一四四号

第二十一編 財務通則 (食糧管理特別會計法)

四六六一

一、昭三九法五〇・昭四〇法一〇九・一部改正

第三条 本會計ニ於テ食糧、農産物等及輸入飼料ノ買入代金ノ財源ニ充ツル為必要アルトキハ政府ハ本會計ノ負担ニ於テ一年内ニ償還スヘキ証券ヲ発行シ又ハ同期間内ニ償還スヘキ借入ヲ為スコトヲ得

②本會計ニ於テ食糧、農産物等及輸入飼料ノ買入代金ノ支払上一時現金ニ不足アルトキハ政府ハ本會計ノ負担ニ於テ当該年度内ニ償還スヘキ証券ヲ発行シ又ハ同期間内ニ償還スヘキ一時借入ヲ為スコトヲ得

(昭二二法六一・全改、昭二二法二二〇・昭二八法二二五・昭三九法四一、昭三九法五〇・昭四〇法一〇九・一部改正)

第四条 前条第一項ノ規定ニ依リ発行スル証券又ハ借入ルル借入金ノ借換ノ為政府ハ一年内ニ償還スヘキ証券ヲ発行シ又ハ同期間内ニ償還スヘキ借入ヲ為スコトヲ得其ノ借換ニ付亦同シ

②前項ノ規定ハ前条第二項ノ規定ニ依リ発行スル証券又ハ借入ルル一時借入金ノ借換ニ付之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テ前項ノ規定中一年内トアルハ当該年度内トス

①昭二二法六一・全改、昭二二法二二〇・一部改正  
②昭二二法六一・全改、昭二二法二二〇・一部改正  
昭二二法二二〇・昭二二法二二一・一部改正、昭二二法二二六  
一、昭四〇法三三・一部改正、昭二二法四二、昭二二法二二〇・昭二二法二二七、昭二二法二七、昭二二法二五、昭二二法二九、昭二二法二六、昭二二法二四、昭二二法二五、昭二二法二二、一部改正、昭二二法二六  
一、昭四〇法三三・一部改正、昭二二法四二、昭二二法二二〇・昭二二法二二七、昭二二法二九、昭二二法二五、昭二二法二七、昭二二法二〇・昭二二法二八

第四条ノ二 本會計ノ負担ニ属スル証券、借入金及一時借入金ノ限度額ニ付テハ予算ヲ以テ国会ノ議決ヲ経ベシ

①昭二二法六一・全改、昭二二法二二〇・一部改正  
②昭二二法六一・全改、昭二二法二二〇・一部改正  
昭二二法二二〇・昭二二法二二一・一部改正、昭二二法二二六  
一、昭四〇法三三・一部改正、昭二二法四二、昭二二法二二〇・昭二二法二二七、昭二二法二九、昭二二法二五、昭二二法二七、昭二二法二〇・昭二二法二八

②前項ニ定ムルモノノ外国内米管理勘定ニ於テハ輸入食糧管理勘定ヨリノ受入金ヲ以テ其ノ歳入トシ輸入食糧管理勘定ニ於テハ国内米管理勘定ヘノ繰入金ヲ以テ其ノ歳出トス

③前項ノ国内米管理勘定ヘノ繰入金ハ同勘定ニ於ケル備蓄ニ係ル損失ヲ補填スル為輸入食糧管理勘定ニ於ケル輸入ニ係ル米穀等ノ売買ニ因リ生ズル利益ノ額及米穀等ノ輸入ニ係ル納付金ノ額ヲ合計シタル額(輸入ニ係ル米穀等ノ売買ニ因リ損失アルトキハ米穀等ノ輸入ニ係ル納付金ノ額ヨリ其ノ損失ノ額ヲ控除シタル額)ヲ国内米管理勘定ニ於ケル備蓄ニ係ル損失ノ額ヲ限度トシテ予算ノ定ムル所ニ依リ輸入食糧管理勘定ヨリ之ヲ繰入ルルモノトス

(昭三三法二四・全改、平七法二二二・昭二九法二九・一部改正)

第六条ノ二 農産物等安定勘定ニ於テハ農産物等ノ売渡代金、調整勘定ヨリノ受入金、一般會計ヨリノ受入金其ノ他附属雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ農産物等ノ買入代金、農産物等ノ買入及売渡ニ関スル諸費、業務勘定及調整勘定ヘノ繰入金其ノ他附属諸費ヲ以テ其ノ歳出トス

②前項ノ一般會計ヨリノ受入金ハ予算ノ定ムル所ニ依リ農産物等安定勘定ニ生ズル損失ヲ補填スル為一般會計ヨリ之ヲ繰入ルルモノトス

(昭三三法二四・追加)

第六条ノ二ノ二 輸入飼料勘定ニ於テハ輸入飼料ノ売渡代金、麦等(飼料用ニ限ル)ノ輸入ニ係ル納付金、調整勘定ヨリノ受入金、一般會計ヨリノ受入金其ノ他附属雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ輸入飼料ノ買入代金、輸入飼料ノ買入、売渡及交換ニ関スル諸費、業務勘定及調整勘定ヘノ繰入金其ノ他附属諸費ヲ以テ其ノ歳出トス

(昭三三法二四・追加)

第二十一編 財務通則 (食糧管理特別會計法)

法二二五・昭二九法四九、昭三〇法一八五、昭三二法七〇・昭三五法一五

②昭二二法六一・全改、昭二二法二二〇・一部改正  
昭二二法二二〇・昭二二法二二一・一部改正、昭二二法二二六  
一、昭四〇法三三・一部改正、昭二二法四二、昭二二法二二〇・昭二二法二二七、昭二二法二九、昭二二法二五、昭二二法二七、昭二二法二〇・昭二二法二八

②昭二二法六一・全改、昭二二法二二〇・一部改正  
昭二二法二二〇・昭二二法二二一・一部改正、昭二二法二二六  
一、昭四〇法三三・一部改正、昭二二法四二、昭二二法二二〇・昭二二法二二七、昭二二法二九、昭二二法二五、昭二二法二七、昭二二法二〇・昭二二法二八

②昭二二法六一・全改、昭二二法二二〇・一部改正  
昭二二法二二〇・昭二二法二二一・一部改正、昭二二法二二六  
一、昭四〇法三三・一部改正、昭二二法四二、昭二二法二二〇・昭二二法二二七、昭二二法二九、昭二二法二五、昭二二法二七、昭二二法二〇・昭二二法二八

②昭二二法六一・全改、昭二二法二二〇・一部改正  
昭二二法二二〇・昭二二法二二一・一部改正、昭二二法二二六  
一、昭四〇法三三・一部改正、昭二二法四二、昭二二法二二〇・昭二二法二二七、昭二二法二九、昭二二法二五、昭二二法二七、昭二二法二〇・昭二二法二八

②昭二二法六一・全改、昭二二法二二〇・一部改正  
昭二二法二二〇・昭二二法二二一・一部改正、昭二二法二二六  
一、昭四〇法三三・一部改正、昭二二法四二、昭二二法二二〇・昭二二法二二七、昭二二法二九、昭二二法二五、昭二二法二七、昭二二法二〇・昭二二法二八

②昭二二法六一・全改、昭二二法二二〇・一部改正  
昭二二法二二〇・昭二二法二二一・一部改正、昭二二法二二六  
一、昭四〇法三三・一部改正、昭二二法四二、昭二二法二二〇・昭二二法二二七、昭二二法二九、昭二二法二五、昭二二法二七、昭二二法二〇・昭二二法二八

②昭二二法六一・全改、昭二二法二二〇・一部改正  
昭二二法二二〇・昭二二法二二一・一部改正、昭二二法二二六  
一、昭四〇法三三・一部改正、昭二二法四二、昭二二法二二〇・昭二二法二二七、昭二二法二九、昭二二法二五、昭二二法二七、昭二二法二〇・昭二二法二八

②昭二二法六一・全改、昭二二法二二〇・一部改正  
昭二二法二二〇・昭二二法二二一・一部改正、昭二二法二二六  
一、昭四〇法三三・一部改正、昭二二法四二、昭二二法二二〇・昭二二法二二七、昭二二法二九、昭二二法二五、昭二二法二七、昭二二法二〇・昭二二法二八

②昭二二法六一・全改、昭二二法二二〇・一部改正  
昭二二法二二〇・昭二二法二二一・一部改正、昭二二法二二六  
一、昭四〇法三三・一部改正、昭二二法四二、昭二二法二二〇・昭二二法二二七、昭二二法二九、昭二二法二五、昭二二法二七、昭二二法二〇・昭二二法二八

②昭二二法六一・全改、昭二二法二二〇・一部改正  
昭二二法二二〇・昭二二法二二一・一部改正、昭二二法二二六  
一、昭四〇法三三・一部改正、昭二二法四二、昭二二法二二〇・昭二二法二二七、昭二二法二九、昭二二法二五、昭二二法二七、昭二二法二〇・昭二二法二八

②昭二二法六一・全改、昭二二法二二〇・一部改正  
昭二二法二二〇・昭二二法二二一・一部改正、昭二二法二二六  
一、昭四〇法三三・一部改正、昭二二法四二、昭二二法二二〇・昭二二法二二七、昭二二法二九、昭二二法二五、昭二二法二七、昭二二法二〇・昭二二法二八

②昭二二法六一・全改、昭二二法二二〇・一部改正  
昭二二法二二〇・昭二二法二二一・一部改正、昭二二法二二六  
一、昭四〇法三三・一部改正、昭二二法四二、昭二二法二二〇・昭二二法二二七、昭二二法二九、昭二二法二五、昭二二法二七、昭二二法二〇・昭二二法二八

②昭二二法六一・全改、昭二二法二二〇・一部改正  
昭二二法二二〇・昭二二法二二一・一部改正、昭二二法二二六  
一、昭四〇法三三・一部改正、昭二二法四二、昭二二法二二〇・昭二二法二二七、昭二二法二九、昭二二法二五、昭二二法二七、昭二二法二〇・昭二二法二八

②昭二二法六一・全改、昭二二法二二〇・一部改正  
昭二二法二二〇・昭二二法二二一・一部改正、昭二二法二二六  
一、昭四〇法三三・一部改正、昭二二法四二、昭二二法二二〇・昭二二法二二七、昭二二法二九、昭二二法二五、昭二二法二七、昭二二法二〇・昭二二法二八

②昭二二法六一・全改、昭二二法二二〇・一部改正  
昭二二法二二〇・昭二二法二二一・一部改正、昭二二法二二六  
一、昭四〇法三三・一部改正、昭二二法四二、昭二二法二二〇・昭二二法二二七、昭二二法二九、昭二二法二五、昭二二法二七、昭二二法二〇・昭二二法二八

②昭二二法六一・全改、昭二二法二二〇・一部改正  
昭二二法二二〇・昭二二法二二一・一部改正、昭二二法二二六  
一、昭四〇法三三・一部改正、昭二二法四二、昭二二法二二〇・昭二二法二二七、昭二二法二九、昭二二法二五、昭二二法二七、昭二二法二〇・昭二二法二八

②昭二二法六一・全改、昭二二法二二〇・一部改正  
昭二二法二二〇・昭二二法二二一・一部改正、昭二二法二二六  
一、昭四〇法三三・一部改正、昭二二法四二、昭二二法二二〇・昭二二法二二七、昭二二法二九、昭二二法二五、昭二二法二七、昭二二法二〇・昭二二法二八

②昭二二法六一・全改、昭二二法二二〇・一部改正  
昭二二法二二〇・昭二二法二二一・一部改正、昭二二法二二六  
一、昭四〇法三三・一部改正、昭二二法四二、昭二二法二二〇・昭二二法二二七、昭二二法二九、昭二二法二五、昭二二法二七、昭二二法二〇・昭二二法二八

第二十一編 財務通則 (食糧管理特別會計法)

四六六四

②前項ノ一般會計ヨリノ受入金ハ予算ノ定ムル所ニ依リ調整資金ニ充ツル為一般會計ヨリノ繰入ルモノトス

③第一項ノ他勘定ヘノ繰入金ハ当該勘定ニ於ケル経費ノ財源トシテ調整勘定ヨリノ繰入レ又ハ調整勘定ニ於ケル経費ノ財源トシテ他勘定ヨリノ繰入レタル受入金ノ返還金ニ係ルモノトシテ調整勘定ヨリノ繰入ルモノトシテ同項ノ他勘定ヨリノ受入金ハ調整勘定ヨリノ繰入レタル繰入金ノ返還金ニ係ルモノトシテ当該勘定ヨリノ受入レ又ハ調整勘定ニ於ケル経費ノ財源トシテ他勘定ヨリノ受入ルモノトス

(昭三三法二四・追加、昭三九法四一・昭三九法五〇・昭四〇法一〇九・一部改正)

第六條ノ六 農林水産大臣ハ毎年度本会計ノ歳入歳出予算計算書及国庫債務負担行為要求書ヲ作製シ之ヲ大蔵大臣ニ送付スヘシ

(昭三三法二二〇・追加、昭三三法二四・旧第六條ノ二條下、昭五三法八七・一部改正)

第六條ノ七 本会計ノ歳入歳出予算ハ歳入ニ在リテハ其ノ性質ニ從ヒ之ヲ款及項ニ区分シ歳出ニ在リテハ其ノ目的ニ從ヒ之ヲ項ニ区分ス

(昭三三法二二〇・追加、昭三三法二四・旧第六條ノ三條下、昭三九法五〇・一部改正)

第六條ノ八 内閣ハ毎年度本会計ノ予算ヲ作成シ一般會計ノ予算ト共ニ之ヲ国会ニ提出スヘシ

②前項ノ予算ニハ左ノ書類ヲ添附スヘシ

一 歳入歳出予算計算書及国庫債務負担行為要求書

D (日法五二〇六) ㊟

D (日法六六四八) ㊟

第八條ノ二 食糧管理勘定ニ於ケル毎年度ノ損益計算上ノ利益又ハ損失ハ之ヲ調整勘定ニ移シ整理スベシ

②業務勘定ニ於ケル毎年度ノ損益計算上ノ利益又ハ損失ハ政令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ調整勘定ニ移シ整理スベシ

(昭三三法二四・追加)

第七條 本会計ノ各勘定ニ於テ支払上余裕アルトキハ資金運用部ニ之ヲ預託スルコトヲ得

(昭二六法二〇二・昭三三法二四・一部改正)

第八條 本会計ノ各勘定ノ決算上剰余アルトキハ当該各勘定ノ翌年度ノ歳入ニ之ヲ繰入ルヘシ

(昭三三法二二〇・昭三三法二四・一部改正)

第八條ノ二 食糧管理勘定ニ於ケル毎年度ノ損益計算上ノ利益又ハ損失ハ之ヲ調整勘定ニ移シ整理スベシ

②業務勘定ニ於ケル毎年度ノ損益計算上ノ利益又ハ損失ハ政令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ調整勘定ニ移シ整理スベシ

(昭三三法二四・追加)

第八條ノ三 前条ノ整理ヲ為シタル後調整勘定ニ利益又ハ損失アルトキハ其ノ利益ノ額ヲ第六條ノ四ノ調整資金ニ組入レ又ハ其ノ損失ノ額ヲ限度トシテ当該資金ヲ減額シ処理スルコトヲ得

(昭三三法二四・追加)

第八條ノ四 農産物等安定勘定ニ於ケル毎年度ノ損益計算上ノ利益ハ積立金トシテ之ヲ積立ツベシ

②農産物等安定勘定ニ於ケル毎年度ノ損益計算上ノ損失ハ積立金ヲ減額シ之ヲ整理スルモノトス但其ノ損失額中当該整理ヲ為シ得ザル部分ノ金額ハ損失ノ繰越トシテ之ヲ整理スベシ

(昭三三法二四・追加)

第八條ノ四ノ二 輸入飼料勘定ニ付テハ前条ノ規定ヲ準用ス

(昭三九法四一・追加、昭三九法五〇・昭四〇法一〇九・一部改正)

第八條ノ五 農林水産大臣ハ毎年度歳入歳出予算計算書ト同一ノ区分ニ依リ本会計ノ歳入歳出決定計算書ヲ作製シ之ヲ大蔵大臣ニ送付スヘシ

(昭三三法二二〇・追加、昭三三法二四・旧第八條ノ二條下、昭五三法八七・一部改正)

第八條ノ六 内閣ハ毎年度本会計ノ歳入歳出決算ヲ作成シ一般會計ノ歳入歳出決算ト共ニ之ヲ国会ニ提出スヘシ

②前項ノ歳入歳出決算ニハ左ノ書類ヲ添付スヘシ

一 歳入歳出決定計算書

第二十一編 財務通則 (食糧管理特別會計法)

四六六五

二 前前年度ノ各勘定ノ損益計算書、貸借対照表及財産目録

三 前年度及当該年度ノ各勘定ノ予定損益計算書及予定貸借対照表

四 国庫債務負担行為ニシテ翌年度以降ニ亙ルモノニ付キ前年度迄ノ支出額及支出額ノ見込並当該年度以降ノ支出予定額

(昭三三法二二〇・追加、昭三三法二四・旧第六條ノ四條下、一部改正)

第六條ノ九 食糧、農産物等及輸入飼料ノ買入数量ノ増加其ノ他避クベカラザル事由ニ因リ生ジタル予算ノ不足ヲ補フ為歳出予算ニ予備費ヲ設クルコトヲ得

(昭三九法二九・追加、昭一七法二六・一部改正、昭一八法九一・旧第六條ノ二條下、昭二二法二一・旧第六條ノ三條上、昭三三法二二〇・旧第六條ノ二條下、昭二八法二二五・一部改正、昭三三法二四・旧第六條ノ五條下、昭三九法四一・昭三九法五〇・昭四〇法一〇九・一部改正)

第七條 本会計ノ各勘定ニ於テ支払上余裕アルトキハ資金運用部ニ之ヲ預託スルコトヲ得

(昭二六法二〇二・昭三三法二四・一部改正)

第八條 本会計ノ各勘定ノ決算上剰余アルトキハ当該各勘定ノ翌年度ノ歳入ニ之ヲ繰入ルヘシ

(昭三三法二二〇・昭三三法二四・一部改正)

第八條ノ二 食糧管理勘定ニ於ケル毎年度ノ損益計算上ノ利益又ハ損失ハ之ヲ調整勘定ニ移シ整理スベシ

②業務勘定ニ於ケル毎年度ノ損益計算上ノ利益又ハ損失ハ政令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ調整勘定ニ移シ整理スベシ

(昭三三法二四・追加)

二 当該年度ノ各勘定ノ損益計算書、貸借対照表及財産目録

三 債務ニ関スル計算書

(昭三三法二二〇・追加、昭三三法二四・旧第八條ノ三條下、一部改正)

第九條 本会計ニ於テ支払義務ノ発生シタル歳出金ニシテ当該年度内ニ支出済ト為ラサリモノニ係ル歳出予算ハ之ヲ翌年度ニ繰越使用スルコトヲ得

②前項ノ規定ニ依ル繰越ニ付テハ財政法第四十三條ノ規定ニ拘ラス大蔵大臣ノ承認ヲ経ルコトヲ要セス

③農林水産大臣第一項ノ規定ニ依ル繰越ヲ為シタルトキハ大蔵大臣及會計検査院ニ之ヲ通知スヘシ

(昭三三法二二〇・全改、昭五三法八七・一部改正)

第十條 本法ノ実施ノ為必要ナル手続其ノ他ノ事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

(昭三三法二二〇・昭三三法二四・一部改正)

附 則 抄

①本法ハ大正十年歳ヨリ之ヲ施行ス

②政府ハ本会計ノ負担ニ属スル証券ノ内四十五億円ヲ限り一般會計ノ負担ニ移スコトヲ得

(昭三三法二二〇・全改、昭三三法二四・一部改正)

③前項ノ規定ニ依リ一般會計ノ負担ト為リタル証券ノ借換ノ為政府

第三項條上)

第二十一編 財務通則 (食糧管理特別会計法)

ハ公債ヲ発行スルコトヲ得

(昭二二法二二・全改、昭二二法六一・旧第八項繰上、昭三三法二四・旧第四項繰上)

⑤政府ハ当分の内食糧管理法の一部を改正する法律 (昭和二十七年法律第百五十八号) 附則第二項ノ規定ニ基ク政令ノ定ムル所ニ依ル同項ノ麥ノ売渡ニ因リ生ズル損失ヲ補填スルヲ爲ス算ニ定ムル金額ノ範圍内ニ於テ一般会計ヨリ本会計ノ輸入食糧管理勘定ニ繰入金ヲ爲スコトヲ得

(昭二八法二二五・追加、昭二九法一六〇・昭三三法一五七・昭三三法一八・一部改正、昭三三法二四・旧第七項繰上、昭三九法四一・旧第六項繰下、昭四〇法一〇九・旧第七項繰上、昭四〇法一一〇・旧第六項繰上、平三法七九・一部改正)

⑥政府ハ其ノ保有ニ係ル昭和四十二年以降昭和四十五年以前ニ生産セラレタル米穀及昭和五十年以降昭和五十三年以前ニ生産セラレタル米穀ニシテ配給ノ用ニ供スル数量ヲ超過セルモノヲ其ノ定ムル計画ニ基キ加工食品ノ原材料ノ用其ノ他食糧以外ノ用 (飼料用ヲ含ム) ニ供スルヲ爲売渡シ又ハ輸出ヲ目的トシテ売渡スコトニ伴ヒ本会計ノ国内米管理勘定ニ生ズル損益計算上ノ損失トシテ政令ノ定ムル所ニ依リ算定シタル金額 (次項ニ於テ過剩米処分損失ト謂フ) ヲ補填スルヲ爲一般会計ヨリ同勘定ヘ繰入金ヲ爲スモノトス此ノ場合ニ於ケル繰入金ハ当該売渡ヲ爲シタル年度以降七箇年度

内ノ期間ニ於テ毎年度予算ノ定ムル所ニ依リ計画的ニ之ヲ繰入ルルモノトス

(昭四六法七五・追加、昭四六法一三〇・旧第七項繰上、昭五四法一八・一部改正)

⑦過剩米処分損失ハ前項ニ規定スル毎年度ノ繰入金ヲ以テ之ヲ整理スルモノトシ其ノ損失中当該整理ヲ爲シ得ザル部分ノ金額ハ第八條ノ第二項ノ規定ニ拘ラズ本会計ノ国内米管理勘定ノ損失ノ繰越トシテ之ヲ整理スベシ

(昭四六法七五・追加、昭四六法一三〇・旧第八項繰上)

附則 (昭和四年三月三〇日法律第三〇号)

本法ハ昭和四年度ヨリ之ヲ施行ス

附則 (昭和六年三月二日法律第三二号)

本法ハ昭和六年度ヨリ之ヲ施行ス

附則 (昭和七年九月七日法律第二七号)

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (昭和八年三月二九日法律第二五号)

本法ハ米穀統制法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(施行の日 昭和八年二月一日)

附則 (昭和九年三月二九日法律第二九号)

本法ハ昭和九年度ヨリ之ヲ施行ス

附則 (昭和一七年二月二〇日法律第二六号)

①本法ハ昭和十七年度ヨリ之ヲ施行ス

D (日法五二〇六) ②

(日法二七三八) ③

附則 (昭和一八年三月六日法律第一四号) 抄  
①本法ハ昭和十八年度ヨリ之ヲ施行ス

附則 (昭和一八年六月二日法律第九一号) 抄  
①本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(昭和一八年勅令第六八号で昭和一八年九月一日から施行)

附則 (昭和一九年二月二五日法律第一四七号) 抄

第十二條 本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第二條、第三條、第五條乃至第七條及第十條ノ規定並ニ昭和十六年法律第九十四号ノ廃止ニ関スル規定ハ昭和十九年度ヨリ之ヲ施行シ前條ノ規定施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則 (昭和二〇年二月二五日法律第一五七号) 抄

本法ハ昭和二十年度ヨリ之ヲ施行ス

附則 (昭和二一年九月二三日法律第二二号) 抄

第十一條 この法律は、公布の日から、これを施行する。

附則 (昭和二二年二月二九日法律第六号) 抄

① この法律施行の期日は、勅令でこれを定める。但し、第四條ノ三の改正に関する規定中金額の改正に関する部分は、公布の日から、これを施行する。

(昭和二三年勅令第二九号で昭和二三年二月一日から施行)

② 第三條の改正規定施行前に買入れた食糧の代価に関しては、なお従前の例による。

第二十一編 財務通則 (食糧管理特別会計法)

第二十一編 財務通則 (食糧管理特別会計法)

四六六八

附則 (昭和二十七年二月三日法律第三二〇号)

この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和二十七年二月九日法律第三五六号) 抄

(施行期日)

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して百二十日を超えない期間内において、政令で定める。

(昭和二十八年政令第三〇号で昭和二十八年三月十五日から施行)

附則 (昭和二十八年八月二日法律第二二五号)

この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和二十八年八月二日法律第二二五号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和二十九年三月二日法律第四九号)

この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

附則 (昭和二十九年六月三日法律第一六〇号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十一年二月二日法律第一八五号)

この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十一年三月三〇日法律第四三三号) 抄

1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

附則 (昭和三十一年六月二〇日法律第一五七号) 抄

〔日法二二六四七〕

D (日法五七九四)

適用については、同条に規定する一般会計よりの受入金に相当する金額とみなす。

(一)の部分「法律第二十三号」となるはずの誤り

5 昭和三十三年三月三十一日におけるこの会計の資産及び負債は、農林大臣が大蔵大臣に協議して定めるところにより、この会計の各勘定に属させるものとする。

附則 (昭和三十五年二月二日法律第一五二号)

この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十九年三月二日法律第四一三号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(昭和三十九年政令第九七号で昭和三十九年三月二日から施行)

(食糧管理特別会計法の一部改正に伴う経過規定)

第七条 改正後の食糧管理特別会計法の規定は、次項に定めるものを除くほか、昭和三十九年度分以降の予算について適用し、昭和三十八年度分以前の予算については、なお従前の例による。ただし、昭和三十八年度分の予算については、改正前の食糧管理特別会計法附則第五項中「及てん、葉生産振興臨時措置法(昭和二十八年法律第二号)ノ規定ニ依ル甜菜糖」とあるのは、「てん、葉生産振興臨時措置法(昭和二十八年法律第二号)ノ規定ニ依ル甜菜糖及甘味資源特別措置法(昭和三十一年法律第四十一号)ノ規定ニ依ル国内産糖又ハ国内産葡萄糖」と、「当分ノ間本会計」とあるの

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第六条から第九条まで及び附則第三項の規定は、昭和三十一年四月一日から施行する。

附則 (昭和三十一年四月二〇日法律第七〇号)

この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十一年五月二〇日法律第一一八号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十三年三月二九日法律第二四号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の食糧管理特別会計法(以下「新法」という)の規定は、次項に定めるものを除くほか、昭和三十三年度分以後の予算について適用し、昭和三十一年度分以前の予算については、なお従前の例による。

4 食糧管理特別会計における資金の設置及びこれに充てるための一般会計からする繰入金に関する法律(昭和三十三年法律第二十二号)第三条の規定による処理を昭和三十一年度分については後ににおける同法第一条に規定する資金(以下「資金」という)は、新法第六条ノ四に規定する調整資金となるものとする。この場合において、資金に相当する金額は、新法第六条ノ四の規定の

は「本会計」と、「及甜菜糖」とあるのは、「甜菜糖及甘味資源特別措置法ノ規定ニ依リ政府ノ買入ルル国内産糖又ハ国内産葡萄糖」とする。

3 昭和三十一年三月三十一日における食糧管理特別会計の農産物等安定勘定の資産及び負債は、政令で定めるところにより、同会計の農産物等安定勘定又は砂糖類勘定にそれぞれ帰属するものとする。

附則 (昭和三十九年四月一日法律第五〇号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の食糧管理特別会計法(以下「新法」という)の規定は、次項に定めるものを除くほか、昭和三十九年度分以後の予算について適用し、昭和三十八年度分以前の予算については、なお従前の例による。

4 昭和三十一年三月三十一日における食糧管理特別会計の農産物等安定勘定の権利及び義務は、甘味資源特別措置法(昭和三十一年法律第四十一号)附則第七條第三項の規定により同会計の砂糖類勘定に帰属するもののほか、政令で定めるところにより、同会計の農産物等安定勘定又は輸入飼料勘定にそれぞれ帰属するものとする。

5 昭和三十一年年度の食糧管理特別会計の農産物等安定勘定の歳出予算で、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第十四条の三第一項若しくは第四十二条ただし書又は附則第二項の規定により従前の例によることとされる食糧管理特別会計法第九条第一項の規

第二十一編 財務通則 (食糧管理特別会計法)

四六七〇

定により昭和三十九年度に繰り越して使用するもののうち、飼料需給安定法第三条に規定する飼料需給計画に基づき政府の買い入れる輸入飼料に係るものは、この会計の輸入飼料勘定において使用するものとする。

附則 (昭和四〇年六月二日法律第二〇九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(食糧管理特別会計法の一部改正に伴う経過規定)

第十六条 改正後の食糧管理特別会計法の規定は、次項に定めるものを除くほか、昭和四十一年度分以降の予算について適用し、昭和四十年年度分以前の予算については、なお従前の例による。

2 食糧管理特別会計法第六条ノ八第二項第二号又は第三号の規定により食糧管理特別会計の予算に添附すべき前前年度又は前年度に係る書類については、昭和四十一年度分(前前年度に係る当該書類については、昭和四十二年度分を含む)の予算に限り、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 昭和四十一年三月三十一日における食糧管理特別会計の砂糖類勘定の資産及び負債は、政令で定めるところにより、同会計の農産物等安定勘定に帰属するものとする。

附則 (昭和四〇年六月二日法律第二〇九号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

5 改正後の食糧管理特別会計法の規定は、昭和四十一年度分以降の予算について適用し、昭和四十年年度分以前の予算については、

D [日法五七九四] ㊟

なお従前の例による。

附則 (昭和四六年五月二七日法律第七五号)

この法律は、公布の日から施行し、改正後の食糧管理特別会計法の規定は、昭和四十六年度以降の予算について適用する。

附則 (昭和四六年二月三日法律第一三〇号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日から施行する。

(効力発生の日)昭和四七年五月一日

附則 (昭和五三年七月五日法律第八七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五四年四月六日法律第一八号)

この法律は、公布の日から施行し、改正後の食糧管理特別会計法の規定は、昭和五十四年度以降の予算について適用する。

附則 (平成六年二月二四日法律第一二二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第六十条、第六十一条第八項、第六十二条、第六十三条、第六十五条、第六十七条、第六十八条第二項中第六十一条第八項の準用に係る部分、第六十九条中第六十三条の準用に係る部

D [日法六六四八] ㊟

分、第七十条、第七十一条第三項、第八十五条(第二号に係る部分に限る。)及び第九十条中第八十五条第二号に係る部分の規定並びに附則第六条第一項及び第二項、附則第十条、附則第十三条(食糧管理特別会計法(大正十年法律第三十七号)第一条の改正規定中「食糧管理」を「食糧ノ需給及価格ノ安定」に改める部分を除く。)並びに附則第十六条の規定 平成七年四月一日(世界貿易機関を設立するマラケシュ協定が日本国について効力を生ずる日が平成七年四月一日後となる場合には、当該協定が日本国について効力を生ずる日以後の政令で定める日)

(効力を生ずる日)平成七年一月一日

(平成七年政令第三五四号で、本文に係る部分は、平成七年一月一日から施行)

の施行)

附則 (平成七年六月七日法律第一〇四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成七年政令第三五六号で平成七年一月一日から施行)

附則 (平成二一年三月二日法律第二九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

第二十一編 財務通則 (食糧管理特別会計法)

四六七一





ればならない。

④ 国は、公債又は借入金以外の歳入を以て、その財源としなければならない。但し、公共事業費、出資金及び貸付金の財源については、国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行し又は借入金をなすことができる。

⑤ 前項但書の規定により公債を発行し又は借入金をなす場合においては、その償還の計画を国会に提出しなければならない。

⑥ 第一項に規定する公共事業費の範囲については、毎会計年度、国会の議決を経なければならない。

⑦ 公債の発行については、日本銀行にこれを引き受けさせ、又、借入金の借入については、日本銀行からこれを借り入れてはならない。但し、特別の事由がある場合において、国会の議決を経た金額の範囲内では、この限りでない。

⑧ 各会計年度において歳入歳出の決算上剰余を生じた場合においては、当該剰余金のうち、二分の一を下らない金額は、他の法律によるものの外、これを剰余金を生じた年度の翌翌年度までに、公債又は借入金の償還財源に充てなければならない。

⑨ 前項の剰余金の計算については、政令でこれを定める。

⑩ 国は、国庫金の出納上必要があるときは、大蔵省証券を発行し又は日本銀行から一時借入金をなすことができる。

⑪ 前項に規定する大蔵省証券及び一時借入金は、当該年度の歳入を以て、これを償還しなければならない。

⑫ 大蔵省証券の発行及び一時借入金の借入の最高額については、

毎会計年度、国会の議決を経なければならない。

⑬ 国の債権の全部若しくは一部を免除し又はその効力を変更するには、法律に基くことを要する。

⑭ 国の財産は、法律に基く場合を除く外、これを交換しその他支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し若しくは貸し付けてはならない。

⑮ 国の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて、最も効率的に、これを運用しなければならない。

⑯ 国の特定の事務のために要する費用について、国以外の者にその全部又は一部を負担させるには、法律に基かなければならない。

第二章 会計区分

⑰ 国の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終るものとする。

⑱ 各会計年度における経費は、その年度の歳入を以て、これを支弁しなければならない。

⑲ 国は、国の会計を分つて一般会計及び特別会計とする。

⑳ 国が特定の事業を行う場合、特定の資金を保有してその運用を行う場合その他特定の歳入を以て特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に限り、法律を以て、特別会計を設置するものとする。

第三章 予算

S (日法五二七六) ⑳

[日法二六〇一三] ㉑

第一節 総則

第十四条 歳入歳出は、すべて、これを予算に漏入しなければならない。

第十五条 国は、工事、製造その他の事業で、その完成に数年を要するものについて、特に必要がある場合においては、経費の総額及び年割額を定め、予め国会の議決を経て、その議決するところに従い、数年間にわたつて支出することができる。

① 前項の規定により国が支出することができる年限は、当該会計年度以降五箇年度以内とする。但し、予算を以て、国会の議決を経て更にその年限を延長することができる。

② 前二項の規定により支出することができる経費は、これを継続費という。

③ 前三項の規定は、国会が、継続費成立後の会計年度の予算の審議において、当該継続費につき重ねて審議することを妨げるものではない。

(昭二七法四・追加)

第十四条之三 歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由に基き年度内にその支出を終らない見込のあるものについては、予め国会の議決を経て、翌年度に繰り越して使用することができる。

④ 前項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、これを繰越明許費という。

(昭二七法四・追加)

第二十一編 財務通則 (財政法)

院長は、毎会計年度、その所掌に係る歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積りに関する書類を作成し、これを内閣における予算の統合調整に供するため、内閣に送付しなければならない。

② 内閣総理大臣及び各省大臣は、毎会計年度、その所掌に係る歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積りに関する書類を作成し、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

(昭二七法四・一四五、昭二七法四・昭二七法二六八、一部改正)

第十八条 大蔵大臣は、前条の見積りを検討して必要な調整を行い、歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の概算を作成し、閣議の決定を経なければならぬ。

② 内閣は、前項の決定をしようとするときは、国会、裁判所及び会計検査院に係る歳出の概算については、予め衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官及び会計検査院長に対しその決定に関し意見を求めなければならない。

(昭二七法四・一部改正)

第十九条 内閣は、国会、裁判所及び会計検査院の歳出見積りを減額した場合においては、国会、裁判所又は会計検査院の送付に係る歳出見積りについて、その詳細を歳入歳出予算に附記するとともに、国会が、国会、裁判所又は会計検査院に係る歳出額を修正する場合における必要な財源についても明記しなければならない。

第二十条 大蔵大臣は、毎会計年度、第十八条の閣議決定に基づいて、歳入予算明細書を作成しなければならない。

七 その他政令で定める事項

(昭二七法四・一九九、一部改正)

第二十三条 歳入歳出予算は、その収入又は支出に關係のある部局等の組織の別に区分し、その部局等内においては、更に歳入にあつては、その性質に従つて部に大別し、且つ、各部中においてこれを款項に区分し、歳出にあつては、その目的に従つてこれを項に区分しなければならない。

(昭二七法四・一四三、一部改正)

第二十四条 予見し難い予算の不足に充てるため、内閣は、予備費として相当と認める金額を、歳入歳出予算に計上することができる。

(昭二七法四・一四三、一部改正)

第二十五条 継続費は、その支出に關係のある部局等の組織の別に区分し、その部局等内においては、項に区分し、更に各項ごとにその総額及び年割額を示し、且つ、その必要の理由を明らかにしなければならない。

(昭二七法四・全改)

第二十六条 国庫債務負担行為は、事項ごとに、その必要の理由を明らかにし、且つ、行為をなす年度及び債務負担の限度額を明らかにし、又、必要に応じて行為に基づいて支出をなすべき年度、年限又は年割額を示さなければならない。

第二十七条 内閣は、毎会計年度の予算を、前年度の一月中に、国会に提出するのを常例とする。

(昭二七法四・一四三)

第二十一編 財務通則 (財政法)

④ 衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長並びに内閣総理大臣及び各省大臣(以下各省各庁の長という)は、毎会計年度、第十八条の閣議決定のあつた概算の範囲内で予定経費要求書、継続費要求書、繰越明許費要求書及び国庫債務負担行為要求書(以下予定経費要求書等という)を作成し、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

(昭二七法四・一四五、昭二七法四・昭二七法二六八、一部改正)

第二十一条 大蔵大臣は、歳入予算明細書、衆議院、参議院、裁判所、会計検査院並びに内閣、総理府及び各省(以下各省各庁という)の予定経費要求書等に基づいて予算を作成し、閣議の決定を経なければならない。

(昭二七法四・一四五、昭二七法四・昭二七法二六八、一部改正)

第二十二条 予算総則には、歳入歳出予算、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為に関する総合的規定を設ける外、左の事項に関する規定を設けるものとする。

- 一 第四条第一項但書の規定による公債又は借入金金の限度額
- 二 第四条第三項の規定による公共事業費の匍匐
- 三 第五条但書の規定による日本銀行の公債の引受及び借入金金の借入の限度額
- 四 第七条第三項の規定による大蔵省証券の発行及び一時借入金金の借入の最高額
- 五 第十五条第二項の規定による国庫債務負担行為の限度額
- 六 前各号に掲げるものの外、予算の執行に關し必要な事項

[日法二六〇〇三]④

D [日法六三四五]④

第二十八条 国会に提出する予算には、参考のために左の書類を添附しなければならない。

- 一 歳入予算明細書
- 二 各省各庁の予定経費要求書等
- 三 前前年度歳入歳出決算の総計表及び純計表、前年度歳入歳出決算見込の総計表及び純計表並びに当該年度歳入歳出予算の総計表及び純計表
- 四 国庫の状況に關する前前年度末における実績並びに前年度末及び当該年度末における見込に關する調査
- 五 国債及び借入金金の状況に關する前前年度末における実績並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込及びその償還年次表に關する調査
- 六 国有財産の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込に關する調査
- 七 国が、出資している主要な法人の資産、負債、損益その他に關する前前年度、前年度及び当該年度の状況に關する調査
- 八 国庫債務負担行為で翌年度以降に亘るものについては前年度末までの支出額及び支出額の見込、当該年度以降の支出予定額並びに数会計年度に亘る事業に伴うものについてはその全体の計画その他事業等の進行状況等に關する調査
- 九 継続費に關する前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額及び支出額の見込、当該年度以降の支出予定額並びに事業の全体の計画及びその進行状況等に關する調査

十 その他財政の状況及び予算の内容を明らかにするため必要な書類

(昭二七法四・一部改正)

第二十九条 内閣は、次に掲げる場合に限り、予算作成の手續に準じ、補正予算を作成し、これを国会に提出することができる。

- 一 法律上又は契約上国の義務に属する経費の不足を補うほか、予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となつた経費の支出(当該年度において国庫内の移換えにとどまるものを含む。)
- 又は債務の負担を行なうため必要な予算の追加を行なう場合
- 二 予算作成後に生じた事由に基づいて、予算に追加以外の変更を加える場合

(昭三七法一〇八・全改)

第三十条 内閣は、必要に応じて、一會計年度のうちの一定期間に係る暫定予算を作成し、これを国会に提出することができる。

② 暫定予算は、当該年度の予算が成立したときは、失効するものとし、暫定予算に基づく支出又はこれに基づく債務の負担があるときは、これを当該年度の予算に基いてなしたものとみなす。

第三節 予算の執行

第三十一条 予算が成立したときは、内閣は、国会の議決したところに従い、各省各庁の長に対し、その執行の責に任ずべき歳入歳出予算、継続費及び国庫債務負担行為を配賦する。

② 前項の規定により歳入歳出予算及び継続費を配賦する場合においては、項を目に区分しなければならない。

③ 大蔵大臣は、第一項の規定による配賦のあつたときは、会計検査院に通知しなければならない。

(昭二五法六〇・昭二七法四・一部改正)

第三十二条 各省各庁の長は、歳出予算及び継続費については、各項に定める目的の外にこれを使用することができない。

(昭二七法四・一部改正)

第三十三条 各省各庁の長は、歳出予算又は継続費の定める各部署等の経費の金額又は部局等内の各項の経費の金額については、各部局等の間又は各項の間において彼此移用することができない。但し、予算の執行上の必要に基き、あらかじめ予算をもつて国会の議決を経た場合に限り、大蔵大臣の承認を経て移用することができる。

② 各省各庁の長は、各目の経費の金額については、大蔵大臣の承認を経なければ、目の間において、彼此流用することができない。

③ 大蔵大臣は、第一項但書又は前項の規定に基づく移用又は流用について承認をしたときは、その旨を当該各省各庁の長及び会計検査院に通知しなければならない。

④ 第一項但書又は第二項の規定により移用又は流用した経費の金額については、歳入歳出の決算報告書において、これを明らかにするとともに、その理由を記載しなければならない。

(昭二四法三三・全改、昭二五法六〇・昭二七法四・一部改正)

第三十四条 各省各庁の長は、第三十一条第一項の規定により配賦

D (日法六三四五) ②

D (日法六三四五) ②

第三十五条 予備費は、大蔵大臣が、これを管理する。

② 各省各庁の長は、予備費の使用を必要と認めるときは、理由、金額及び積算の基礎を明らかにした調書を作成し、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

③ 大蔵大臣は、前項の要求を調査し、これに所要の調整を加えて予備費使用書を作成し、閣議の決定を求めなければならない。但し、予め閣議の決定を経て大蔵大臣の指定する経費については、閣議を経ることを必要とせず、大蔵大臣が予備費使用書を決定することができる。

④ 予備費使用書が決定したときは、当該使用書に掲げる経費については、第三十一条第一項の規定により、予算の配賦があつたものとみなす。

⑤ 第一項の規定は、第十五条第二項の規定による国庫債務負担行為に、第二項、第三項本文及び前項の規定は、各省各庁の長が第十五条第二項の規定により国庫債務負担行為をなす場合に、これを準用する。

(昭二四法三三・一部改正)

第三十六条 予備費を以て支弁した金額については、各省各庁の長は、その調書を作成して、次の国会の常会の開会後直ちに、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

② 大蔵大臣は、前項の調書に基いて予備費を以て支弁した金額の総調書を作成しなければならない。

された予算に基いて、政令の定めるところにより、支出担当事務職員ごとに支出の所要額を定め、支払の計画に関する書類を作成して、これを大蔵大臣に送付し、その承認を経なければならない。

② 大蔵大臣は、国庫金、歳入及び金融の状況並びに経費の支出状況等を勘案して、適時に、支払の計画の承認に関する方針を作成し、閣議の決定を経なければならない。

③ 大蔵大臣は、第一項の支払の計画について承認をしたときは、各省各庁の長に通知するとともに、これを日本銀行に通知しなければならない。

(昭二四法三三・全改、昭二五法六〇・昭二七法四・昭二九法九〇・一部改正)

改正)

第三十四条の二 各省各庁の長は、第三十一条第一項の規定により配賦された歳出予算、継続費及び国庫債務負担行為のうち、公共事業費その他大蔵大臣の指定する経費に係るものについては、政令の定めるところにより、当該歳出予算、継続費又は国庫債務負担行為に基いてなす支出負担行為(国の支出の原因となる契約その他の行為をいう。以下同じ。)の実施計画に関する書類を作成して、これを大蔵大臣に送付し、その承認を経なければならない。

② 大蔵大臣は、前項の支出負担行為の実施計画を承認したときは、これを各省各庁の長及び会計検査院に通知しなければならない。

- ③ 内閣は、予備費を以て支弁した総調査及び各省各庁の調査を次の常会において国会に提出して、その承諾を求めなければならない。
- ④ 大蔵大臣は、前項の総調査及び調査を会計検査院に送付しなければならない。

第四章 決算

第三十七条 各省各庁の長は、毎会計年度、大蔵大臣の定めるところにより、その所掌に係る歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書を作製し、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

② 大蔵大臣は、前項の歳入決算報告書に基いて、歳入予算明細書と同一の区分により、歳入決算明細書を作製しなければならない。

③ 各省各庁の長は、その所掌の継続費に係る事業が完成した場合においては、大蔵大臣の定めるところにより、継続費決算報告書を作製し、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

(昭二七法四・一部改正)

第三十八条 大蔵大臣は、歳入決算明細書及び歳出の決算報告書に基いて、歳入歳出の決算を作成しなければならない。

② 歳入歳出の決算は、歳入歳出予算と同一の区分により、これを作製し、且つ、これに左の事項を明らかにしなければならない。

(一) 歳入

一 歳入予算額

二 徴収決定済額 (徴収決定のない歳入については収納後に徴収済として整理した額)

三 収納済歳入額

四 不納欠損額

五 収納未済歳入額

(二) 歳出

一 歳出予算額

二 前年度繰越額

三 予備費使用額

四 流用等増減額

五 支出済放出額

六 翌年度繰越額

七、不用額

第三十九条 内閣は、歳入歳出決算に、歳入決算明細書、各省各庁の算出決算報告書及び継続費決算報告書並びに国の債務に関する計算書を添附して、これを翌年度の十一月三十日までに会計検査院に送付しなければならない。

(昭二七法四・一部改正)

第四十条 内閣は、会計検査院の検査を経た歳入歳出決算を、翌年度開会の常会において国会に提出するのを常例とする。

② 前項の歳入歳出決算には、会計検査院の検査報告の外、歳入決算明細書、各省各庁の歳出決算報告書及び継続費決算報告書並びに国の債務に関する計算書を添附する。

D [日法六三四五] ②

D [日法六三四五] ②

第四十一条 毎会計年度において、歳入歳出の決算上剰余を生じたときは、これをその翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

(昭二七法四・一部改正)

第五章 雑則

第四十二条 繰越明許費の金額を除く外、毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができない。

但し、歳出予算の経費のうち、年度内に支出負担行為をなし避け難い事故のため年度内に支出を終らなかつたもの(当該支出負担行為に係る工事その他の事業の遂行上の必要に基きこれに関連して支出を要する経費の金額を含む。)は、これを翌年度に繰り越して使用することができる。

(昭二五法六〇・昭二七法四・一部改正)

第四十三条 各省各庁の長は、第十四条の三第一項又は前条但書の規定による繰越を必要とするときは、繰越計算書を作製し、事項ごとに、その事由及び金額を明らかにして、大蔵大臣の承認を経なければならない。

② 前項の承認があつたときは、当該経費に係る歳出予算は、その承認があつた金額の範囲内において、これを翌年度に繰り越して使用することができる。

③ 各省各庁の長は、前項の規定による繰越をしたときは、事項ごとに、その金額を明らかにして、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

④ 第二項の規定により繰越をしたときは、当該経費については、

第三十一条第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。この場合においては、同条第三項の規定による通知は、これを必要としない。

(昭二七法四・昭二九法九〇・一部改正)

第四十三条の二 継続費の毎会計年度の年割額に係る歳出予算の経費の金額のうち、その年度内に支出を終らなかつたものは、第四十二条の規定にかかわらず、継続費に係る事業の完成年度まで、通次繰り越して使用することができる。

② 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定により繰越をした場合に、これを準用する。

(昭二七法四・昭二九法九〇・一部改正)

第四十三条の三 各省各庁の長は、繰越明許費の金額について、予算の執行上やむを得ない事由がある場合においては、事項ごとに、その事由及び金額を明らかにし、大蔵大臣の承認を経て、その承認があつた金額の範囲内において、翌年度にわたつて支出すべき債務を負担することができる。

(昭二九法九〇・追加)

第四十四条 国は、法律を以て定める場合に限り、特別の資金を保有することができる。

第四十五条 各特別会計において必要がある場合には、この法律の規定と異なる定めをなすことができる。

第四十六条 内閣は、予算が成立したときは、直ちに予算、前年度の歳入歳出決算並びに公債、借入金及び国有財産の現在高その

他財政に関する一般の事項について、印刷物、講演その他適当な方法で国民に報告しなければならない。

② 前項に規定するものの外、内閣は、少くとも毎四半期ごとに、予算使用の状況、国庫の状況その他財政の状況について、国会及び国民に報告しなければならない。

第四十七条 この法律の施行に関し必要な事項は、政令で、これを定める。

附則 抄

第一条 この法律は、昭和二十二年四月一日から、これを施行する。但し、第十七条第一項、第十八条第二項、第十九条、第三十条、第三十一条、第三十五条並びに第三十六条の規定は、日本国憲法施行の日から、これを施行し、第三条、第十条及び第三十四条の規定の施行の日は、政令でこれを定める。

(昭和二十二年政令第二二八号で第三十四条の規定は昭和二十二年一月二日から施行)

(昭和二十三年政令第八六号で第三条の規定は昭和二十三年四月一六日から施行)

(第十條の規定は未制定)

② 第四条及び第五条の規定は、昭和二十三年度以後の会計年度の予算に計上される公債又は借入金について、第七条、第三章の規定(第十七条第一項、第十八条第二項、第十九条、第二十八条、第三十条、第三十一条並びに第三十四条乃至第三十六条の規定を除く。)及び第四章の規定は、昭和二十二年以後の会計年度の

予算及び決算について、これを適用する。

第一条の二 内閣は、当分の間、第三十一条第一項の規定により歳入歳出予算を配賦する場合において、当該配賦の際、目に区分し難い項があるときは、同条第二項の規定にかかわらず、当該項に限り、目の区分をしないで配賦することができる。

② 前項の規定により目の区分をしないで配賦した場合においては、各省各庁の長は、当該項に係る歳出予算の執行の時までに、大蔵大臣の承認を経て、目の区分をしなければならない。

③ 大蔵大臣は、前項の規定により目の区分について承認をしたときは、その旨を会計検査院に通知しなければならない。

(昭三四法三三・追加、昭三五法六〇・一部改正)

第三条 この法律施行前になした予備費の支出並びに昭和二十年度及び同二十一年度の決算に関しては、なお従前の例による。

第四条 従来予算外国庫の負担となるべき契約に関する件として帝國議會の協賛を経た事項は、日本国憲法施行後においては、国庫債務負担行為となるものとする。但し、この場合においては、改正後の第十五条第三項の規定は、これを適用しない。

第五条 左に掲げる法令は、これを廃止する。

明治四十四年法律第二号(公共団体に對する工事補助費繰越使用に関する法律)

明治五年太政官布告第十七号(政府に對する寄附に関する件)

第八条 国の予算、決算及び会計の制度に関する重要な事項を調査審議させるため、大蔵省に財政制度審議会を置く。

D [日法六三四五] ㉔

D [日法六三四五] ㉔

1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

附則 (昭和二十五年三月三十一日法律第六〇号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年年度予算から適用する。

附則 (昭和二十五年五月四日法律第一四二号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和二十六年六月一日法律第七三三号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和二十七年三月五日法律第四〇号) 抄

1 この法律中継統費、歳出予算及び支出予算の区分並びに繰越に係る部分は、公布の日から、その他の部分は、昭和二十七年四月一日から施行する。但し、改正後の財政法、会計法等の規定中継統費、歳出予算及び支出予算の区分並びに支出負担行為の実施計画に係る部分は、昭和二十七年年度分予算から適用する。

附則 (昭和二十七年七月三十一日法律第二六八号) 抄

1 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

附則 (昭和二十九年五月八日法律第九〇号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の財政法の規定は、昭和二十九年年度分予算から適用する。

附則 (昭和三十七年五月八日法律第一〇八号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四〇年四月二日法律第四六号)



第二十一編 財務通則 (財政法)

六二(一七)

この法律は、公布の日から施行し、改正後の附則第七条の規定は、昭和四十年度分の子算から適用する。

附則 (昭和五三年五月三日法律第五五号) 抄

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (平成三年九月一九日法律第八六号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (平成九年二月五日法律第一〇九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

D (日法六三四五) ㊟

D (日法六五九一) ㊟

○平成十一年大蔵省告示第六十九号  
(財政法第三十四条の二第一項の規定に基づく平成十一年度分の子算について、支出負担行為の実施計画につき大蔵大臣の承認を経なければならぬ経費)

(平成十一年三月十九日)  
(大蔵省告示第六十九号)

財政法 (昭和二十二年法律第三十四号) 第三十四条の二第一項の規定に基づき、平成十一年度分の子算について、支出負担行為の実施計画につき大蔵大臣の承認を経なければならぬ経費を別表のよう定める。

ただし、平成十年度において支出負担行為の実施計画につき既に大蔵大臣の承認を経た経費及び平成十一年度における予備費使用に係る経費を除く。

第二十一編 財務通則

(財政法第三十四条の二第一項の規定に基づく平成十一年度分の子算について、支出負担行為の実施計画につき大蔵大臣の承認を経なければならぬ経費)

七三

### ○外国為替資金特別会計法

(昭和二十六年三月三十日)  
法律第五十六号

改正

昭和二十六年	一月二十八日	法律第二六六号
同二十七年	六月二十七日	第二七〇号
同二十七年	七月二日	第二七三号
同二十八年	八月一日	第二七九号
同二十九年	四月一日	第二八二号
同三十年	七月一日	第二八七号
同三十七年	五月一日	第二八八号
同三十七年	七月二十九日	第二九五号
同三十七年	四月三〇日	第二九七号
同三十七年	四月三〇日	第二九九号
同三十七年	五月二十九日	第三〇二号
同三十七年	五月二十九日	第三〇四号
同三十七年	五月二十九日	第三〇八号
同三十七年	五月二十九日	第三一〇号
同三十七年	五月二十九日	第三一四号
同三十七年	五月二十九日	第三一五号
同三十七年	五月二十九日	第三一六号
同三十七年	五月二十九日	第三一七号
同三十七年	五月二十九日	第三一八号
同三十七年	五月二十九日	第三一九号
同三十七年	五月二十九日	第三二〇号
同三十七年	五月二十九日	第三二一号
同三十七年	五月二十九日	第三二二号
同三十七年	五月二十九日	第三二三号
同三十七年	五月二十九日	第三二四号
同三十七年	五月二十九日	第三二五号
同三十七年	五月二十九日	第三二六号
同三十七年	五月二十九日	第三二七号
同三十七年	五月二十九日	第三二八号
同三十七年	五月二十九日	第三二九号
同三十七年	五月二十九日	第三三〇号
同三十七年	五月二十九日	第三三一号
同三十七年	五月二十九日	第三三二号
同三十七年	五月二十九日	第三三三号
同三十七年	五月二十九日	第三三四号
同三十七年	五月二十九日	第三三五号
同三十七年	五月二十九日	第三三六号
同三十七年	五月二十九日	第三三七号
同三十七年	五月二十九日	第三三八号
同三十七年	五月二十九日	第三三九号
同三十七年	五月二十九日	第三四〇号
同三十七年	五月二十九日	第三四一号
同三十七年	五月二十九日	第三四二号
同三十七年	五月二十九日	第三四三号
同三十七年	五月二十九日	第三四四号
同三十七年	五月二十九日	第三四五号
同三十七年	五月二十九日	第三四六号
同三十七年	五月二十九日	第三四七号
同三十七年	五月二十九日	第三四八号
同三十七年	五月二十九日	第三四九号
同三十七年	五月二十九日	第三五〇号
同三十七年	五月二十九日	第三五一号
同三十七年	五月二十九日	第三五二号
同三十七年	五月二十九日	第三五三号
同三十七年	五月二十九日	第三五四号
同三十七年	五月二十九日	第三五五号
同三十七年	五月二十九日	第三五六号
同三十七年	五月二十九日	第三五七号
同三十七年	五月二十九日	第三五八号
同三十七年	五月二十九日	第三五九号
同三十七年	五月二十九日	第三六〇号
同三十七年	五月二十九日	第三六一号
同三十七年	五月二十九日	第三六二号
同三十七年	五月二十九日	第三六三号
同三十七年	五月二十九日	第三六四号
同三十七年	五月二十九日	第三六五号
同三十七年	五月二十九日	第三六六号
同三十七年	五月二十九日	第三六七号
同三十七年	五月二十九日	第三六八号
同三十七年	五月二十九日	第三六九号
同三十七年	五月二十九日	第三七〇号
同三十七年	五月二十九日	第三七一号
同三十七年	五月二十九日	第三七二号
同三十七年	五月二十九日	第三七三号
同三十七年	五月二十九日	第三七四号
同三十七年	五月二十九日	第三七五号
同三十七年	五月二十九日	第三七六号
同三十七年	五月二十九日	第三七七号
同三十七年	五月二十九日	第三七八号
同三十七年	五月二十九日	第三七九号
同三十七年	五月二十九日	第三八〇号
同三十七年	五月二十九日	第三八一号
同三十七年	五月二十九日	第三八二号
同三十七年	五月二十九日	第三八三号
同三十七年	五月二十九日	第三八四号
同三十七年	五月二十九日	第三八五号
同三十七年	五月二十九日	第三八六号
同三十七年	五月二十九日	第三八七号
同三十七年	五月二十九日	第三八八号
同三十七年	五月二十九日	第三八九号
同三十七年	五月二十九日	第三九〇号
同三十七年	五月二十九日	第三九一号
同三十七年	五月二十九日	第三九二号
同三十七年	五月二十九日	第三九三号
同三十七年	五月二十九日	第三九四号
同三十七年	五月二十九日	第三九五号
同三十七年	五月二十九日	第三九六号
同三十七年	五月二十九日	第三九七号
同三十七年	五月二十九日	第三九八号
同三十七年	五月二十九日	第三九九号
同三十七年	五月二十九日	第四〇〇号
同三十七年	五月二十九日	第四〇一号
同三十七年	五月二十九日	第四〇二号
同三十七年	五月二十九日	第四〇三号
同三十七年	五月二十九日	第四〇四号
同三十七年	五月二十九日	第四〇五号
同三十七年	五月二十九日	第四〇六号
同三十七年	五月二十九日	第四〇七号
同三十七年	五月二十九日	第四〇八号
同三十七年	五月二十九日	第四〇九号
同三十七年	五月二十九日	第四一〇号
同三十七年	五月二十九日	第四一一号
同三十七年	五月二十九日	第四一二号
同三十七年	五月二十九日	第四一三号
同三十七年	五月二十九日	第四一四号
同三十七年	五月二十九日	第四一五号
同三十七年	五月二十九日	第四一六号
同三十七年	五月二十九日	第四一七号
同三十七年	五月二十九日	第四一八号
同三十七年	五月二十九日	第四一九号
同三十七年	五月二十九日	第四二〇号
同三十七年	五月二十九日	第四二一号
同三十七年	五月二十九日	第四二二号
同三十七年	五月二十九日	第四二三号
同三十七年	五月二十九日	第四二四号
同三十七年	五月二十九日	第四二五号
同三十七年	五月二十九日	第四二六号
同三十七年	五月二十九日	第四二七号
同三十七年	五月二十九日	第四二八号
同三十七年	五月二十九日	第四二九号
同三十七年	五月二十九日	第四三〇号
同三十七年	五月二十九日	第四三一号
同三十七年	五月二十九日	第四三二号
同三十七年	五月二十九日	第四三三号
同三十七年	五月二十九日	第四三四号
同三十七年	五月二十九日	第四三五号
同三十七年	五月二十九日	第四三六号
同三十七年	五月二十九日	第四三七号
同三十七年	五月二十九日	第四三八号
同三十七年	五月二十九日	第四三九号
同三十七年	五月二十九日	第四四〇号
同三十七年	五月二十九日	第四四一号
同三十七年	五月二十九日	第四四二号
同三十七年	五月二十九日	第四四三号
同三十七年	五月二十九日	第四四四号
同三十七年	五月二十九日	第四四五号
同三十七年	五月二十九日	第四四六号
同三十七年	五月二十九日	第四四七号
同三十七年	五月二十九日	第四四八号
同三十七年	五月二十九日	第四四九号
同三十七年	五月二十九日	第四五〇号
同三十七年	五月二十九日	第四五一号
同三十七年	五月二十九日	第四五二号
同三十七年	五月二十九日	第四五三号
同三十七年	五月二十九日	第四五四号
同三十七年	五月二十九日	第四五五号
同三十七年	五月二十九日	第四五六号
同三十七年	五月二十九日	第四五七号
同三十七年	五月二十九日	第四五八号
同三十七年	五月二十九日	第四五九号
同三十七年	五月二十九日	第四六〇号
同三十七年	五月二十九日	第四六一号
同三十七年	五月二十九日	第四六二号
同三十七年	五月二十九日	第四六三号
同三十七年	五月二十九日	第四六四号
同三十七年	五月二十九日	第四六五号
同三十七年	五月二十九日	第四六六号
同三十七年	五月二十九日	第四六七号
同三十七年	五月二十九日	第四六八号
同三十七年	五月二十九日	第四六九号
同三十七年	五月二十九日	第四七〇号
同三十七年	五月二十九日	第四七一号
同三十七年	五月二十九日	第四七二号
同三十七年	五月二十九日	第四七三号
同三十七年	五月二十九日	第四七四号
同三十七年	五月二十九日	第四七五号
同三十七年	五月二十九日	第四七六号
同三十七年	五月二十九日	第四七七号
同三十七年	五月二十九日	第四七八号
同三十七年	五月二十九日	第四七九号
同三十七年	五月二十九日	第四八〇号
同三十七年	五月二十九日	第四八一号
同三十七年	五月二十九日	第四八二号
同三十七年	五月二十九日	第四八三号
同三十七年	五月二十九日	第四八四号
同三十七年	五月二十九日	第四八五号
同三十七年	五月二十九日	第四八六号
同三十七年	五月二十九日	第四八七号
同三十七年	五月二十九日	第四八八号
同三十七年	五月二十九日	第四八九号
同三十七年	五月二十九日	第四九〇号
同三十七年	五月二十九日	第四九一号
同三十七年	五月二十九日	第四九二号
同三十七年	五月二十九日	第四九三号
同三十七年	五月二十九日	第四九四号
同三十七年	五月二十九日	第四九五号
同三十七年	五月二十九日	第四九六号
同三十七年	五月二十九日	第四九七号
同三十七年	五月二十九日	第四九八号
同三十七年	五月二十九日	第四九九号
同三十七年	五月二十九日	第五〇〇号

外国為替資金特別会計法をここに公布する。

外国為替資金特別会計法

(設置)

第一条 政府の行う外国為替等(外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第六条第一項に規定する対外支払手段及び外貨証券並びに外貨債権(外国において又は外貨をもつて支払を受けることができる債権(同項第十三号に規定する債権をいう。)をいう。以下同じ。)並びに特別引出権(国際通貨基金協定第十五条に規定する特別引出権をいう。以下同じ。))並びに対

3 第一項の規定による一時借入金及び融通証券は、一年内に償還しなければならぬ。  
(外国為替資金の運営)  
第五条 外国為替資金は、外国為替等の売買に運用するものとする。

2 大蔵大臣は、外国為替等の売買及びこれに伴う取引上必要があるとき、外国為替資金に属する外国為替等(特別引出権を除く。)を銀行等(外国為替及び外国貿易法第十六条の二に規定する銀行等をいう。以下同じ。)及び外国にある外国銀行(以下「金融機関」という。)に対して預入し、若しくは貸し付け(貸越しの契約に基づく場合を含む。以下この項において同じ。)、又は同資金に属する現金を金融機関に預入し、若しくは貸し付けることができる。

3 大蔵大臣は、外国為替等の売買及びこれに伴う取引上必要があるとき、この会計の負担において、金融機関から、外国為替等(特別引出権を除く。以下この項において同じ。))の預入を受け、若しくは外国為替等を借り入れ(借越しの契約に基づく場合を含む。)、若しくは外国為替等手形の引受若しくは金融機関の外国為替等に係る債務の保証をし、又はこの会計の負担において、金融機関から現金の預入を受け、若しくは借越しの契約に基づいて現金を借り入れることができる。

4 大蔵大臣は、外国為替等の売買及びこれに伴う取引上必要があるとき、この会計の負担において、金融機関から外国為替等(特別引出権を除く。以下この項において同じ。))の寄託を

外支払の決済に必要な金銀地金をいう。以下同じ。))の売買(国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律(昭和二十七年法律第九十一号)第十七条の規定による取引を含む。以下同じ。))及びこれに伴う取引(国際通貨基金とその他の取引を含む。)を円滑にするために外国為替資金を置き、その運営に関する経理を一般会計と区分して特別に行うため、特別会計を設置する。

(昭二七法二二三・昭四四法一九・昭四五法二三・昭五一法四一・昭五四法六五・平九法五九・一部改正)

(管理)

第二条 この会計は、大蔵大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。

(昭二七法二七〇・全部改正)

(外国為替資金)

第三条 外国為替資金は、予算の定めるところにより一般会計から繰り入れる繰入金をもつて充てる。

(外国為替資金補足のための一時借入金及び融通証券)

第四条 外国為替資金に属する現金(本邦通貨たる現金をいう。以下同じ。)に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をし、又は融通証券を発行して、一時これを補足することができる。

2 前項の規定による一時借入金及び融通証券の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

D (日法六五〇六)Ⓔ

D (日法六四一四)Ⓕ

受け、又は金融機関に外国為替等を寄託することができる。  
5 外国為替資金に属する外国為替等及び現金は、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律第二条の規定による国際通貨基金に対する出資及び基金通貨代用証券(同法第五条第一項に規定する基金通貨代用証券をいう。以下同じ。))の償還に充てることのできる。

6 外国為替資金に属する現金は、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律第十一条第二項に規定する貸付けに充てることのできる。

7 この会計において、外国為替資金に属する現金に余裕があるときは、これを資金運用部に預託することができる。

(昭二七法二七〇・昭二九法六七・昭三七法二二五・昭四四法一九・昭四五法二二・昭五一法四一・平九法五九・一部改正)

(外国為替資金の運営の事務の委託)

第六条 大蔵大臣は、前条の規定による外国為替資金の運営に関する事務を、日本銀行に取り扱わせることができる。

2 日本銀行は、大蔵大臣の指示するところに従い、前項の規定により大蔵大臣から取扱いを委任された事務の一部を銀行等に取り扱わせることができる。

(昭二六法二六六・昭二七法二七〇・昭二九法六七・平九法五九・一部改正)

(外国為替等の売買に伴う損益の処理)

第七条 外国為替等の売買に伴って生じた利益は、この会計の当該年度の歳入に組み入れ、外国為替等の売買に伴って生じた損失

は、この会計の当該年度の歳出をもつて補てんする。但し、補てんのためのこの会計の当該年度の歳出予算額が当該補てん額に対して不足するときは、当該不足額は、翌年度において補てんするものとする。

2 前項の規定による利益及び損失の計算の方法並びに当該利益の繰入及び当該損失の補てんの時期は、政令で定める。

(外国為替等の価額の改定及びこれに伴う損益の処理)

第八条 外国為替資金に属する外国為替等(特別引出権並びに特別引出権をもつて表示される外貨証券及び外貨債権を除く。以下この条において同じ。)の価額は、外国為替相場(外国為替等のうち金銀地金以外のものについては、外国為替及び外国貿易法第七条第一項の規定により大蔵大臣が定める基準外国為替相場又は裁定外国為替相場をいい、金銀地金については大蔵大臣の指定する価額とする。以下同じ。)に変更があつたときは、政令で定める場合を除き、変更後の外国為替相場により改定するものとする。

2 前項の規定による外国為替等の価額の改定に基いて生ずる利益又は損失は、外国為替資金の評価益又は評価損として整理するものとする。

(昭二七法二三・昭四四法一九・昭五二法四一・平九法五九・一部改)

(歳入及び歳出)

五

分する。

(昭二七法二七〇・一部改正)

(予算の作成及び提出)

第十二条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、左の書類を添付しなければならない。

一 歳入歳出予算計算書

二 前前年度の貸借対照表及び損益計算書

三 前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

(昭二七法二七〇・一部改正)

(一般会計からの繰入れ)

第十二条の二 政府は、この会計の収入支出の状況により必要があると認めるときは、予算の範囲内において、一般会計からこの会計に繰入金をすることができる。

(昭四五法三二・追加)

(決算上の剰余の処理)

第十三条 この会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上、当該年度における第七条第一項の規定による利益の組入金、外国為替資金の運営に基く収益金、前条の規定による一般会計からの繰入金、積立金から生ずる収入及び附属雑収入の収納済額の合計額(以下「収納済額の合計額」という。)から当該年度における事務取扱費、事務委託費、外国為替資金の運営に要する経費、一時借入金、借入金、融通証券及び基金通貨代用証券の利子、融通証券

第二十一編 財務通則 (外国為替資金特別会計法)

第九條 この会計においては、第七条第一項の規定による利益の組入金、外国為替資金の運営に基く収益金(外国通貨をもつて表示されるもの又は特別引出権若しくは金地金によるものについてはその円貨代り金とし、国際通貨基金協定第五条第九項の規定による報酬を含み、第七条第一項に規定する利益を除く。以下同じ。)、第十二条の二の規定による一般会計からの繰入金、積立金から生ずる収入、第十八条第二項但書の規定による借入金の借入及び融通証券の発行に因る収入金並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、事務取扱費、事務委託費、外国為替資金の運営に要する経費(外国通貨をもつて表示されるもの又は特別引出権若しくは金地金によるものについては、その円貨代り金。以下同じ。)、第十八条第二項但書の規定による借入金及び融通証券の償還金、一時借入金、借入金、融通証券及び基金通貨代用証券の利子、融通証券及び基金通貨代用証券の発行及び償還に関する経費、第七条第一項の規定による損失の補てん金並びに附属諸費をもつてその歳出とする。

(昭二八法二二・昭四四法九・昭四五法三二・一部改正)

(歳入歳出予算計算書の作製)

第十条 大蔵大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予算計算書を作製しなければならない。

(昭二七法二七〇・一部改正)

(歳入歳出予算の区分)

第十一条 この会計の歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて項に区

D [日法六四一四] ㊟

[日法二二六四七] ㊟

及び基金通貨代用証券の発行及び償還に関する経費、第七条第一項の規定による損失の補てん金並びに附属諸費の支出済額と当該年度における第二十二条第一項の規定による歳出金の翌年度への繰越額との合計額(以下「支出済額等の合計額」という。)を控除して残余があるときは、予算の定めるところにより一般会計の歳入に繰り入れる金額を除く外、これをこの会計の積立金として積み立てるものとする。

(昭二八法二二・昭四五法三二・一部改正)

(決算上の不足の処理)

第十四条 この会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上、収納済額の合計額が支出済額等の合計額に不足するときは、これを前条に規定する積立金から補足する。

(昭二八法二二・昭四五法三二・一部改正)

(歳入歳出決定計算書の作製)

第十五条 大蔵大臣は、毎会計年度、歳入歳出予算計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作製しなければならない。

(昭二七法二七〇・一部改正)

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第十六条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、左の書類を添付しなければならない

第二十一編 財務通則 (外國為替資金特別会計法)

三六〇〇

- 一 歳入歳出決定計算書
- 二 当該年度の貸借対照表及び損益計算書

(昭二七法二七〇・一部改正)

(余剰金及び積立金の預託)  
 第十七条 この会計において、歳出の支払上現金に余剰があるときは、これを資金運用部に預託することができる。

- 2 この会計の積立金は、資金運用部に預託して運用することができる。

(昭二八法二二一・一部改正)

(一時借入金、借入金及び融通証券の起債並びに外國為替資金等に属する現金の繰替使用)  
 第十八条 この会計において、歳出の支払上現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をし、若しくは融通証券を発行し、又は外國為替資金若しくは第十三条に規定する積立金に属する現金を繰替使用することができる。

- 2 前項の規定による一時借入金、融通証券及び繰替使用金は、当該年度の歳入をもつて償還しなければならない。但し、歳入不足のため償還できないときは、その償還することができない金額を限り、この会計の負担において借入金をし、又は融通証券を発行することができる。
- 3 前項但書の規定による借入金又は融通証券は、一年内に償還しなければならない。

(昭二七法二七〇・一部改正)

(日法二二六四七)④

(昭四五法三二一・一部改正)

第十九条 削除 (昭二七法二七〇)

(国債整理基金特別会計への繰入)  
 第二十条 第四条第一項の規定による一時借入金及び融通証券の利子、基金通貨代用証券の利子、第十八条第一項の規定による一時借入金及び融通証券の利子、同条第二項但書の規定による借入金及び融通証券の利子及び償還金並びにこの会計の負担に属する融通証券及び基金通貨代用証券の発行及び償還に関する諸費の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

(昭四五法三二一・一部改正)

第二十一条 削除 (昭四五法三二一)

(支出未済額の繰越)

第二十二条 この会計において、支払義務の生じた歳出金で、当該年度の出納の完結までに支出済とならなかつたものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。

- 2 大蔵大臣は、前項の規定により繰越をしたときは、会計検査院に通知しなければならない。
- 3 第一項の規定により繰越をしたときは、当該経費については、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三十一条第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。

(昭二七法二七〇・一部改正)

D (日法六四一四)④

第二十三条 この会計において取得することができる金銀地金は、対外支払の決済上必要なものに限り、(会計の運営に関する事務の委託)

第二十四条 大蔵大臣は、第六条に規定する事務の外、この会計の運営に関する事務を日本銀行に取り扱わせることができる。

- 2 前項の場合において、大蔵大臣は、外國為替資金の運営に要する経費の支払に必要な資金を日本銀行に交付することができる。

(昭二七法二七〇・一部改正)

第二十五条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附則 抄

- 1 この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。
- 2 外國為替特別会計法(昭和二十四年法律第二百二十七号)は、廃止する。

4 外國為替特別会計において、一時借入金、借入金及び融通証券の利子、融通証券の発行及び償還に関する経費、事務取扱費、事務委託費並びに附属諸費につき、昭和二十五年途中で支払義務の生じた歳出金(以下「支出決定済歳出金」という。)で、当該年度の出納の完結までに支出済とならなかつたものに係る歳出予算は、この会計に繰り越して使用することができる。

- 5 第二十二條第二項及び第三項の規定は、前項の規定による繰越について準用する。

第二十一編 財務通則 (外國為替資金特別会計法)

三六〇一

6 この法律施行の際外國為替特別会計に属する資産(現金及び未収金債権を除く。)及び負債(支出決定済歳出金に係るものを除く。)は、外國為替資金に帰属するものとする。

7 外國為替特別会計の昭和二十五年の出納の完結(以下「出納の完結」という。)の際同特別会計に属する現金のうち支出決定済歳出金に係る負債で出納の完結までに弁済を終らなかつたもの(以下「繰越負債」という。)の額に相当する金額を除いたもの及び出納の完結の際同特別会計に属する未収金債権は、出納の完結の際外國為替資金に帰属するものとする。

8 繰越負債は、出納の完結の際この会計に帰属するものとし、同特別会計の歳出をもつて弁済するものとする。

9 出納の完結の際外國為替特別会計に属する現金のうち繰越負債の額に相当するものは、その際この会計の歳入に繰り入れられるものとする。

10 外國為替特別会計法第十四条第四項但書の規定により借り入れ、又は発行した借入金又は融通証券でこの法律施行の際償還未済のものは、第四条第一項の規定により当該借入又は発行の日において借り入れ、又は発行した一時借入金又は融通証券とみなす。但し、当該借入金又は融通証券の額は、同条第二項の規定による一時借入金及び融通証券の限度額の計算には算入しないものとする。

11 旧清算勘定その他の諸勘定の残高に関する請求権の処理に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の議定書第二条の

第二十一編 財務通則 (外国為替資金特別会計法)

三六〇二

規定に基づき、日本国がインドネシア共和国に対して有する一億七千六百九十一万三千九百五十八アメリカ合衆国ドル四十一セントの額の請求権を放棄したことにより外国為替資金に生じた損失については、当該請求権の額を同議定書の効力発生の日における基準外国為替相場(外国為替及び外国貿易法第七条第一項の基準外国為替相場をいう。)で換算した金額に相当する金額を、外国為替資金の金額から減額して整理するものとする。

(昭三三法一六八・追加、平九法五九一部改正)

14 財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第二議定書第二条の規定に基づき、大韓民国から日本国と大韓民国との間の清算勘定の残高四千五百七十二万九千三百九十八合衆国ドル八セントに係る各年の賦払金の全部又は一部について同条の要請があつた場合(同議定書第六条の規定によりその要請があつたものとみなされる場合を含む。)において、当該賦払金の支払が行なわれたものとみなされることにより外国為替資金に生ずる損失は、外国為替資金の金額から減額して整理するものとする。

(昭四一法一三七・追加)

附則 (昭和二六年一月二八日法律第二六六号)

この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和二七年六月二七日法律第二二三号)

この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和二七年七月三日法律第二七〇号)

正前の加盟措置法第二条の規定による基金に対する出資に係るものは、外国為替資金に帰属する。この場合において、同法第五条第一項の規定により基金に出資した国債(同法第七条第一項の規定により日本銀行が買い取つたものを含む。)でこの法律の施行前に償還をしたものの額に相当する額は、一般会計に対する負債として整理し、その支払については、政令で定める。

附則 (昭和五一年五月二九日法律第四一七号)

1 この法律は、国際通貨基金協定の第二次改正の効力発生の日から施行する。ただし、公布の日が当該効力発生の日後であるときは、公布の日から施行する。

(効力発生の日) 昭和五三年四月一日

附則 (昭和五四年一月一八日法律第六五号)

(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(昭和五五年政令第二五八号で昭和五五年一月一日から施行)

附則 (平成九年五月二三日法律第五九号)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。

第二十一編 財務通則 (外国為替資金特別会計法)

三六〇三

1 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

附則 (昭和二八年八月一日法律第二二二号)

この法律は、公布の日から施行し、第十三条の改正規定は、昭和二十七年以後の決算上の剰余金の処理について適用する。

附則 (昭和二九年四月一〇日法律第六七号)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三三年七月二一日法律第一六八号)

この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三七年五月二一日法律第二二五号)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四一年七月二九日法律第二三七号)

2 改正後の附則第十四項の規定は、昭和四十年年度の決算から適用する。

附則 (昭和四四年四月三〇日法律第一九号)

1 この法律は、国際通貨基金協定の改正の効力発生の日から施行する。

(効力発生の日) 昭和四四年七月二八日

附則 (昭和四五年四月一七日法律第二二二号)

1 この法律は、公布の日から施行する。

5 前項の規定による改正後の外国為替資金特別会計法の規定は、昭和四十五年度の予算から適用する。

6 この法律の施行の際一般会計に属する権利及び義務のうち、改

D [日法六四一四] ②

D [日法六四一四] ②

〔次の法律は、この巻の編集時現在未施行〕  
○経済協力開発機構金融支援基金への加盟に伴う措置  
に関する法律 (抄)

(昭和五十一年五月二十九日  
法律第三十八号)

附則

- 1 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。
- 3 外国為替資金特別会計法 (昭和二十六年法律第五十六号) の一部を次のように改正する。  
附則中第十七項を第二十一項とし、第十六項を第二十項とし、第十五項を第十九項とし、第十四項の次に次の四項を加える。  
15 外国為替資金に属する実際上交換可能通貨 (経済協力開発機構金融支援基金への加盟に伴う措置に関する法律 (昭和五十一年法律第三十八号、以下「加盟措置法」という。)) 第二条第二号に規定する実際上交換可能通貨をいう。以下同じ。は、加盟措置法第三条第一号に掲げる貸付け (同号に規定する貸付予約の履行を含む。)) 及び譲受けのために充てることができるものとし、同条第二号に掲げる取引並びに加盟措置法第四条の規定による預入の受入れ及び借入れに係る実際上交換可能通貨は、外国為替資金に受け入れられるものとする。
- 16 加盟措置法第三条各号に掲げる取引並びに加盟措置法第四条

- の規定による預入の受入れ及び借入れに係る利子又は手数料の収入又は支出は、この会計の歳入又は歳出とし、当該収入又は支出は、第十三条及び第十四条に規定する収納済額の合計額又は支出済額等の合計額に含めるものとする。
- 17 この会計の負担に属する加盟措置法第三条第二号に掲げる借入れ及び加盟措置法第四条の規定による借入れに係る利子の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。
- 18 加盟措置法第三条各号に掲げる取引並びに加盟措置法第四条の規定による預入の受入れ及び借入れにより発生する加盟措置法第二条第一号に規定する特別引出権をもつて表示される債権又は債務の価額並びに当該価額の改定及びこれに伴う損益の処理については、政令で定める。

D [日法六四一四] ㉔

○外国為替資金特別会計法施行令

(昭和二十六年四月三十日  
政令第百一十二号)

改正	昭和二十七年	七月	二日	政令第三二五号
	同二十七年	七月	三日	同第三〇六号
	同二十七年	六月	八日	同第一八九号
	同二十七年	四月	一六日	同第一五〇号
	同二十七年	七月	三十一日	同第三一四号
	同二十四年	六月	二日	同第一四〇号
	同四十五年	四月	一七日	同第六号
	同五三年	三月	二八日	同第五号

外国為替資金特別会計法施行令をここに公布する。

外国為替資金特別会計法施行令

内閣は、外国為替資金特別会計法 (昭和二十六年法律第五十六号) 第七条第二項、第二十一条第一項及び第二十五条並びに会計法 (昭和二十二年法律第三十五号) 第一条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

(歳入歳出予定計算書等)

第一条 外国為替資金特別会計の歳入歳出予定計算書は、歳入にあつては、その性質に従つてその金額を款項に区分し、更に、各項の金額を各目に分し、見積の事由及び計算の基とすることを示し、歳出にあつては、その金額を事項別に区分し、経費要求の脱

第二十一編 財務通則 (外国為替資金特別会計法施行令)

[日法三二二九] ㉓

- 明、当該事項に対する項の金額等を示さなければならない。
  - 2 この会計の繰越明許費要求書は、繰越明許費について、事項ごととその必要の理由を明らかにするとともに、繰越を必要とする経費の項の名称を示さなければならない。
  - 3 第一項の歳入歳出予定計算書には、この会計の歳入歳出の予定全体に関する説明を附さなければならない。
  - 4 この会計の歳入歳出予定計算書及び繰越明許費要求書の作成の時期については、予算決算及び会計令 (昭和二十二年勅令第六十五号、以下「令」という。)) 第十一条第五項に規定する書類の大蔵大臣への送付の時期の例による。
  - 5 前項の歳入歳出予定計算書には、外国為替資金特別会計法 (以下「法」という。)) 第十二条第二号及び第三号に掲げる書類の外、予算総則に規定する必要がある事項に関する調書及び外国為替資金の運営計画に関する調書を添附しなければならない。  
(昭二七政二五・昭二七政三〇六・昭三七政一五〇・昭三七政二二四、一部改正)
- (歳入歳出予定額各目明細書)
- 第二条 大蔵大臣は、予算が国会に提出された後、直ちに歳入歳出予算に基づき、歳入歳出予定額各目明細書を作成しなければならない。
- 2 前項に規定する歳入歳出予定額各目明細書は、各項の金額を各目に分し、必要に応じ、更に、各目の金額を細分し、且つ、これらの計算の基とすることを示さなければならない。

三六〇五

租税特別措置法等の一部を改正する法律案

職権修正全体版



衆の十四條一項」を「衆四十一條の十五條一項」に改め、同条第四項中「衆四十一條の十四條一項」を「衆四十一條の十五條一項」に改め、同条を第四十一条の十五とし、第四十一条の十三の次に次の一条を加える。

(商品先物取引に係る雑所得等の課税の特例)

第四十一条の十四 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、平成十三年四月一日から平成十五年三月三十一日までの期間(第三項及び第四項において「適用期間」という。)内に、商品取引所法

(昭和二十五年法律第二百三十九号)第二条第六項に規定する先物取引(同条第八項第一号ホに掲げる取引を含む。以下この条において「商品先物取引」という。)をし、かつ、当該商品先物取引の決済

(当該商品先物取引に係る商品の受渡しが行われることとなるものを除く。以下この条において「差金等決済」という。)をした場合には、当該差金等決済に係る当該商品先物取引による事業所得及び雑所得については、所得税法第二十二條及び第八十九條並びに第六十五條の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該商品先物取引による事業所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額(以下この項において「商品先物取引に係る雑所得等の金額」という。)に対

前項の規定の適用がある場合における所得税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

3 適用期間内に商品先物取引の差金等決済をする者（法人税法別表第一に掲げる法人その他の政令で定めるものを除く。）は、その差金等決済をする日までに、その差金等決済の都度、その者の氏名又は名称及び住所（国内に住所を有しない者にあつては、財務省令で定める場所。以下この項及び次項において同じ。）を次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者（以下この項から第五項までにおいて「商品取引員等」という。）に告知しなければならない。この場合において、当該商品先物取引の差金等決済をする者は、当該商品取引員等にその者の住民票の写し、法人の登記簿の抄本その他の政令で定める書類を提示しなければならないものとし、当該商品取引員等は、当該告知された氏名又は名称及び住所を当該書類により確認しなければならないものとする。

一 その商品先物取引の委託を<sup>した</sup>する場合 当該商品先物取引の委託を受けた商品取引所法第二百二十六条第三項に規定する商品取引員（以下この号において「商品取引員」という。）の営業所その他これに準ずるもの（以下この号において「営業所等」という。）の長（商品先物取引の委託の取次ぎにより

当該商品取引員に当該商品先物取引の委託を<sup>した</sup>する場合にあつては、当該委託の取次ぎを引き受けた商品取引員の営業所等の長)

二 前号に掲げる場合以外の場合 当該商品先物取引を<sup>した</sup>商品取引所法第二条第七項に規定する商品市場を開設した同条第一項に規定する商品取引所の長

4 商品取引員等は、適用期間内に居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が行つた商品先物取引について差金等決済があつた場合には、当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の各人別に、その者の氏名及び住所、当該差金等決済ごとの決済の方法、当該差金等決済に係る商品先物取引の種類、数量及び対価の額又は約定価格等(商品取引所法第二百二十六条の二十一の約定価格等をいう。)その他の財務省令で定める事項を記載した調書(次項及び第七項において「商品先物取引に関する調書」という。)を、その商品先物取引の差金等決済があつた日の属する月の翌月末日までに、当該商品取引員等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

5 商品取引員等は、政令で定めるところにより税務署長の承認を受けた場合には、前項の規定により調書に記載すべきものとされる事項を記録した磁気テープその他の財務省令で定める記録用の媒体(以下



のは、「若しくは第四十三条から第四十八条まで又は租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成十一年法律第九号）附則第二十六条第十二項又は第十四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十六条」とする。

（租税特別措置法等の一部を改正する法律の一部改正）

第七条 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二十条第四項中「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、同項第二号中「合併による」とあるのは「合併又は分割による」と、「又は合併」とあるのは「又は合併若しくは分割」と、「合併」とあるのは「合併又は分割」と、「九百万円」を「とあるのは「九百万円）又は分割をした会社の当該分割の直前における資本の金額から当該分割の直後における資本の金額を控除した金額を」と、同項第四号中「合併」とあるのは「合併又は分割」とする」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次に掲げる規定 平成十三年三月三十一日

イ 第一条中租税特別措置法の目次の改正規定、同法第二条第二項の改正規定、同法第八条の五第一項第一号の改正規定、同法第九条の四から第九条の八までの改正規定、同法第三十一条の二第二項第七号の改正規定（同号ロの改正規定を除く。）、同項第十号及び第十一号の改正規定、同法第三十七条の十第四項の改正規定、同法第四十条の五の改正規定、同法第四十二条の三の二第一項の改正規定（「第九条の五第三項後段」を削る部分に限る。）、同法第五十二条の三の改正規定、同法第五十五条から第五十六条の二までの改正規定、同法第五十六条の四の改正規定、同法第五十七条の改正規定（「当該計算した金額」を「当該金額」に改め、「の百分の十三に相当する金額と当該超える部分の金額の百分の二に相当する金額との合計額」を削る部分及び「百分の九」を「百分の八」に改める部分を除く。）、同法第五十七条の三から第五十七条の九までの改正規定、同法第五十八条第七項の改正規定、同法第五十八条の二の改正規定、同法第五十八条の三第四項及び第五十九条第四項の改正規



のは、「若しくは第四十三条から第四十八条まで又は租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成十一年法律第九号）附則第二十六条第十二項又は第十四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十六条」とする。

（租税特別措置法等の一部を改正する法律の一部改正）

第七条 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二十条第四項中「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、同項第二号中「合併による」とあるのは「合併又は分割による」と、「又は合併」とあるのは「又は合併若しくは分割」と、「合併」とあるのは「合併又は分割」と、「九百万円」を「又は分割をした会社の当該分割の直前における資本の金額から当該分割の直後における資本の金額を控除した金額を」と、同項第四号中「合併」とあるのは「合併又は分割」とする」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次に掲げる規定 平成十三年三月三十一日

イ 第一条中租税特別措置法の目次の改正規定、同法第二条第二項の改正規定、同法第八条の五第一項第一号の改正規定、同法第九条の四から第九条の八までの改正規定、同法第三十一条の二第二項第七号の改正規定（同号口の改正規定を除く。）、同項第十号及び第十一号の改正規定、同法第三十七条の十第四項の改正規定、同法第四十条の五の改正規定、同法第四十二条の三の二第一項の改正規定（「第九条の五第三項後段」を削る部分に限る。）、同法第五十二条の三の改正規定、同法第五十五条から第五十六条の二までの改正規定、同法第五十六条の四の改正規定、同法第五十七条の改正規定（「当該計算した金額」を「当該金額」に改め、「の百分の十三に相当する金額と当該超える部分の金額の百分の二に相当する金額との合計額」を削る部分及び「百分の九」を「百分の八」に改める部分を除く。）、同法第五十七条の三から第五十七条の九までの改正規定、同法第五十八条第七項の改正規定、同法第五十八条の二の改正規定、同法第五十八条の三第四項及び第五十九条第四項の改正規

上に存する権利の譲渡が同号二に掲げる行為の場合にあつては、承継銀行と合併する被管理金融機関を含む。」を削る。

#### 理由

最近における社会経済情勢等にかんがみ、住宅借入金等に係る所得税額控除制度の控除期間及び控除限度額の拡充等による新たな住宅ローン減税の実施、中小企業投資促進税制の延長等の投資の促進等に資する措置及び上場株式等に係る譲渡所得等の源泉分離選択課税を存続する経過措置の延長等の金融関係の措置を講ずるとともに、認定特定非営利活動法人に対する寄附金に係る特例及び贈与税の基礎控除の特例の創設、個人の土地等に係る長期譲渡所得に対する課税の特例制度における税率軽減の特例等の延長等の土地税制の改正、分割・合併等の企業の組織再編成に対応するための各種特別措置の整備等を行うほか、技術等海外取引に係る所得の特別控除制度の見直し等既存の特別措置の整理合理化を図り、あわせて交際費の損金不算入制度、住宅用家屋に係る所有権の保存登記等に対する登録免許税の特例等期限の到来する特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。